

平成 29 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

地域力強化および包括的な相談支援体制構築の推進に

関する調査研究

株式会社日本総合研究所

平成 30 (2018) 年 3 月

目次

調査研究の目的・概要.....	1
1. 調査研究の目的.....	1
2. 調査研究の概要.....	1
3. 昨年度の調査内容.....	3
第1章 地域共生社会の実現に向けた政策動向等.....	6
1. 政策動向	6
2. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の概要.....	13
3. 両事業の位置づけ.....	16
第2章 モデル事業の実施状況.....	19
1. 事業実施自治体の整理.....	19
2. 事業実施概要の整理.....	21
第3章 具体的な取組内容等.....	26
1. 検討の枠組み等.....	26
2. 各項目の検討.....	28
第4章 一体的・継続的な実施.....	65
1. 盛岡市	66
2. 山形市	71
3. 江戸川区	76
4. 氷見市	80
5. 名張市	86
6. まとめ	92
第5章 取組の推進・成果把握.....	93
1. 成果把握等の考え方.....	93
2. 成果等の把握方法.....	95
3. 今後に向けて.....	110

参考資料1 改正社会福祉法【抜粋】

参考資料2 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

参考資料3 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）

参考資料4 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領

参考資料5 事業実施自治体の事例

調査研究の目的・概要

1. 調査研究の目的

本調査研究は、地域共生社会実現に関するモデル事業として平成 28 年度から実施されている「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」（以下「多機関事業」という。）、平成 29 年度から実施されている「地域力強化推進事業」（以下「地域力事業」という。）について、実施の実施内容の整理・分析、実施自治体を対象とした事例調査、取組の成果把握方法の検討等を行い、今後包括的相談支援体制の整備や地域力の強化に取り組む自治体の参考となる形で取りまとめるものである。

2. 調査研究の概要

（1）実施の流れ

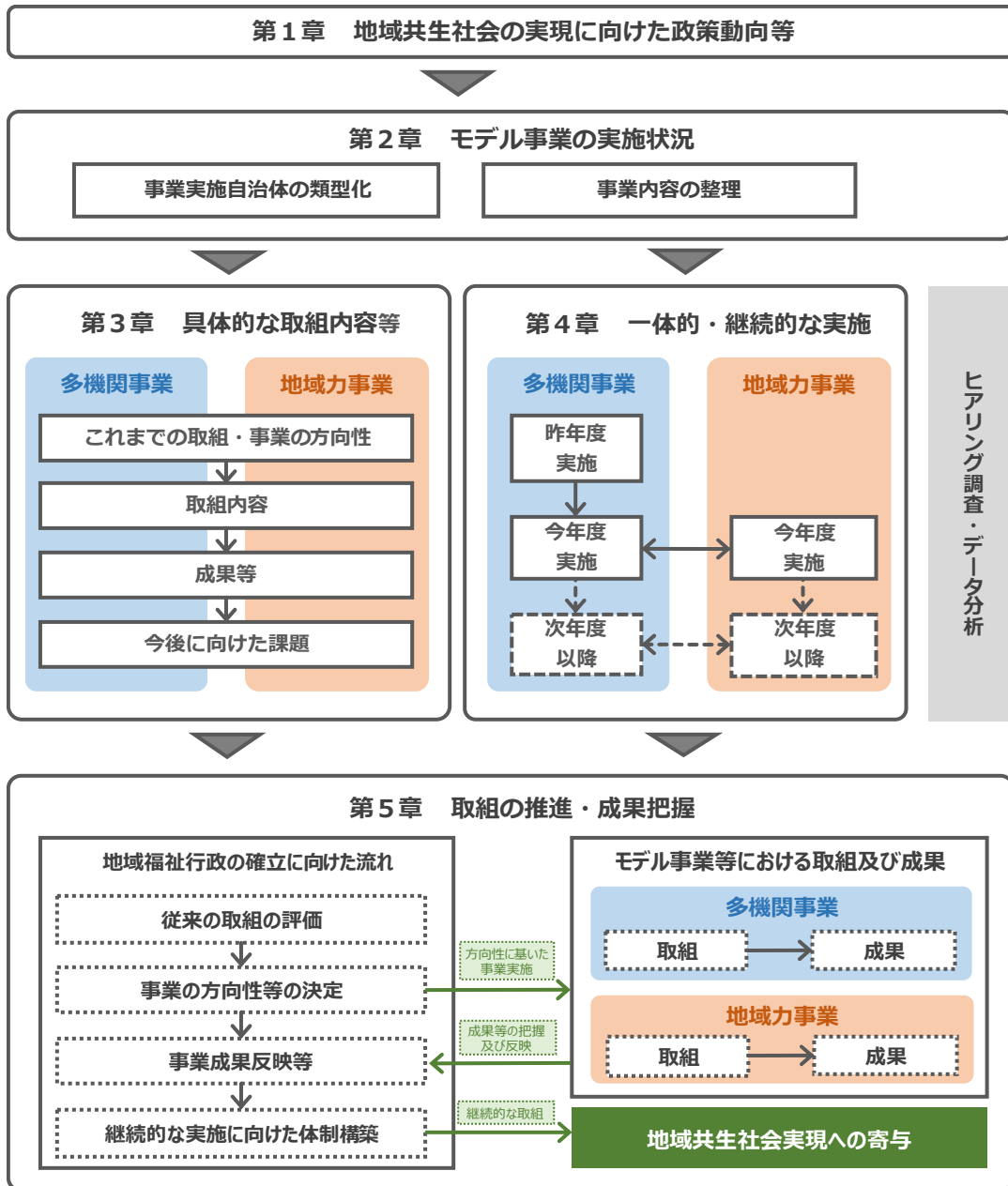
本調査研究においては、まず、地域共生社会の実現に向けた政策動向等についてとりまとめるとともに、多機関事業、地域力事業の位置付けについて整理した。【第 1 章】

次に、今年度両事業に取り組む自治体の概要及び実際の取組内容について類型化等を行い、どのような形でモデル事業が活用されているかを明らかにした。【第 2 章】

また、実施自治体を対象としたヒアリング調査やデータ分析等をおし、具体的な取組実施の背景、取組内容、成果、課題等に関する検討、多機関事業の継続及び地域力事業との一体実施の効果に関する検討を実施した。【第 3 章、第 4 章】

最後に、地域共生社会実現に向けた取組の推進方法、モデル事業等における成果把握方法等について検討を行うとともに、検討内容についてとりまとめた。【第 5 章】

図表 報告書概要



(2) ヒアリング調査・データ分析

ヒアリング調査及びデータ分析の概要は以下のとおり。

図表 調査概要

ヒアリング調査	目的	多機関事業、地域力事業の実施自治体における、地域福祉、相談支援に関する現状、事業実施経緯、取組の具体的内容、目標及び効果、課題、次年度以降の取組等の把握
	実施時期	平成 29 年 9 月～平成 30 年 2 月
	調査対象	多機関事業、地域力事業の実施主体である自治体 12 団体 ※必要に応じて事業の委託先も対象とした
データ分析	目的	多機関事業、地域力事業の実施自治体における、取組の概要、取組や体制整備の状況、目標及びその達成状況等の分析・整理
	調査対象	厚生労働省が保有する実施自治体に関する各種データ

(3) 有識者委員会

本調査研究の実施にあたって専門的、実務的な視点からの意見を検討に反映すること等目的として、学識経験者、本事業関係者等からなる有識者委員会を開催した。

図表 有識者委員会委員

日本福祉大学	社会福祉学部教授	福祉社会開発研究所所長	平野 隆之氏	◎
公益財団法人さわやか福祉財団	戦略アドバイザー		土屋 幸己氏	
社会福祉法人	氷見市社会福祉協議会	事務局次長	森脇 俊二氏	
同志社大学	社会学部社会福祉学科	准教授	永田 祐氏	

※◎は委員長

図表 有識者委員会開催概要

	日時	場所	主な議題
第1回	平成 29 年 10 月 4 日(水) 午後 3 時～午後 5 時 30 分	同志社大学 室町キャンパス 寒梅館 6階大会議室	・実施自治体の概要について ・ヒアリング経過について ・自治体の自己評価結果について ・分析の枠組みについて
第2回	平成 29 年 12 月 13 日(水) 午前 9 時 30 分～午後 0 時	同上	・自治体の分類について ・ヒアリング経過について

	日時	場所	主な議題
			<ul style="list-style-type: none"> ・取組のポイントについて ・取組の評価について
第3回	平成30年3月8日(木) 午後3時～午後5時30分	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書について

3. 昨年度の調査内容

(1) 概要

平成 28 年度においては、「全世代・全対象者型地域包括支援体制の構築に向けた評価指標に関する調査研究」として、同年度に多機関事業を実施している 26 団体を対象とし、包括的な相談支援体制のあり方、評価等について検討を実施した。

図表 平成 28 年度多機関事業実施自治体

No.	自治体名	直営／受託機関
1	釧路市(北海道)	社団法人 釧路社会的企業創造協議会
2	盛岡市(岩手県)	社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会
3	矢巾町(岩手県)	矢巾町
4	湯沢市(秋田県)	社会福祉法人 雄勝福祉会
5	大潟村(秋田県)	社会福祉法人 大潟村社会福祉協議会
6	山形市(山形県)	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会
7	東海村(茨城県)	社会福祉法人 東海村社会福祉協議会
8	栃木市(栃木県)	栃木市
9	市貝町(栃木県)	社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会
10	鴨川市(千葉県)	特定非営利活動法人 夕なぎ
11	江戸川区(東京都)	社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
12	世田谷区(東京都)	地域包括支援センターを委託している 13 の社会福祉法人
13	妙高市(新潟県)	妙高市
14	氷見市(富山県)	社会福祉法人 氷見市社会福祉協議会
15	美浜町(福井県)	社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会
16	茅野市(長野県)	茅野市
17	名張市(三重県)	名張市
18	伊賀市(三重県)	伊賀市
19	豊中市(大阪府)	豊中市、社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会、一般社団法人 キャリアブリッジ
20	有田川町(和歌山県)	有田川市
21	琴浦町(鳥取県)	社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会
22	呉市(広島県)	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
23	大牟田市(福岡県)	医療法人 静光園
24	佐賀市(佐賀県)	社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会
25	長崎市(長崎県)	地域包括支援センター
26	鹿児島県	大隅くらし・しごとサポートネットワーク共同事業体

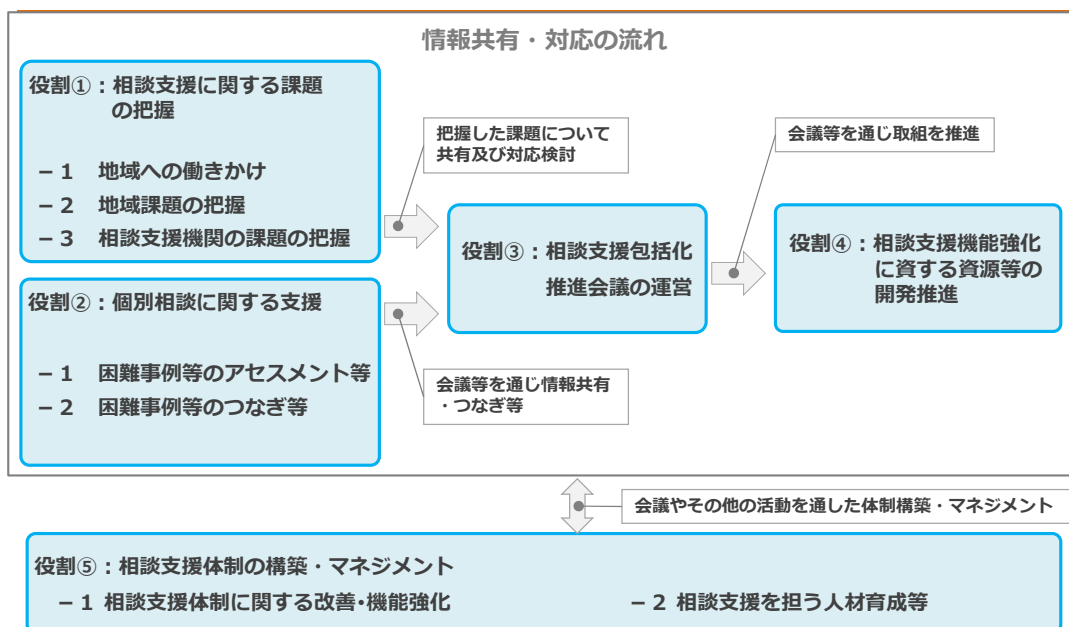
(2) 結果

昨年度調査研究の結果は以下のとおり。本調査研究においても適宜昨年度調査研究の結果を参照する。

(相談支援包括化推進員の役割)

相談支援の包括化の中核を担う相談支援包括化推進員の役割について整理した。

相談支援包括化推進員は、相談支援機能の強化・円滑化を目指し、①相談支援に関する課題の把握、②個別相談に関する支援に取り組むとともに、③相談支援包括化推進会議の運営等を通じ、①、②に関する情報共有や、④相談支援機能強化に資する資源等の開発推進に取り組むことが考えられる。あわせて、相談支援体制全体を俯瞰し、⑤相談支援体制の構築・マネジメントも行う。



(包括化の基盤となる制度等)

どのような制度等を基盤として相談支援の包括化を行うかは、自治体ごとに異なる。ここでは、相談支援包括化の基盤となる制度等について整理した。

制度等	内容
地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築が進んでいる自治体を中心に、対象を高齢者から全世代・全対象に拡大する方向で、相談支援体制の包括化を推進する例がみられる。 ・具体的には、地域包括ケアシステムの枠組み(圏域:日常生活圏域、拠点:地域包括支援センター、会議:地域ケア会議 等)を基盤としながら、対象を高齢者以外に拡大する形での包括化が目指されている。

制度等	内容
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の制度・枠組みを基盤とせず、地域における福祉ニーズや実情に応じて包括化を行う自治体もある。 ・具体的には、地域包括センターや生活困窮自立支援事業における相談窓口以外の新たな拠点、相談窓口等を核として位置付け包括化を推進するケース、既存の拠点・窓口を活用しつつ機能的な包括化を行うケース等が挙げられる。
生活困窮者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立支援においては、高齢、障がい、子ども等多様な分野に関連する相談事例に対し、多様な機関が連携した対応が求められる。この連携を推し進める形で、包括化を図る例がみられる。 ・具体的には、生活困窮者の自立相談支援機関(団体や窓口)と、他の相談支援窓口を一体的に運用する等の形がある。

(相談支援包括化推進員の配置)

相談支援包括化推進員の配置について「所属」と「活動範囲」の視点から整理した。

(留意点等)

相談支援包括化における留意点として、「多機関を巻き込んだ体制構築」、「相談支援包括化推進員の位置付け等の明確化」、「相談支援包括化推進会議の内容の明確化」、「体制のマネジメントのあり方の検討」の4つの項目について整理した。

(評価指標等)

検討結果を踏まえ、相談支援の包括化に関する評価指標等を作成した。体制の整備・運用の流れにあわせ、「現状把握・方向性検討段階」、「包括的な相談支援体制の構築段階」、「包括的な相談支援体制の運用段階」の3つの段階ごとに、チェックリスト、評価指標(活動指標・成果指標)の例について検討した。

第1章 地域共生社会の実現に向けた政策動向等

1. 政策動向

(1) これまでの経緯

厚生労働省は、新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチームが平成27年9月に公表した、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」等を踏まえ、地域共生社会の実現に取り組んでいる。

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が明確に位置付けられたことを受け、同年7月15日には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成過程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置された。

以降、平成28年10月から開始した地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）における検討（平成29年9月に最終取りまとめ）や、同本部が平成29年2月に取りまとめた「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」にもとづいた各種取組が実施されている。

(2) 地域力強化会議における検討内容

① 会議の位置付け

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部のもと住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行うために、厚生労働省では、「地域力強化検討会」を設置し、検討を重ねた。

平成28年10月4日の第1回検討会以降、平成29年8月までに計10回の会議が開催され、平成29年9月には、最終とりまとめが公表された。

② 最終取りまとめの概要

最終取りまとめにおいては、今後どのように地域共生社会の実現を目指すかについて、総論を整理したうえで、実現のための取組・ツールとしての市町村における包括的な支援体制の構築、地域福祉（支援）計画のあり方や自治体・国の役割について整理している。

図表 地域力強化会議最終取りまとめの概要

**地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要
～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～**

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

[2] 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 第106条の3 第1項第2号

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
例2 地域包括支援センターのプラチナを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
例3 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
例4 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

[3] 市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備 等

○計画策定にあたっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定する方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

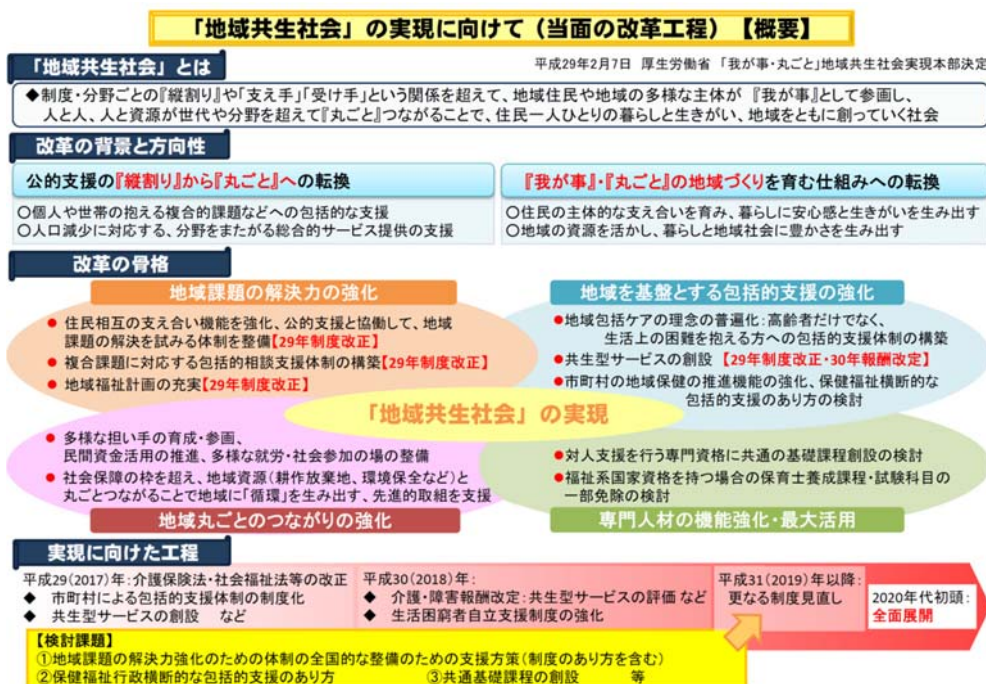
出典:厚労省資料

(3) 当面の改革工程に基づいた取組

① 概要

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が平成29年2月に取りまとめた「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)においては、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を改革の骨格としている。また、具体的な改革として、平成29年度において、介護保険法及び社会福祉法等の改正をとおり市町村による包括的支援体制の制度化や共生型サービスの創設を推進するとともに、平成30年度において、介護・障害者報酬の改定を通じた共生型サービスの評価に関する検討や生活困窮者自立支援制度の見直しを進めるとしている。

図表 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の概要



出典：厚生省資料

② 改革工程に基づく取組の進捗状況

平成30年3月時点での「当面の改革工程」に基づく取組の主な進捗状況は以下のとおり。
多機関事業及び地域力事業への関係の深い、「地域課題の解決力の強化」に関する取組について、下記③～⑤で整理する。

図表 「当面の改革工程」に基づく取組の主な進捗状況

地域課題の解決力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法の改正(平成29年6月2日公布。平成30年4月1日施行) ○改正社会福祉法第106条の3第2項の規定に基づく「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表(平成29年厚生労働省告示第355号)(平成29年12月12日) ○地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成29年12月12日局長通知)の発出
地域丸ごとのつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業の実施(平成29年度より) ○市町村や社会福祉施設等の事業者が、地域づくりに取り組みやすくする観点からの通知の発出 :地域づくりに資する事業の一体的な実施について(平成29年3月31日課長通知)

	:「社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について」(平成 29 年3月 31 日課長通知)
地域を基盤とする 包括的支援の強化	○介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけ(平成 29 年6月2日公布。平成 30 年 4 月 1 日施行)
専門人材の機能強化・最大活用	○厚生労働科学特別研究において、保健医療福祉の共通基礎課程のあり方について検討 ○福祉系国家資格を持つ者への保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除(平成 30 年度より)

③ 社会福祉法の改正 (平成 29 年 6 月 2 日公布 平成 30 年 4 月 1 日施行)

本調査研究に係る社会福祉法の改正の主な内容は、地域福祉推進の理念の規定(第 4 条第 2 項)、理念実現のための市町村の役割の明確化(第 106 条の 3)、地域福祉計画等の位置づけの強化(第 107 条及び第 108 条)である。「我が事・丸ごと」の考え方にもとづいた地域福祉の推進について、市町村の主体性を明確にし、その推進のツールとしての地域福祉計画の役割の強化を図っている。詳細は「参考資料 1 改正社会福祉法【抜粋】」参照。

図表 改正社会福祉法の概要

改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

出典:厚労省資料

④ 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年 12 月 12 日）

本指針は、改正社会福祉法に基づき市町村が進める包括的な支援体制づくりについて必要となる機能・取組の内容や留意点等について示したものである。

改正社会福祉法の第 106 条の 3 の各項目に対応した必要な機能・取組を整理するとともに、地域の実情に応じた実施方法検討の重要性や、地域福祉計画の策定過程を活用した体制整備などのプロセス面での留意点等が記載されている。詳細は「参考資料 2 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」を参照。

図表 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の概要

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第355号)の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。 ● 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。 ● 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。 	
住民に身近な 地域	<p>第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施(地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化) ● 地域の課題を地域で解決していくための財源(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等)
	<p>第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</p> <p>(※)地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じて協議) ※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(名称、所在地、担い手、役割等) ● 地域の関係者(民生委員児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
市町村域	<p>第三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じて協議) ※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
都道府県域	<p>第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

出典:厚労省資料

⑤ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(平成 29 年 12 月 12 日局長通知)

本通知においては、社会福祉法改正の主旨、包括的な支援体制の整備に関する取組の内容及び留意点について整理するとともに、法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインについて掲載している。詳細は「参考資料 3 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知)」参照。

図表 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）の概要

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知概要）

はじめに（P1～7）	
<p>○地域共生社会の実現が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。 ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通するものであり、地域福祉の推進が求められている。 ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにとめて掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。 ・地方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点（①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造）を重視しながら取組を推進していく必要。 ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。 	

第一 社会福祉法改正の趣旨について（P8～12）	
(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（P13～28）		第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）	
1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点	社会福祉法第百六条の三第二項に基づき 指針(大臣告示)の補足説明	1 市町村地域福祉計画
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点		(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点		2 都道府県地域福祉支援計画
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について			(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（法第106条の3第1項関係）（P13～28）

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域	1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第1号関係) <P13～22>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等)
	2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第2号関係) <P22～25>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等) ● 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
市町村域	3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 (法第106条の3第1項第3号関係) <P25～28>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) <p><展開の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意図した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ● 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ● 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
都道府県域	4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28>	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン (P29～52)

1 市町村地域福祉計画<P29～42>	2 都道府県地域福祉支援計画<P43～52>
<p>(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項</p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29～33></p>	<p>(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項</p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43～47></p>
<p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項</p> <p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p>	<p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p> <p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>タ 全庁的な体制整備</p>
<p>②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</p> <p>③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)</p> <p>⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項</p>	<p>②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項</p> <p>⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項</p>
<p>(2)計画策定の体制と過程(主な項目)</p> <p>・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など</p>	<p>(2)支援計画の基本姿勢</p> <p>(3)支援計画策定の体制と過程</p> <p>・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など</p>
<p><計画策定の体制と過程に関する追加内容等></p> <p>・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること</p> <p>・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)</p> <p>・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用</p> <p>・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置)</p>	

出典：厚労省資料

2. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の概要

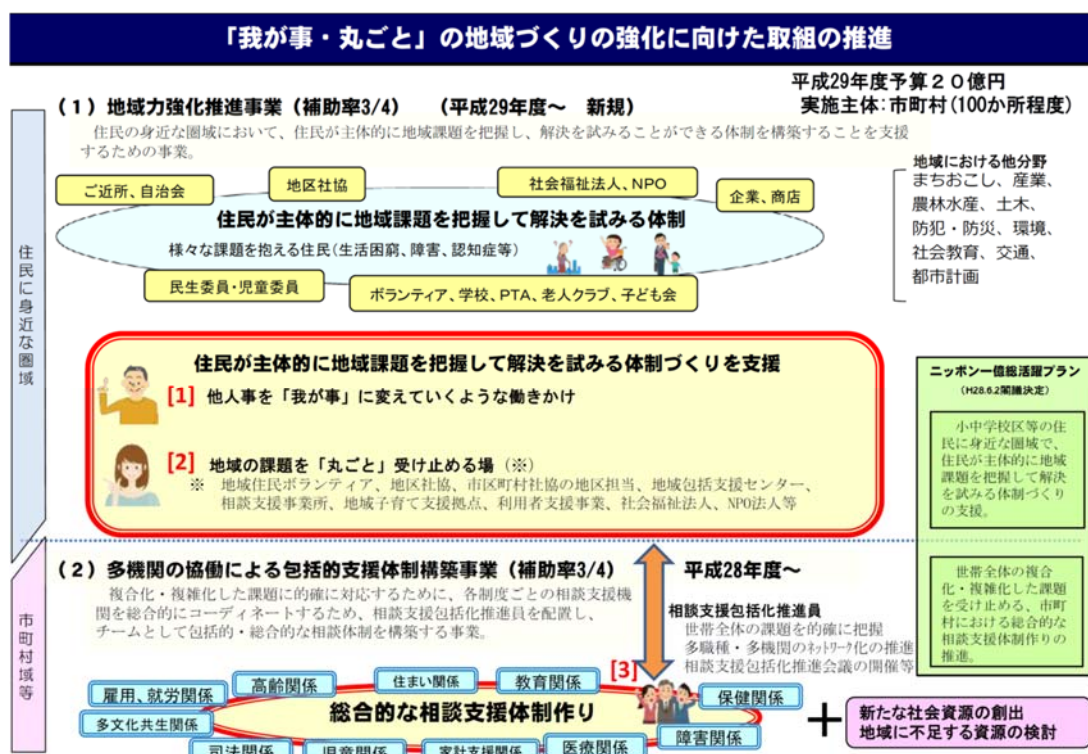
(1) モデル事業の実施経緯

これまで見てきたように、改正社会福祉法にもとづく地域福祉に関する取組については、その推進主体としての市町村の役割が重視されている。

市町村の取組に関しては、前述のとおり、平成28年度からモデル事業としての多機関事業が実施されており、相談支援包括化推進員の配置や相談支援包括化推進会議の開催をとおした包括的な相談支援体制の構築に向けた取組が行われている。

今年度においては、市町村における包括的な支援体制の構築について多機関事業を継続的に実施するとともに、地域力の強化（改正社会福祉法の第106条の3の第1項、第2項に該当する項目）についても、具体的な推進のあり方を検討すること等を目的にモデル事業として地域力事業を実施することとし、両者を合わせて「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業として位置付けている。

図表 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の概要



出典:厚労省資料

(2) モデル事業の概要

両モデル事業の概要は以下のとおり。詳細は「参考資料 4 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領」を参照。

図表 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の実施内容

<p>実施主体</p>	<p>○市区町村又は都道府県（一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合に限る。）</p> <p>○社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託可。</p>
<p>支援対象者のイメージ</p>	<p>○本事業による支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人が複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④これらが複合しているケースなどが考えられる。</p>
<p>事業内容</p>	<p>(1)相談支援包括化推進員の配置</p> <p>○実施主体は、自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法）や地域包括支援センター（介護保険法）、相談支援事業所（障害者総合支援法）など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置。</p> <p>(2)相談者等に対する支援の実施</p> <p>○相談支援包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施。</p> <p>(3)相談支援包括化ネットワークの構築</p> <p>○実施主体及び相談支援包括化推進員は、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、地域の相談支援機関等のネットワークを構築。</p> <p>(4)相談支援包括化推進会議の運営</p> <p>○実施主体及び相談支援包括化推進員は、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証等について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を実施。</p> <p>(5)自主財源の確保のための取組の推進</p> <p>○実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進。</p> <p>(6)新たな社会資源の創出</p> <p>○実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進。</p>

図表 「地域力強化推進事業」の実施内容

<p>実施主体</p>	<p>○市区町村又は都道府県(一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合に限る。)</p> <p>○社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託可。</p>
<p>事業内容</p>	<p>○「我が事」の地域づくり及び「丸ごと」の地域づくりに掲げる内容を全て実施するものとする。ただし、既に取り組を実施している場合はこの限りではない。</p>
<p>事業内容</p>	<p>(1)住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域づくり)</p> <p>○他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ(意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援)、活動拠点づくり(誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる場等)、住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施等</p> <p>(2)地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等(「丸ごと」の地域づくり)</p> <p>○地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能の構築、地域生活課題の把握等、地域生活課題に対する解決策の検討等</p>

3. 両事業の位置づけ

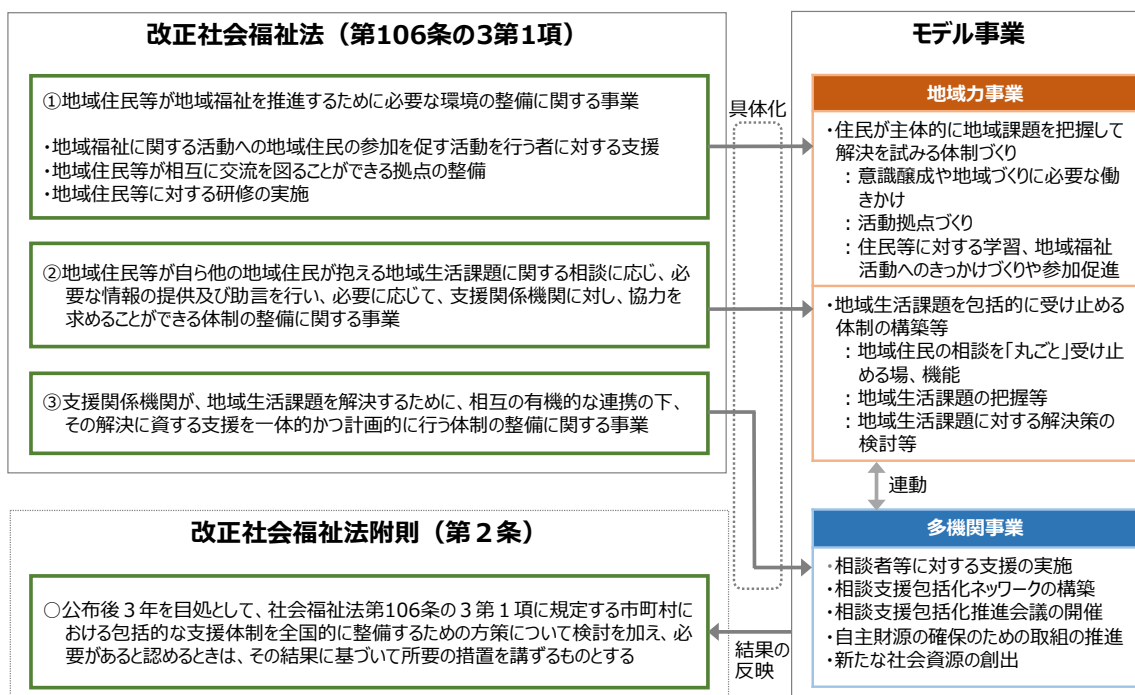
ここでは、多機関事業、地域力事業について、改正社会福祉法との関係及び地域福祉計画との関係を整理し、取組の分析の視点等へ反映させる。

(1) 改正社会福祉法との関係

改正社会福祉法では、第106条の3第1項において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に向けて市町村が実施する事業等が挙げられており、多機関事業及び地域力事業に関しては、これらの事業をモデル的に実施するものであると位置付けられる。

また、改正法附則第2条においては、「公布後3年を目処として、社会福祉法第106条の3第1項に規定する市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨規定されており、両モデル事業において把握した先進的な取組や課題、論点等を検討に反映させることが求められる。

図表 モデル事業と改正社会福祉法（第106条の3第1項）との関係



(2) 地域福祉計画との関係

① 改正法、ガイドライン等における位置づけ

改正社会福祉法では、第107条において市町村地域福祉計画の策定を努力義務とする

ともに、定期的な調査、分析及び評価を踏まえた変更の必要性について定めている。

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」において記載されている「市町村地域福祉計画、都道府県支援計画の策定ガイドライン」においては、包括的な支援体制の整備に関する事項（改正法第106条の3第1項各号）の具体的な項目について設定するとともに、法改正により追加される記載事項に関する検討については原則として直ちに着手すべきとされている。

図表 市町村地域福祉計画、都道府県支援計画の策定ガイドライン（抜粋）

■包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）

- (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- (ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）

- (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）

- (ア) 支援関係機関によるチーム支援
- (イ) 協働の中核を担う機能
- (ウ) 支援に関する協議及び検討の場
- (エ) 支援を必要とする者の早期把握
- (オ) 地域住民等との連携

■今般の法改正を踏まえた計画の見直し

- ・今般の社会福祉法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（2018年（平成30年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検

討について、直ちに着手すること。

- ・ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

② モデル事業と地域福祉計画の関係性

モデル事業と地域福祉計画の関係は様々なパターンがある。具体的には、地域福祉計画に基づいた取組を実施する中でその強化等を目的にモデル事業に取り組んでいるケース、地域福祉計画の改定等を機にモデル事業に取り組んでいるケース等もある。

いずれの場合においても、改正社会福祉法の趣旨や前述のガイドラインの内容を踏まえ、モデル事業における取組を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた自治体の取組の具体的な内容を地域福祉計画に盛り込んでいくことが重要となる。

第2章 モデル事業の実施状況

1. 事業実施自治体の整理

(1) 分類

平成29年度における多機関事業と地域力事業の実施自治体については、昨年度多機関事業の実施状況、今年度の両事業の実施状況により、以下の5つに分類できる。

図表 事業の実施状況による分類

分類	多機関事業		地域力事業
	H28	H29	H29
① 両事業(継続)	○	○	○
② 両事業(新規)		○	○
③ 多機関のみ(継続)	○	○	
④ 多機関のみ(新規)		○	
⑤ 地域力のみ			○

(2) 分類毎の実施

実施自治体はあわせて85団体で、うち多機関事業に取り組む自治体は57団体、地域力事業に取り組む自治体は53団体、両事業に取り組む自治体は25団体となっている。

また、昨年度から継続して多機関事業に取り組む自治体は22団体ある。

図表 分類毎の実施状況自治体

① 両事業(継続)	岩手県盛岡市、山形県山形市、栃木県栃木市、栃木県市貝町、東京都世田谷区、東京都江戸川区、富山県氷見市、三重県名張市、三重県伊賀市、大阪府豊中市、佐賀県佐賀市	11 団体
② 両事業(新規)	埼玉県狭山市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、新潟県新潟市、石川県能美市、長野県朝日村、愛知県長久手市、滋賀県彦根市、京都府精華町、大阪府大阪市、大阪府高石市、島根県松江市、香川県琴平町、愛媛県宇和島市	14 団体
③ 多機関のみ(継続)	北海道釧路市、岩手県矢巾町、秋田県湯沢市、秋田県大潟村、茨城県東海村、千葉県鴨川市、鳥取県琴浦町、広島県呉市、福岡県大牟田市、長崎県長崎市、鹿児島県	11 団体
④ 多機関のみ(新規)	北海道広尾町、青森県青森市、岩手県遠野市、岩手県岩泉町、福島県郡山市、福井県坂井市、長野県伊那市、静岡県	21 団体

	吉田町、愛知県豊田市、三重県桑名市、三重県御浜町、滋賀県野洲市、滋賀県米原市、大阪府池田市、兵庫県たつの市、奈良県桜井市、山口県宇部市、福岡県新宮町、大分県杵築市、宮崎県門川町、宮崎県美郷町	
⑤ 地域力のみ	北海道札幌市、北海道音威子府村、宮城県仙台市、茨城県ひたちなか市、埼玉県鳩山町、千葉県千葉市、東京都墨田区、東京都国立市、神奈川県綾瀬市、石川県かほく市、長野県原村、愛知県東浦町、三重県伊勢市、三重県いなべ市、滋賀県東近江市、大阪府阪南市、兵庫県芦屋市、奈良県王寺町、奈良県下市町、岡山県倉敷市、広島県江田島市、香川県宇多津町、愛媛県、高知県高知市、高知県黒潮町、福岡県うきは市、福岡県糸島市、福岡県大刀洗町	28 団体
合計		85 団体
	(うち多機関事業実施団体)	(57 団体)
	(うち地域力事業実施団体)	(53 団体)

2. 事業実施概要の整理

(1) 多機関事業

① 委託状況

多機関事業においては、委託を行わず自治体直営で事業を実施した自治体が 15 団体 (26.3%)、何らかの委託等を行った自治体が 42 団体 (73.7%) である。委託先としては社会福祉協議会が最も多く、その他社会福祉法人、NPO、一般社団法人、医療法人等の事業者への委託も見られる。

図表 多機関事業における委託有無・委託先種別

○委託の有無

種別	団体数	割合 (事業実施団体数対比)
直営 (委託無し)	15 団体	26.3%
委託 (一部委託・補助等含む)	42 団体	73.7%
事業実施団体数	57 団体	100.0%

○委託先の種別※

種別	団体数	割合 (事業実施団体数対比)
社会福祉協議会	31 団体	54.4%
社会福祉法人	6 団体	10.5%
NPO 法人	2 団体	3.5%
一般社団法人	3 団体	5.3%
医療法人	5 団体	8.8%
その他 (公益財団法人、生協)	2 団体	3.5%
事業実施団体数	57 団体	100.0%

※複数種別の団体への委託ケースがあるため、委託先種別毎の割合の合計は委託割合に一致しない。

② 相談支援包括化推進員の配置先

相談支援包括化推進員の配置先としては、庁内の関係課・福祉総合相談窓口等が最も多く (40.4%)、次いで社会福祉協議会に配置されるケースが多く見られる (36.8%)。このほか、地域包括支援センターや自立相談支援機関、公民館・地域の拠点等へ配置されるケースも見られる。

図表 相談支援包括化推進員の配置先

配置先	団体数	割合（事業実施団体数対比）
A)庁内関係課・総合相談窓口等※1	23 団体	40.4%
B)地域包括支援センター	7 団体	12.3%
C)自立相談支援機関	6 団体	10.5%
D)公民館・地域の拠点等	2 団体	3.5%
E)社会福祉協議会	21 団体	36.8%
F)その他※2	4 団体	7.0%
事業実施団体数	57 団体	100.0%

※1 A)の団体数・割合には、B)・C)を除いたものを計上

※2 NPO、一般社団法人、株式会社等委託先、障害者相談支援事業所等

③ 相談支援包括化推進員の配置数

相談支援包括化推進員の配置数の平均は、1自治体あたり3.8人であった。配置数別の自治体数で見ると、1人～4人までの自治体が84.2%と大勢を占めたが、5人～9人の自治体も8.8%、10人以上の自治体も7%見られた。自治体種別ごとの配置数も見てみると、概ね人口規模の大きい自治体において配置数が多い傾向にある。

○配置数の平均値

平均配置数	1自治体あたり 3.8 人
-------	----------------------

○配置数別の自治体数・割合

配置数	自治体数	割合
配置数=1人	13 団体	22.8%
配置数=2人	22 団体	38.6%
配置数=3人～4人	13 団体	22.8%
配置数=5人～9人	5 団体	8.8%
配置数=10人以上	4 団体	7.0%
合計	57 団体	100.0%

○自治体種別ごとの配置数

配置数	都道府県	政令市 特別区	中核市	一般市 (10万人超)	一般市 (～10万人)	町村
配置数=1人	1 団体	—	1 団体	1 団体	6 団体	4 団体
配置数=2人	—	—	—	7 団体	7 団体	8 団体
配置数=3人～4人	1 団体	2 団体	1 団体	4 団体	3 団体	2 団体
配置数=5人～9人	—	1 団体	2 団体	1 団体	1 団体	—
配置数=10人以上	—	1 団体	2 団体	—	—	1 団体
合計 (平均配置数)	2 団体 (2.0人)	4 団体 (10.5人)	6 団体 (9.2人)	13 団体 (2.8人)	17 団体 (2.0人)	15 団体 (2.8人)

(2) 地域力事業

① 委託状況

地域力事業においては、ほとんどの団体（96.2%）で委託が行われている。委託先としては社会福祉協議会が大勢を占めたが、ほかに関係機関・専門職・住民等を対象とした講座・研修や取組に対する助言を大学に委託するケースや、社会福祉法人・NPO等への委託のケースも見られる。

図表 地域力事業における委託有無・委託先種別

○委託の有無

種別	団体数	割合（事業実施団体数対比）
直営（委託無し）	2 団体	3.8%
委託（一部委託・補助等含む）	51 団体	96.2%
事業実施団体数	53 団体	100.0%

○委託先の種別※

種別	団体数	割合（事業実施団体数対比）
社会福祉協議会	48 団体	90.6%
大学	2 団体	3.8%
その他（社会福祉法人、NPO等）	4 団体	7.5%
事業実施団体数	53 団体	100.0%

※複数種別の団体への委託ケースがあるため、委託先種別毎の割合の合計は委託割合に一致しない。

② 対象地域

また、自治体全域を対象として事業を行っている団体のほか、対象地域を限定した団体、一部モデル地域に重点をおいて事業を実施している団体も見られた。

また、地域力強化を進めるうえでの主な圏域設定の考え方についても自治体間で違いが見られた。

図表 地域力事業における対象エリア及び圏域設定の考え方

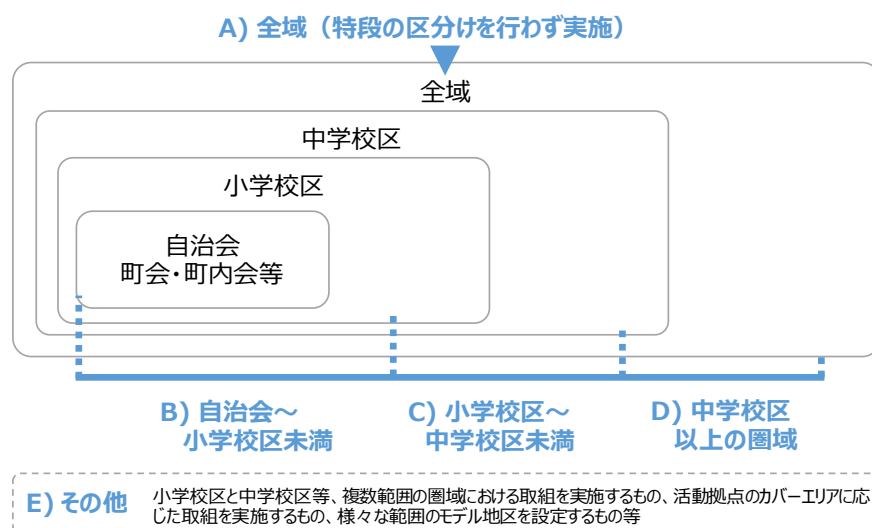
○事業対象エリアの設定

区分	団体数	割合（事業実施団体数対比）
全域対象	32 団体	60.4%
一部地域もしくはモデル地区設定	21 団体	39.6%
事業実施団体数	53 団体	100.0%

○事業における圏域設定の考え方※

区分	団体数	割合（事業実施団体数対比）
A)全域（特段の区分けを行わず実施）	9 団体	17.0%
B)自治会～小学校区未満の圏域	9 団体	17.0%
C)小学校区～中学校区未満の圏域	17 団体	32.1%
D)中学校区以上の圏域	12 団体	22.6%
E)その他圏域設定	6 団体	11.3%
事業実施団体数	53 団体	100.0%

※A)～E)の区分のイメージは下記図のとおり。



③ 取組内容

地域力事業における各自治体の取組内容は多岐にわたるが、主な取組内容の区分及び実施状況は以下のとおりである。

図表 地域力事業における取組区分

取組区分	取組区分補足
我が事の意識づくり 座談会・研修・人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> 我が事の意識づくりに向けたワークショップ、市民会議、住民交流会等の開催 住民、関係機関等を対象にした研修、勉強会、地域福祉活動に

取組区分		取組区分補足
		関わる人材育成プログラム、人材登録制度等の開発、実施
	住民主体の活動・組織の強化	・住民主体の活動・組織等に対するCSW等によるサポート、資金・制度的支援等
	広報・啓発活動	・我が事・丸ごとの地域づくりに関する様々な媒体・機会での情報発信、普及啓発活動
	交流・連携の場づくり	・多様な住民・関係者が交流・連携するきっかけを提供する場づくり
拠点形成・整備支援		・地域の多様な人々が集う拠点づくり ・拠点づくりに向けた条件整備、助成
丸ごと受け止める機能強化		・住民、民生委員、CSW等による相談受付体制の検討・整備 ・住民に身近な拠点を活用した相談受付
課題の把握と解決	地域生活課題の把握等	・アンケート、アウトリーチ等による課題把握 ・見守りマップ等の作成による可視化 ・住民、関係機関等による地域の課題に関する協議・情報交換の実施
	住民主体のアクション	・課題解決に向けた住民主体の具体的アクションの推進
	多様な主体の巻き込み	・企業等を含む多様な主体との連携推進 ・多様な主体と連携したアクションの実施
	関係機関等のスキルアップ	・地域生活課題の把握や解決に向けた関係機関職員等の研修

図表 地域力事業における取組区分別の取組実施状況（※）

取組区分		実施自治体数	実施自治体割合
我が事の意識づくり	座談会・研修・人材育成等	28 団体	52.8 %
	住民主体の活動・組織の強化	21 団体	39.6 %
	広報・啓発活動	3 団体	5.7 %
	交流・連携の場づくり	8 団体	15.1 %
拠点形成・整備支援		23 団体	43.4 %
丸ごと受け止める機能強化		30 団体	56.6 %
課題の把握と解決	地域生活課題の把握等	27 団体	50.9 %
	住民主体のアクション	22 団体	41.5 %
	多様な主体の巻き込み	6 団体	11.3 %
	関係機関等のスキルアップ	5 団体	9.4 %
合計		53 団体	100.0%

※ 平成 29 年度多機関事業及び地域力事業実施自治体を対象として実施された「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会」第 3 回（平成 30 年 2 月 1 日～2 日）において各自治体から提出された事前課題の内容を踏まえ整理したもの。自治体数・割合は同資料から判断した参考値である。

第3章 具体的な取組内容等

1. 検討の枠組み等

(1) 枠組み

これまでの整理等の結果を踏まえ、ヒアリング調査及びデータ分析の結果にもとづいた検討を行う際の枠組みを設定する。

多機関事業及び地域力事業に取り組む自治体においては、これまでも地域福祉の取組や相談支援の取組が行われており、その状況を踏まえモデル事業に取り組んでいることから、「従来の取組・事業の方向性」について整理を行う。

多機関事業においては、主に多機関との連携、困難事例等への対応、社会資源・財源の創出に関する取組が、地域力事業においては、主に我が事の意識づくり、拠点形成、丸ごと受け止める機能の強化、地域生活課題への対応等に関する取組が実施されており、これらの「取組内容」について分析を行うとともに、事業を通じて実現された「成果等」について検討する。また、各自治体における「今後に向けた課題」についての認識も整理する。

図表 検討の枠組み

(1) 従来の取組・事業の方向性	(2) 取組内容	(3) 成果等	(4) 今後に向けた課題
<ul style="list-style-type: none"> ● どのような取組を土台として事業が行われているか ● どのような経緯・意図により事業が行われているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業における具体的な取組内容はどのようなものか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業を通じてどのような成果が得られたか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後に向けて残された課題はどのようなものか
① 多機関事業			
② 地域力事業			

(2) 整理・分析対象

実施自治体に関するデータと、13の自治体を対象に実施したヒアリング調査の結果を主な整理・分析の対象とした。

実施自治体に関するデータとしては、まず、平成29年度多機関事業及び地域力事業実施自治体を対象として実施された「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会」第3回（平成30年2月1日～2日）において各自治体から事前課題として提出された、事業の背景及び取組状況に関する整理資料を用いた。また、同研修会において各自治体が行った取組状況に関する自己評価の結果も用いた。

ヒアリング結果については、上記(1)で設定した項目毎に整理・分析を行った。個別の

自治体のヒアリング結果のうち、昨年度から多機関事業を実施し、本年度多機関事業、地域力事業の双方に取り組んでいる盛岡市、山形市、名張市、江戸川区、氷見市の 5 自治体の結果については、4 章に示す。その他自治体のヒアリング結果は、参考資料に示す。

図表 ヒアリング実施対象

自治体名	多機関		地域力	ヒアリング結果 記載箇所
	H28	H29	H29	
1. 盛岡市（岩手県）	○	○	○	4 章に記載
2. 山形市（山形県）				
3. 江戸川区（東京都）				
4. 氷見市（富山県）				
5. 名張市（三重県）				
① 東海村（茨城県）	○	○	参考資料に記載	
② 呉市（広島県）				
③ 能美市（石川県）		○		
④ 豊田市（愛知県）		○		
⑤ 東近江市（滋賀県）				
⑥ 阪南市（大阪府）		○		
⑦ 黒潮町（高知県）				

また、平成 28 年度から多機関事業に取り組んでいる自治体の取組経緯等については、昨年度調査研究（全世代・全対象者型地域包括支援体制の構築に向けた評価指標に関する調査研究）の結果も適宜参照しつつ整理していく。

2. 各項目の検討

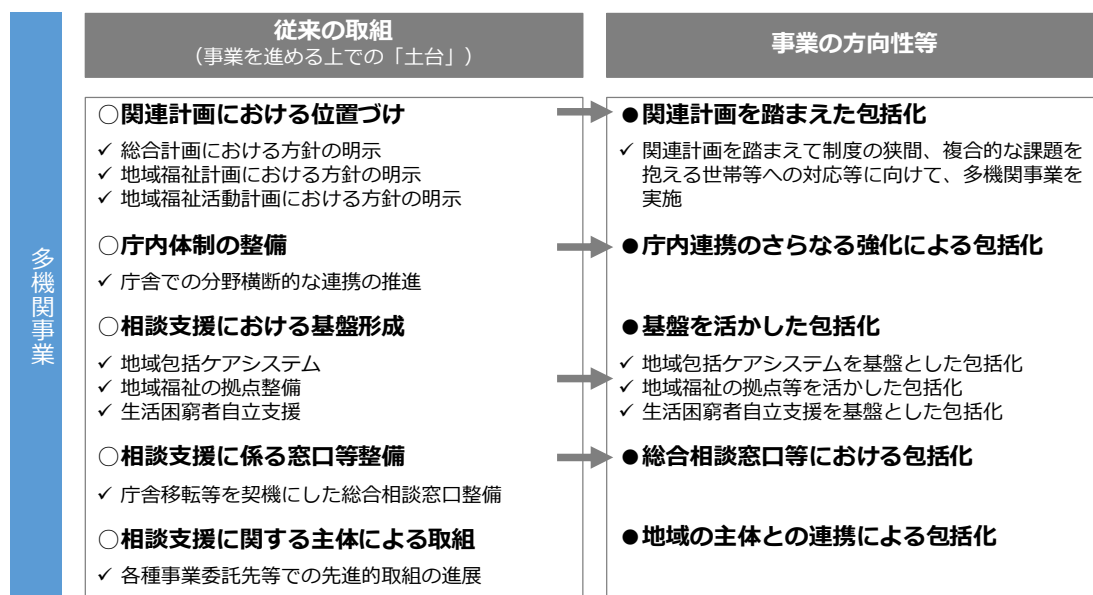
(1) 従来を取組・事業の方向性

① 多機関事業に関する従来を取組・事業の方向性等

ア 従来を取組・実施経緯等の概観

各団体における、多機関事業に関連した従来を取組と、それを踏まえた多機関事業実施の方向性をまとめると、下記のとおりである。

図表 多機関事業に関する従来を取組・事業の方向性等の概観



上記の図のとおり、事業実施団体においては、関連計画において相談支援包括化の方針が示されたことを受けて多機関事業に取り組む例や、従来から進められてきた庁内組織の分野横断的な連携を土台として包括化を図る例が見られた。また、地域包括ケアシステムや生活困窮者自立支援における相談支援等を基盤として包括化に取り組む例や、庁舎移転等にあわせて設置された総合相談窓口等を中心にすえて包括化に取り組む例も見られた。このほか、地域の主体（地域包括支援センター、自立相談支援委託先等）による総合的な相談支援を土台として、相談支援の包括化を図る例も見られた。

イ 各事業実施団体における従来を取組・実施経緯（例）

各事業実施団体における従来を取組、多機関事業の実施経緯の具体例を以下に示す。

図表 多機関事業に関する従来の取組・事業の方向性等（例）

自治体名	従来の取組	事業の方向性等
伊賀市	<p>・平成 28 年 4 月に市が公表した「第 3 次伊賀市地域福祉計画 2016～2020」において、全世代対象型地域包括ケアシステムの構築をめざし、「福祉総合相談における支援・コーディネートのおしくみづくり」等を施策として掲げている。</p> <p>・上記計画に先立ち、平成 24 年度に保健・医療・福祉分野の連携検討会を立ち上げ、各分野の連携を進めてきた。</p> <p>・また、平成 26 年度に、3 つの地域包括支援センターを「分野を問わない福祉の総合相談窓口」と位置づけて福祉総合相談を開始した。</p>	<p>●関連計画(地域福祉計画)を踏まえた包括化</p> <p>・左記の地域福祉計画を踏まえて、多機関事業をととした相談支援包括化を推進。</p> <p>●庁内連携のさらなる強化による包括化</p> <p>・従前から進めてきた庁内連携を、多機関事業を通じてさらに強化し、相談支援包括化を推進。</p> <p>●基盤(地域包括ケアシステム)を活かした包括化</p> <p>・左記の地域包括支援センターの総合相談窓口等を活かして多機関事業における相談支援包括化を推進。</p>
江戸川区	<p>・江戸川区の相談支援窓口は、従来高齢・子ども・障害・生活困窮等の分野別に分かれており、総合的に相談を受け付ける場は設けられていなかった。そこで多機関が協働して複合的な課題を抱える世帯等への相談支援を推進する拠点として、平成 28 年 5 月、区内 15 地区のうち 3 地区に「なごみの家」を設置。</p>	<p>●基盤(地域福祉における拠点)を活かした包括化</p> <p>・多機関事業を通じて、左記の地域における拠点「なごみの家」を核に据えた相談支援包括化を推進することとなった。</p>
氷見市	<p>・平成 25 年度から生活困窮者自立促進モデル事業に取り組み、以降生活困窮者自立支援を核に据えつつ、総合的な相談支援体制構築に取り組んできた。</p> <p>・平成 26 年度には、市庁舎の移転にあわせ、福祉の総合相談を行う窓口となる「ふくし相談サポートセンター」を新庁舎に設置した。</p> <p>・平成 27 年度には全世代・全対象型地域包括支援体制の整備を目指す「セーフティネット構想」の実現に向けて市・社協・地域リーダー・関係機関等との協議体を設置した。</p>	<p>●基盤(生活困窮者自立支援)を活かした包括化</p> <p>・左記の生活困窮者自立支援を核に据えた総合的な相談支援体制を発展させる形で、相談支援包括化に取り組んだ。</p> <p>●総合相談窓口等における包括化</p> <p>・左記の総合相談窓口の体制を活かした包括化に取り組んだ。</p> <p>●庁内連携、相談支援に関わる主体との連携による包括化</p> <p>・左記のとおり構築してきた市・社協・地域リーダー・関係機関との連携体制を活かしつつ包括化に取り組んだ。</p>

自治体名	従来取組	事業の方向性等
大牟田市	・医療法人静光園・白川病院が、大牟田市の地域包括支援センターの一部の運営のほか、住民の交流の場の運営、高齢者以外を含む要援護者への支援に向けたまちづくり等の活動を多様な機関・専門家と連携して行ってきた。	●地域の主体との連携による包括化 ・左記のとおり、医療法人静光園・白川病院が地域福祉、まちづくり等において実績・ノウハウ・ネットワークを蓄積してきたことを踏まえ、同法人に委託して多機関事業を行い、市がこれをバックアップしていくこととなった。

② 地域力事業に関する取組・実施経緯等

ア 従来取組・実施経緯等の概観

各団体における、地域力事業に関連した従来取組と、多機関事業実施の経緯をまとめると、下記のとおりである。

図表 地域力事業に関する従来取組・実施経緯の概観



上記の図のとおり、事業実施団体においては、関連計画において地域力強化に関する方針が示されたことを受けて地域力事業に取り組む例が見られた。また、自治会・小学校区・中学校区等の圏域で進められてきた住民主体の地域福祉活動のさらなる強化や、地域福祉の推進において課題を抱える圏域での活動の推進、従来よりも幅広い主体を巻き込んだ活動の推進に向けて事業に取り組む例も見られた。このほか、社会福祉協議会等の活動の充実や、地域の拠点・居場所等の拡充や活用の推進に向けて地域力事業に取り組む団体も見られた。

イ 各事業実施団体における従来の取組・実施経緯（例）

各事業実施団体における従来の取組、地域力事業の実施経緯の具体例を以下に示す。

図表 地域力事業に関する従来の取組・実施経緯等（例）

自治体名	従来の取組	実施経緯
東近江市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月に「第 2 次東近江市地域福祉計画」を策定。計画では「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、「わがごと」の地域づくり、「まるごと」のしかけづくり、「みんなの応援」の仕組みづくりを計画の推進に向けた 3 本の柱に掲げている。 市域を 14 に分けた地区単位での取組が実施されている。14 地区は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社協の活動区域でもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関連計画（地域福祉計画）を踏まえた地域力強化 ・14 の地区で行われている地域づくりの取組をさらに進めることを主な目的として、地域力事業に取り組むこととした。
能美市	<ul style="list-style-type: none"> 能美市では、地域での見守り、児童生徒の安全確保、支援が必要な人への個別支援活動、災害時の要援護者支援等に向けた体制づくりや、具体的取組の推進を図る地域福祉委員会を、町会・町内会単位で設置。 平成 20 年から設置を開始し、平成 28 年に全町会・町内会単位への設置が完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の地域福祉活動（町会・町内会単位）の推進 ・左記の経緯を踏まえ、能美市では、地域力事業を通じて、町会・町内会単位で全 91 地区に設置された地域福祉委員会の活動状況を可視化し、強化を図ることとした。
佐賀市	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市では、小学校区単位でまちづくり協議会、校区社協等による地域福祉・地域づくり活動が行われてきた。見守り、サロン活動、居場所づくり等が小学校区単位で従来から進めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の地域福祉活動（小学校区単位）の推進 ・地域力事業を通じて小学校区単位の活動のさらなる活性化に取り組んだ。
芦屋市	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市では、住民を主体とした小地域福祉活動と、小学校区、中学校区単位でのネットワークづくり（芦屋市地域発信型ネットワークの形成）を進めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の地域福祉活動、多様な主体を巻き込んだ地域福祉活動の推進 ・地域力事業を通じて、先の住民主体の地域福祉活動を推進し、さらに専門職との連携を進めることを目指した。 ・また、企業等を含む地域の多様な主体

自治体名	従来 of 取組	実施経緯
		へのインタビューを通じ、地域福祉活動における連携推進を目指した。
阪南市	<ul style="list-style-type: none"> ・阪南市の地域福祉の推進においては、市社協が中心的な役割を果たしてきたが、人員等に余裕がなく、地域間での連携やアウトリーチ等に関して十分に実施できていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会等の活動の推進 ・市社協の活動を強化し、地域づくりをさらに進めること等を目的として地域力事業に取り組むこととなった。

(2) 取組内容

①多機関事業に関する取組内容

多機関事業においては、相談支援包括化を進める上での多機関との連携の推進の取組、相談者等に対する支援、社会資源・財源の創出に向けた取組がそれぞれ進められた。

図表 多機関事業における取組の概観

ア	多機関との連携の推進	相談支援包括化推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 所属、配置場所、活動エリア、役割等の設定 他職種との役割分担の設定 推進員のバックアップ体制の構築
		相談支援に関する課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域への働きかけ 地域、相談支援機関における課題の把握
		相談支援体制の構築・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連携、関係機関等との連携の推進 相談支援体制に関する改善・機能強化 相談支援を担う人材育成等
		相談支援包括化推進会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 会議位置づけ、目的、会議構成等の設定 会議の運営
イ	相談者等に対する支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 困難事例等の把握・アセスメント 支援のコーディネート 	
ウ	社会資源・財源の創出の推進	<ul style="list-style-type: none"> 必要な社会資源の検討、創出の推進 財源確保の多様な手段の検討、推進 	

多機関との連携の推進においては、その中核を担う相談支援包括化推進員が配置された。また推進員が中心となり、相談支援に関する課題の把握、相談支援体制の構築・マネジメント、相談支援包括化推進会議の開催等の取組が行われた。

多機関の連携を活かしつつ、制度の狭間の課題、複合的な課題を抱える世帯等への対応も進められた。ここでも推進員が中心となり、困難事例等の把握・アセスメント、支援のコーディネートが行われた。あわせて、社会資源・財源の創出に向けた取組も進められた。

以下、ア～ウで、それぞれの取組内容の具体例について示す。

ア 多機関との連携の推進

➤ 相談支援包括化推進員の配置

相談支援包括化推進員の配置方法は自治体により様々であるが、推進員の所属、配置場所、活動エリアと主な役割、多職種との役割分担のあり方、推進員に対するバックアップ体制のあり方について主なパターンを整理すると、以下のとおりである。

図表 相談支援包括化推進員の配置の主なパターン

所属	<ul style="list-style-type: none">●自治体に所属●社会福祉協議会に所属●その他組織に所属（NPO・医療法人等）
配置場所	<ul style="list-style-type: none">●自治体組織・窓口に配置●社協等組織・窓口に配置●住民に身近な窓口等に配置（地域包括支援センター、地域の居場所・窓口等）
活動エリアと主な役割	<ul style="list-style-type: none">●自治体内全域で活動 ... 関係機関等との連携、社会資源の開発等に注力●一定のエリアで活動 ... 地域の課題把握、個別相談支援に係る調整等に注力
他職種との役割分担	<ul style="list-style-type: none">●CSW・生活支援コーディネーター等との連携・分担
バックアップ体制	<ul style="list-style-type: none">●自治体からのバックアップ●自治体以外の所属先からのバックアップ

相談支援包括化推進員の所属としては、自治体に所属する場合と、社会福祉協議会およびその他の組織に所属する場合がある。配置場所としては、自治体内の組織あるいは窓口に配置される場合や、社会福祉協議会内の組織・窓口に配置される場合のほか、地域包括支援センター・地域の居場所等、より住民に身近な場に設置されている場合もある。

相談支援包括化推進員の活動エリアとしては、自治体内全域での活動に従事する場合と、一定エリアでの活動に従事する場合がある。推進員は多機関との連携、困難事例等への対応、社会資源・財源の創出のいずれにも携わるが、自治体内全域で活動する場合には、自治体圏域での関係機関との連携・調整や、相談支援包括化における出口づくり等を見据えた社会資源の開発等に注力しているケースが多い。一定エリアで活動する場合、当該エリアでのアウトリーチも行いつつ、地域の課題把握、個別の相談支援における関係機関・住民等との調整を担当している場合が多い。なお、自治体内全域で活動する推進員と、一定エリアで活動する推進員の両方を設置し、役割分担を行っているケースもある。

また、地域で活動する他職種と、推進員との役割分担を明確化しておくことは、推進員の位置づけを明確化するうえで重要となる。事業実施自治体においても、CSWや生活支援コーディネーターとの連携・役割分担のあり方について整理しているケースが見られる。

このほか、推進員の活動を組織としてバックアップする体制を組むことも重要である。事業実施団体においても、自治体、あるいは自治体以外の推進員の所属先（社協、NPO、

医療法人等) から推進員をバックアップする体制を組んでいる例が見られる。

以上のような観点から、事業実施団体における実際の推進員の配置状況の例を整理すると、以下のとおりである。

図表 相談支援包括化推進員の配置状況 (例)

自治体名	内容
東海村	<ul style="list-style-type: none"> ●所属・配置場所 ・東海村で地区社協立ち上げに携わった経験等を有する社協職員 1 名を推進員として配置。社協生活支援課・生活支援ネットワーク係で活動。 ●活動エリア・役割 ・推進員は、行政・社協、民生委員・児童委員、住民、コミュニティワーカー等から挙がってくる複合的な課題を抱える世帯等のケースへの対応のため、多様な関係機関・関係者を招いたケース会議を開催し支援をコーディネート。また、地域の商業施設での出張相談支援、地域住民及び専門職向け研修会・交流会、社会資源開発等にも従事した。 ●他職種との役割分担 ・推進員が主に行政・関係機関等の連携・調整役を務めつつ、地域への働きかけにおいては、支え合いコーディネーター(CSW、生活支援コーディネーター兼務)、社協の村内各地区担当コミュニティワーカー等と連携をとった。
能美市	<ul style="list-style-type: none"> ●所属・配置場所 ・相談支援包括化推進員は 2 名配置。1 名は地域包括支援センター窓口で相談対応業務にあっていた社協職員(社会福祉士)で、3 ヶ所の地域包括支援センターのうち、社協に委託している「寺井あんしん相談センター」に配置。もう 1 名は、市福祉課所属で、これまでも相談支援において庁内外の機関のつながりを行ってきた保健師。地域包括支援センターの支援や、障害等支援における基幹機能を担う市の福祉総合支援センターに配置。 ●活動エリア・役割 ・地域包括支援センター側の相談支援包括化推進員は、寺井地区において複合的な課題を抱える困難事例等が見つかった場合にケース会議を開催し、多機関をつなぎつつ支援の実施に向けたコーディネートを実施。 ・支援実施のための体制構築、多機関への協力要請等にあたっては、市福祉総合支援センター側の相談支援包括化推進員とも連携。
氷見市	<ul style="list-style-type: none"> ●所属・配置場所 ・福祉総合相談窓口の機能を有する市庁舎の「ふくし相談サポートセンター」に配置された 2 名の社協職員を、相談支援包括化推進員として位置づけた。 ●活動エリア・役割

自治体名	内容
	<p>・推進員は、市における困難事例等への対応の円滑化に向けて、窓口における相談支援のサポート(支援における助言、支援のコーディネート、必要に応じたアウトリーチ)を行うほか、相談支援包括化の取組に関する研修や PR 活動、地域と専門職・行政の橋渡しを行うための会議体(相談支援包括化推進会議)運営等を担った。</p> <p>●バックアップ体制</p> <p>・「ふくし相談サポートセンター」には推進員以外にも社協職員が配置されているため、これら職員とも密に連携しつつ推進員が業務にあたった。また、同センターは市庁舎内にあるため、従来に比べても市と密に連携をとりつつ業務にあたった。</p>
大牟田市	<p>●所属・配置場所</p> <p>・地域包括支援センターの運営のほか住民交流・まちづくり等も手がけてきた医療法人から常勤1名・非常勤1名の推進員を配置。大牟田市 保健福祉部 健康福祉推進室 健康長寿支援課 地域支援担当 に配置。</p> <p>●活動エリア・役割</p> <p>・市における困難事例等への対応において、地域福祉推進室窓口あるいは庁内関連窓口・社協・その他関係機関・地域組織から相談を受け付け、ケース会議等を通じた支援の調整を実施。</p> <p>・また、従来高齢・障害分野の連携を図るために設置していた権利擁護に係る会議体を、子ども・困窮分野、司法関係者も巻き込んだ会議体(大牟田市権利擁護連絡会)へと発展させるなど、多機関協働の枠組みの強化に取り組んでいる。</p> <p>●バックアップ体制</p> <p>・医療法人所属の常勤推進員1名を、同じく医療法人所属の非常勤の推進員1名がバックアップ。また、配置先である市の地域福祉推進室も推進員の活動をバックアップする体制をとる。</p>

➤ 相談支援に関する課題の把握

相談支援包括化に向けて、地域への働きかけを通じて住民等による課題の発見を促したり、アンケート、アウトリーチ、身近な窓口での吸い上げ等を通じて課題を把握する取組が行われた。

図表 相談支援に関する課題の把握

自治体名	内容
東海村	<p>●地域への働きかけ</p> <p>・地域の理解を深め、様々な生活課題への住民の気付きを促すため、地域への出前講座を実施。地区社協やサロン、民生委員・児童委員協議会の場等に出向き</p>

自治体名	内容
	<p>講座を行っている。</p> <p>●アンケート及びアウトリーチによる課題把握</p> <p>・平成28年度に実施した民生委員・児童委員向けアンケートで、困難事例58件を把握。4月～5月にかけて全件訪問(アウトリーチ)を実施した。その後支援につながったケースもあれば、継続的な見守りを行うことになったケース、実際には既に支援が入っていたケースもあったが、全てのケースにアプローチできたことは収穫であった。</p>
豊田市	<p>●身近な窓口を介した課題把握</p> <p>・自治区長が訪れる機会が多く、地域の課題に関する情報が上がってきやすい場所である行政の支所(高岡支所)に「福祉の相談窓口」を開設。</p> <p>・高齢者介護の問題を中心に多くの情報が把握できるようになった。介護が必要な方がいれば包括センターに繋ぐ流れができています。8050問題といった複合課題を抱えている世帯についても情報が入りやすくなり、訪問支援につなげることができるようになった。</p>
呉市	<p>●アンケートによる課題把握</p> <p>・8050問題について地域包括支援センター全8ヶ所を対象としたアンケートによる実態把握を行った。早急に支援が必要とされたケースについては、相談支援包括化推進員がアウトリーチを行うとともに、対象者が外出可能な状態であれば来庁してもらうなどして対応を進めている。</p>

➤ 相談支援体制の構築・マネジメント

有効に機能する相談支援体制を築き、マネジメントしていくため、庁内連携、関係貴課関等との連携の推進、相談支援体制の改善・機能強化に係る取組、相談支援に係る人材育成等が行われた。

庁内連携の推進においては、高齢、障害、生活困窮等の福祉分野に限らず、医療、教育、産業等も含めた分野横断的な連携に向けた取組が進められた。また、これら多分野の組織が連携して相談支援等を進めるにあたり、調整機能を担う組織を明確化するなどの対応をとる例も見られた。

関係機関等との連携の推進においても、福祉分野に限らない分野横断的な多機関との連携が進められた。専門機関に加え、企業、住民等と連携を強化する例も見られた。また、様々な専門職間の交流会を設けるなど、関係者が相互に顔の見える関係をつくり、気軽に情報共有・相談しあえる関係を築く試みも見られた。

このほか、相談支援体制の改善や機能強化に向けて、庁内や地域の窓口等と連携した相談支援体制の強化や、関係機関同士の情報共有の仕組みの整備、相談支援包括化の取組の周知に向けた広報等が進められた。また、相談支援にかかる人材育成のため、ノウハウ共

有の場を設ける取組等も見られた。

図表 相談支援体制の構築・マネジメントに係る主な取組内容

庁内連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野に限らない分野横断的な庁内連携の推進 ●支援調整における体制・権限等の明確化
関係機関等との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野に限らない分野横断的な多機関連携の推進 ●専門職間の交流・連携
相談支援体制の改善・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内・地域の窓口等との連携 ●情報共有に係るルール／システム／ツールの整備 ●相談支援包括化の取組に関する広報
相談支援に係る人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●多機関協働におけるノウハウ等の関係者間での共有

上記のような観点から、事業実施団体における相談支援体制の構築・マネジメントの取組の例を整理すると、以下のとおりである。

図表 相談支援体制の構築・マネジメント

自治体名	内容
東海村	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業において福祉保険課、介護福祉課が密に連携をとっていたこともあり、複数課が連携して事業を進める土台が築かれていた。多機関協働の事業における相談支援包括化推進会議やケース会議の中で、さらに関係課との連携の機会が持たれるようになった。 ●多機関との連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師、ケアマネ、MSW、薬剤師、社会福祉士、歯科医、障害者相談支援専門員、保健師、ヘルパー等が集まり、互いの悩みの共有などを行う場「むらカフェ」を、隔月で開催している。気軽に専門職がつながりネットワークを作る場として有効に機能している。 ●相談支援に係る人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議のほかに、ケース会議を実施するとともに、社協内で複合的な課題を抱える世帯等のケースに関するカンファレンスを設け、対応協議、ノウハウ・情報共有等を行っている。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・行政内部に福祉相談調整課を設け、庁内や関係団体との連携を推進している。 ・困難事例等に関しては、福祉の一次相談窓口である地域包括支援センターなどからの要請に対し福祉相談調整課が介入する。福祉相談調整課が庁内関係部署に参集を呼びかけ、随時「相談事案調整会議」を開催し、相談内容の分析

自治体名	内容
	<p>と今後の取組方針を決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多機関との連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援や生活相談支援窓口等の機能を有する伊賀市社会福祉協議会や、その他社会福祉法人との連携体制を構築している。
佐賀市	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所の全職員を対象とし研修会を実施。福祉のどの窓口においても、市民がいる窓口へ関係職員が移動し、ワンストップで対応するための意識の共有を図った。他の関係部署（建設関係・納税関係部署等）へのつなぎの際は、情報共有・引継ぎのための様式（つなぎシート）を活用。 ●多機関との連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援包括化推進会議を通じたネットワーク構築を推進。 ・ 地域住民、担当地区を持ち地域への働きかけを行うCSW、生活支援コーディネーター、地域の福祉団体、企業、福祉分野以外の様々な団体と連携した地域資源の可視化等に取り組むことを検討中。 ●相談支援体制の改善・機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎1階に「福祉まるごと相談窓口」を開設し、推進員を配置。 ・ 市が独自に導入した「福祉総合窓口システム」を活用し、支援対象者に世帯単位で受給可能な福祉サービスを案内できる体制をとっている。 ・ 「福祉まるごと相談窓口」の関係機関、市民への周知を図るため、リーフレットを作成。支援を必要とする本人や親族からの相談を受けるケースが増えている。

➤ 相談支援包括化推進会議等の開催

相談支援包括化推進会議に関しては、地域の実態に応じて様々な形で開催されている。会議目的や、会議の位置づけ、会議構成、参加者の主なパターンについて整理すると、以下のとおりである。

図表 相談支援包括化推進会議の位置づけ・目的・構成・参加者について

会議の位置づけ明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな会議の設置、既存の会議（地域ケア会議、生活困窮者自立支援に係る会議体、その他既存の会議）の場を活用・拡張した協議体としての設置等
会議目的の設定	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における課題の発掘・共有 ●個別ケース情報共有、対応方策の検討 ●関係者のネットワーキング、連携強化に向けた方策の検討 ●相談支援の充実に向けた資源開発・財源創出の検討 ●相談支援包括化等の取組に関する情報発信 ●事業の実施成果の検証

会議構成の設定	●全体会、テーマ別部会、地域別部会、個別ケース会議、担当者会議等の設置
参加者の整理	●福祉分野関係者、医療・教育・まちづくり等関係者、法律関係等専門家、地域住民、企業・商工団体等

会議の位置づけとしては、新たに会議を設置する場合と、既存の会議の場をそのまま活用する場合や、拡張して相談支援包括化推進会議とする場合がある。会議の目的としては、地域における課題の発掘・関係者による共有や、個別のケースに関する情報共有・対応方針の検討、関係者のネットワーキング・連携強化のほか、資源開発・財源創出、情報発信、取組成果の検証等が挙げられる。これらのうち複数の目的をもって会議が開催されているケースが多い。また、会議の構成としては、全体会のほか、テーマ別や地域別に部会を設けたり、相談支援包括化推進会議と関連付ける形で個別ケース会議や担当者会議を設けているケースがある。会議参加者は、目的に応じ設定されるが、福祉分野関係者のほかにも多分野の関係者、専門家、住民、企業等も参加者となっているケースが多く見られる。

上記のような観点から、事業実施団体における相談支援包括化推進会議の開催例を整理すると、以下のとおりである。

図表 相談支援包括化推進会議の開催（例）

自治体名	内容
能美市	<ul style="list-style-type: none"> ●会議の位置づけ・開催目的 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議として、地域包括支援体制協議体を設置。 ・多様な関係者(後述)を招き、地域共生社会実現のビジョンと課題の共有等を行った。 ●会議構成 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議の事務局は、副市長をチーム長として関係部局(健康福祉・医療・企画・地域振興・スポーツ振興・商工振興関係課等)が構成員となって組織するプロジェクトチームが担っている。総合計画において包括的支援体制の構築を市内横断的な連携の下で推進する旨が明記されていることを踏まえ、こうした体制を組んでいる。 ・相談支援包括化推進会議の下に、健康づくり、在宅医療・介護、地域の支え合いに関する専門部会や、政策検討部会を設置。それぞれのテーマで課題や必要な社会資源について協議している。 ・また、一部地区(寺井地区)では、同地区の地域包括支援センターに配置された相談支援包括化推進員が、個別の相談支援において多機関を招いたケース会議を招集している。 ●参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議の委員は、町会連合会、婦人団体協議体、老人クラブ

自治体名	内容
	<p>連合会など地域組織のほか、健康・医療・福祉関係団体、商工団体、大学、市で構成。会議の配下の部会には、取り扱うテーマに応じた参加者を招いている。</p>
氷見市	<p>●会議の位置づけ・開催目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氷見市は、平成 27 年度から「セーフティネット活性化会議」を設け、社会的孤立者の支援、全世代・全対象型の相談支援体制の構築に向けて協議してきた。相談支援包括化推進会議は、セーフティネット活性化会議をベースにして設置。 ・相談支援包括化推進会議は、第 1 層(市全域)に位置づけられている。全世代・全対象型地域包括相談支援体制に関すること(CSWの役割、各種会議の設置、新たなしくみ・サービス開発、セーフティネットの普及・啓発、福祉関連専門職の質の向上等)を協議し、具体的な取組の方向性等を検討する。 <p>●会議構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議には、後述するとおり関係機関・地域から多様なメンバーを招いているが、これとは別に、行政・社協メンバーで庁内連携について協議する会議や、個別ケースに関する支援調整を行う会議、事例検討勉強会等も開催している。 <p>●参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進会議のメンバーは、地域リーダー（自治振興委員、民生委員児童委員、地区社協会長等）、関連機関、市社協、市各課から選出。
呉市	<p>●会議の位置づけ・開催目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業に係る支援調整会議を拡張する形で、相談支援包括化推進会議を開催。 ・相談支援包括化推進会議では、複合的な課題を抱える世帯等のケースへの対応のあり方について協議・承認するとともに、多機関協働のあり方、8050 問題等における社会資源創出のあり方についても協議等を行っている。 <p>●会議構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別のケースへの対応方針・プランについては、担当者会議を設けて具体的な協議・検討を実施。相談支援包括化推進会議においてプランの承認を実施した。 <p>●参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮、障害、高齢、子育て等多分野の関係機関を招いて実施。生活困窮者自立支援における支援調整会議の中で、既に多くの機関との協議を行っていたが、相談支援包括化推進会議においては、現場で各種支援にあたる方々も招いて協議体制充実を図った。

イ 相談者等に対する支援の実施

相談支援包括化推進員が中心となり、困難事例等の把握・アセスメントや、支援のコーディネートが行われた。実際の実施例として、以下のようなものが挙げられる。

図表 相談者等への支援の実施（例）

自治体名	内容
江戸川区	<ul style="list-style-type: none">地域の拠点となっている「なごみの家」に寄せられる相談や、地域住民・関係機関等から寄せられる情報、区が作成した「地域見守り名簿」を基に行うアウトリーチ（戸別訪問）により、複合的な課題を抱える世帯等について把握。把握された困難事例等は、相談支援包括化推進員が中心となり「なごみの家」で対応するか、あるいは他の機関につなぐなどして対応をとっている。
能美市	<ul style="list-style-type: none">地域包括支援センターに配置された相談支援包括化推進員が、複合的な課題を抱える困難事例等が見つかった場合にケース会議を開催し、多機関をつなぎつつ支援の実施に向けたコーディネートを行う。地域包括支援センターの相談支援包括化推進員は、障害・生活困窮を含めた多様な分野の相談に新たに対応することになったため、市側のバックアップが重要となる。そこで、支援のための体制構築、多機関への協力要請等は、市福祉総合支援センターに配置された相談支援包括化推進員とも連携して進めている。
伊賀市	<ul style="list-style-type: none">総合相談窓口となっている市内 3 つの地域包括支援センター窓口等から多機関との連携による対応が必要な相談事案が持ち込まれた場合、市の福祉相談調整課が、当該事案に関する調整を行う会議を開催し、支援をコーディネート。
呉市	<ul style="list-style-type: none">市庁舎に設置された福祉分野の総合相談窓口である「福祉の窓口」で受け付けたケースや、関係機関の情報提供により明らかになったケース、地域包括支援センターを対象にして実施したアンケートにより明らかとなったケース等に対し、多機関が協働しながら対応。担当者会議を設けて個別のケース対応方針・プランを検討し、相談支援包括化推進会議においてプランを承認する流れとなっている。

ウ 社会資源・財源の創出の推進

各事業実施団体においては、関係機関同士の円滑な連携による相談支援により適切な支援につなげることで、地域課題解決に資する社会資源の創出・財源確保等を進めるため、多様な取組が展開された。

社会資源の創出においては、地域における交流や課題への気付きのきっかけを与える場づくり（地域食堂・子ども食堂、サロン等）、生活支援サービスの創出、中間的就労の仕組みづくり等が進められた。財源の確保に関しては、助成金、共同募金の活用、社会福祉法

人の地域貢献活動との連携のほか、新たな基金の設立と寄付募集、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用に向けた検討等に取り組んでいる例も見られる。

事業実施団体における具体的な取組例を以下の図表に示す。

図表 社会資源・財源の創出の取組（例）

自治体名	内容
釧路市	<ul style="list-style-type: none"> ●社会資源の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少・高齢化の激しい美原地区において地域食堂・子ども食堂の機能を持つ「みはら・かがやき食堂」を開設し、毎月 200 名以上が集う場となっている。また、この食堂をモデルとして他地区でも同様の取組が始まった。 ・ 同じく人口減少・高齢化の進んだ音別地区では、農福連携の推進に向けた取組を進め、地元住民が中心となって地域活性化と雇用創出を目指す法人が立ち上がった。 ・ 相談支援の出口づくりに向けて重要となる就労の問題にアプローチすべく、端切れ仕事を活用した中間的就労(ちょいワーク)の創出に向けた検討を進めた。
東海村	<ul style="list-style-type: none"> ●社会資源の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援包括化推進会議での協議を踏まえ、「住まいるリセットプロジェクト」を開始。従来は行政や社協が対応していた、ごみや草木の生い茂りの問題を抱えている住宅について、地域の方々も巻き込みながら清掃等を実施し、一旦問題を解決した後も、地域の中で見守っていく体制を築く仕組みとなっている。 ●財源確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者支援に目的を絞った「どうかい明日への架け橋基金」を設立。食糧支援を目的に食品の寄付を募る「フードドライブ」も開始。
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ●社会資源の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度には、定まった住居があり生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業の対象にはならないものの、一時的な生活困窮状態にある方に対し、食糧・日用品の現物給付、水道光熱費の一時立替等を行う「一時生活支援モデル事業」を創設した。一時生活支援事業で住居を手配したものの、住居が遠隔地にあるために市内中心部までの移動が困難な方に対して、交通費のチャージ料金をこのモデル事業の中で用意したケースもある。このモデル事業には、共同募金の地域特別配分枠を活用。平成 29 年度も継続して実施しており、拡張も検討中。
能美市	<ul style="list-style-type: none"> ●財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働による地域包括支援体制の運営や、地域福祉活動を持続的に進めていくため、新たな地域基金創設の検討に着手。 ・ 社会福祉法人の公益的事業に係る資金、社会福祉協議会会費、共同募金、

自治体名	内容
	ふるさと納税、その他民間企業の出資等を活用して基金を立ち上げ、福祉活動を行う主体へ社会的インパクトに応じて資金を提供するソーシャル・インパクト・ボンド型の仕組みづくりを構想している。

②地域力事業に関する取組・実施経緯等

地域力事業においては、我が事の意識づくり、拠点形成・整備支援、丸ごと受け止める機能強化、地域生活課題への対応に向けた取組がそれぞれ進められた。

図表 地域力事業における取組内容

ア	我が事の意識づくりの推進	座談会・研修・人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> 我が事の意識づくりに向けたワークショップ、市民会議、住民交流会等の開催 住民、関係機関等を対象にした研修、勉強会、地域福祉活動に関わる人材育成プログラム、人材登録制度等の開発、実施
		住民主体の活動・組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の活動・組織等に対するCSW等によるサポート、資金・制度的支援等
		広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 我が事・丸ごとの地域づくりに関する様々な媒体・機会での情報発信、普及啓発活動
		交流・連携の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様な住民・関係者が交流・連携するきっかけを提供する場づくり
イ	拠点形成・整備支援		<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な人々が集う拠点づくり 拠点づくりに向けた条件整備、助成
ウ	丸ごと受け止める機能強化		<ul style="list-style-type: none"> 住民、CSW等が連携した相談受付体制の検討・整備 住民に身近な拠点を活用した相談受付
エ	課題の把握と解決	地域生活課題の把握等	<ul style="list-style-type: none"> アンケート、アウトリーチ等による課題把握 見守りマップ等の作成による可視化 住民、関係機関等による地域の課題に関する協議・情報交換の実施
		住民主体のアクション	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決に向けた住民主体の具体的アクションの推進
		多様な主体の巻き込み	<ul style="list-style-type: none"> 企業等を含む多様な主体との連携推進 多様な主体と連携したアクションの実施
		関係機関等のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活課題の把握や解決に向けた関係機関職員等の研修・交流等

それぞれの取組の具体的実践例について以下に示す。

ア 我が事の意識づくりの推進

地域の課題を「我が事」として捉える意識づくりに向けて、座談会・研修・地域福祉に携わる人材育成等のプログラム、住民主体の活動・組織に対するCSWによる働きかけ・資金や制度面からの支援、広報・啓発活動、多世代交流・連携の場づくり等が行われた。具体的な取組の例は以下のとおりである。

図表 我が事の意識づくりに関する取組（例）

分類	取組例
座談会・研修・ 人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ・市民会議・交流会等 <ul style="list-style-type: none"> ・小地域における見守り・訪問活動等の充実拡大を図るため、各地区での<u>ワークショップ</u>を開催。(北海道札幌市) ・中学校区単位に整備されているコミュニティセンターを拠点として活動しているコミュニティを中心として、自治会、高齢者クラブ、民生委員、事業所、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政(関係課)などをメンバーとする<u>まちづくり市民会議</u>を開催。(茨城県ひたちなか市) ・福祉課題が見えにくくなっている高層マンション等の集合住宅において、マンション居住者同士のつながりを深めること及び異なるマンション間の取組に対する情報や課題解決の手法を共有することを目的に<u>マンション交流会</u>を開催。(大阪府豊中市) ●研修・勉強会等 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域福祉活動サポーター(見守り・相談力向上)研修</u>を実施。地域の相談窓口の担い手となる人材育成を目的に、地域福祉活動のリーダーだけではなく、活動に関わるサポーター(地区社協役員や民生委員ではない地域住民)をも対象として、特に相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得を目的に実施。(富山県氷見市) ●地域福祉活動に関わる人材育成、人材登録等 <ul style="list-style-type: none"> ・中学生が地域福祉活動に携わる「<u>子ども福祉委員</u>」の仕組みを創設し、運用を開始。(大阪府阪南市) ・「<u>なんでも相談支援サポーター</u>」を養成し、ワンコインで庭の草取り、買い物、話し相手等、具体的支援を行い、またその過程でキャッチしたニーズをCSWにつなげる。(島根県松江市) ・福祉分野に限らない地域の<u>人材バンク</u>をまとめることにより、地域の力を顕在化。(長野県原村)
住民主体の活 動・組織の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●CSW等による働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・町内自治会、民生委員・児童委員など地域住民が見守り活動やサロン活動などを通して地域課題を主体的に捉え、解決を試みる体制を作りあげる

分類	取組例
	<p>ため、各区社協事務所に配置したCSWが専門的見地から助言・支援。(千葉県千葉市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が地域課題を把握しやすくするために、<u>地域福祉コーディネーター</u>を配置。地域へ積極的に関わり、話し合いや住民へのアンケートの実施などにより生活課題の共有と情報交換。また、課題解決に向けた住民主体の取組を支援。(高知県高知市) <p>●資金・制度的な活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での<u>有償ボランティア組織設立に係る経費</u>に対して支援補助。(三重県名張市) 高齢者の社会参加を進め、介護予防や地域貢献につなげるため実施している「<u>いきいきポイント制度</u>」(ボランティアに応じて換金可能なポイントを付与する仕組み)について、対象年齢を「65歳以上」から「40歳以上」に拡大。また、対象施設を高齢者施設や子育て支援施設だけでなく、障がい者施設にも拡大することを通じ、児童館での読み聞かせ等地域でのボランティア活動を推進し、地域の支え合いを強化。(岡山県倉敷市)
<p>広報・啓発活動</p>	<p>●多様な媒体・機会を活かした情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>チラシやリーフレット</u>などを活用して地域の会議体や祭事等の場で取組の説明やPRを行うとともに、<u>地区ホームページや広報誌</u>等の媒体を活用して普及啓発。(東京都世田谷区) 三世代交流サロンや子ども食堂、認知症カフェなどの居場所づくりの取組、見守り活動など多世代の方々が関わる地域の支え合い活動等について調査。好事例を<u>ガイドブック</u>にまとめ情報発信。(岡山県倉敷市)
<p>交流・連携の場づくり</p>	<p>●多世代交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者を主な対象としていた「<u>いきいきサロン</u>」を徐々に地域の多様な世代が参加できるような機会に転換。(長野県原村)

イ 拠点形成・整備支援

事業実施団体における地域の多様な人々が集う拠点づくりや、拠点整備の支援の取組として、以下の図表のようなものが挙げられる。

拠点づくりにおいては、新設施設のほか、既存の集会所、空き店舗、複合型商業施設、廃園・廃校となった施設も活用されている。遊休資産・既存の施設も活用しながら拠点づくりが進められている。また、拠点整備の支援においては、空き家・空き店舗等の活用に向けた条件整備、拠点整備の取組に係る助成などが行われている。

図表 拠点形成・整備支援に関する取組（例）

分類	内容
拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規建設した公共施設の一角を活用し</u>、サロニックな雰囲気、高齢者のみならず多様な住民の困りごと、生活上の疑問点を受け止める場の整備を進めた。（北海道音威子府村） ・ 市内 3 地区を対象として、<u>既存の集会所等を利用した地域の寄合所的な場</u>の設置を支援。市が推進している生きがいサロンの連絡的役割を果たすとともに、地域の住民（課題を抱えた人も含む）が地域の支え手になり、生活の張りや生きがいを見出すことが出来るような場とすることを目指した。（栃木県栃木市） ・ 住民ボランティアが主体となり、来所者の傾聴活動等を行う常設型サロンを運営。これまでも活動を実施してきたが、よりも立地条件の良い食料品スーパーの隣にある<u>空き店舗</u>へ移転して実施。これまでは利用が高齢者に偏りがちであったが、移転後は子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄れる場所となるよう運営に従事。（埼玉県鳩山町） ・ 商業店舗・文化施設等の機能を併せ持つ<u>複合型商業施設</u>「アブラたかいし」のイベントにおいて、地域住民の協力や、相談支援包括化推進員や専門職の協力を得つつ“よろず相談所”を開設。（大阪府高石市） ・ <u>廃園となった幼稚園</u>を利用した地域の支えあいや多世代交流拠点の整備、<u>廃校となった小学校</u>の地域住民運営交流施設としての再利用について検討。（愛媛県宇和島市） ・ 地域福祉の活動拠点として、「陽だまり うたづ」を作り、地域の様々な困りごとを受け止める福祉まるごと相談窓口を設置。また、子ども食堂、手話サロン、ボランティア活動等の場としても活用するための準備を実施。（香川県宇多津町）
拠点整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会の活動拠点の活用・広域型の活動拠点の確保、民家や空き店舗の地域福祉目的で活用促進するための条件整備、活動づくりへ向けた<u>拠点整備助成</u>。（兵庫県下市町）

ウ 丸ごと受け止める機能強化

地域の課題を丸ごと受け止める機能の強化に向けて、住民に身近な圏域における相談受付体制の検討・整備が進められるとともに、拠点を活用した課題を丸ごと受け止める場づくりが進められた。

相談受付体制の検討・整備においては、住民の協力の下で地域の課題・相談を受け止める体制づくりや、CSW等が地域で課題・相談を受け止める体制づくりが進められた。拠点の活用においては、住民に身近な拠点において地域の課題・相談を受け止め、専門機関

等につなぐ体制作りが行われた。具体的な取組例を以下の図表に示す。

図表 丸ごと受け止める機能強化に関する取組（例）

分類	内容
<p>相談受付体制の 検討・整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民と連携した受け止め体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の拠点の範囲地区の民生委員や小地域福祉活動を実践している<u>地域福祉活動コーディネーター（地域づくりの核となる住民）</u>等が常駐し、住民からの相談を常時受ける。（東京都墨田区） ・ モデル地区を指定し、地区内での相談受付体制の構築を推進。<u>地域のリーダー、地域福祉活動サポーター</u>となっている住民、その他関係者が<u>相談を受け止め、支援につなぐ仕組みづくり</u>に向けて検討を推進。（富山県氷見市） ●CSW等による受け止め体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民ボランティアの傾聴活動を行うとともに、<u>社会福祉協議会により雇用された専任職員</u>を配置し、傾聴活動の範疇を超えた相談に対応。相談内容に応じて、各機関へ繋いだり、関係機関を集めた個別ケース検討会議を開催してケースの対応について協議。（埼玉県鳩山町） ・ 個別課題の支援、地域を巻き込んだ課題解決に取り組む役割を持つ<u>CSWが、地域に出向いて相談を受付</u>。相談に対して、行政機関、社会福祉法人、地域包括支援センター、医療機関、NPO法人、ボランティア団体等関係機関及び地域住民で、垣根を越えたネットワークを構築し、相談者等に適切な支援のつながりが機能する体制づくりを推進。（愛知県東浦町） ・ 地区社協に配置されたCSWによる「<u>なんでも相談</u>」を実施。地域住民の相談を包括的に受け止め、解決に向けた話合いの場を設け、必要に応じて、行政等支援機関につなぐ。（愛知県長久手市）
<p>拠点の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の身近な圏域に設置している<u>地区福祉のまち推進センター</u>において、区社会福祉協議会、区役所、地域包括支援センターやヘルパー事業所等が緊急時の連絡・対応方法を協議し、相互に連携する機能を構築。（北海道札幌市） ・ <u>地域の拠点「あったかふれあいセンター」</u>に、地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）が常駐していることから、課題を丸ごと受け止める場所として機能させた。（高知県黒潮町）

エ 課題の把握と解決

住民に身近な圏域における課題の把握と解決に向けて、まずアンケートやアウトリーチ、住民・関係機関との協議による課題把握や、見守りマップ等による課題の可視化が行われた。また、課題解決に向けた住民主体のアクションが実際に進められた自治体も見られた。このほか、企業等を含む多様な主体を巻き込んで課題解決に取り組む体制づくりや、住民をサポートする立場にある関係機関のスキルアップに向けた研修等も実施された。

具体的な取組例を、以下の図表に示す。

図表 課題の把握と解決に関する取組（例）

分類	内容
調査・可視化	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>アンケート・アウトリーチ等による把握と課題の可視化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全小学校区で<u>アンケート調査</u>を行い福祉課題に対するニーズ・シーズを定量的に把握・分析するとともに、特に課題が多い地区に対しては<u>全戸訪問</u>（見守りローラー作戦）により定性的に地域生活課題を把握。成果物として<u>見守りマップ</u>を作成し、課題の見える化を実施。（大阪府豊中市） ●<u>住民・関係機関等との協議・情報交換</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関ネットワーク会議を開催し、各機関の連携、<u>地域生活課題等に関する情報共有</u>を推進。（滋賀県彦根町） ・ <u>校区別課題解決会議</u>（ふくしがよかとこ会議）の開催。（福岡県糸島市） ・ <u>行政区ごとの情報交換・協議の場</u>に、<u>社会福祉協議会と地域包括支援センター等専門機関が同席</u>し、早期の課題対応と地域での支援等について協議できる体制を整備。（福島県大刀洗町）
住民主体のアクション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、まちづくりセンターの三者が連携して地域課題解決に向けたアクションを推進。子育て世代、高齢者等の<u>交流の場・居場所づくり</u>や、<u>買い物支援・移動支援のサービス創出</u>等につなげた。（東京都世田谷区） ・ 中央区において<u>ゴミ屋敷支援</u>の実施を図るためのネットワーク会議・座談会を開催。実際の支援も実施。（新潟県新潟市） ・ 地域のニーズを踏まえた<u>移動販売</u>を実施。（広島県江田島市）
多様な主体の巻き込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「多様な主体の自発的福祉を高める」ことを目的に、<u>連携を模索する企業等の多様な主体（30 団体）へのインタビュー</u>を実施。インタビュー結果を踏まえた<u>主体間の交流・連携</u>も推進。（兵庫県芦屋市）
関係機関等のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の地域づくりをバックアップする立場である社会福祉協議会を始めとする<u>社会福祉法人、行政、事業者等</u>を対象にした研修会等のプログラムを開発、実施。（滋賀県東近江市）

(3) 事業を通じた成果等

①多機関事業における成果等¹

多機関事業に取り組む自治体においては、多機関との連携の推進、困難事例等の解決、社会資源や財源の創出等の取組による成果が、事業を通じて一定程度実現されている。また、昨年度から多機関事業に取り組んでいる自治体においては、1年目の成果と課題を踏まえて、2年目に新たな成果が得られる結果となった。

図表 多機関事業における成果の概要

取組	事業を通じた成果例
多機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●多機関ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例等のつなぎ先の明確化 ・多分野のネットワーク構築 ・多機関の連携の仕組みの整備 ●市内連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市内での情報共有の円滑化 ●人材育成等の機能強化 <p style="margin-left: 100px;">→ [2年目] ネットワークの深化・拡大 → [2年目] 連携方法の明確化</p>
相談者等に対する支援実施	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の整備 ●困難事例等の把握機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援の認知度向上 ・新規相談支援件数の増加 ●多機関が連携した対応 <ul style="list-style-type: none"> ・多機関が連携したケース対応の着実な実施 <p style="margin-left: 100px;">→ [2年目] さらなる認知度向上 → [2年目] 潜在的なニーズの発掘 → [2年目] 相談支援体制の見直し・強化</p>
社会資源 財源創出	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな社会資源・財源の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・不足する資源等に関する認識共有 ・資源創出に資する関係者のつながりの形成 ・具体的な資源・財源の創出推進 <p style="margin-left: 100px;">→ [2年目] 資源創出の取組の実施・拡大</p>

事業実施団体における成果例は以下のとおりである。

¹ 事業実施団体及び委託先を対象として実施された研修会（平成29年度「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会（第3回）、平成30年2月1日～2日）における事前課題の内容を基にとりまとめる。

図表 多機関事業における成果例

取組	事業実施団体における活動実績・成果例
多機関との連携	<p>●困難事例等のつなぎ先の明確化</p> <p>・広島県呉市では、福祉関係の案内や相談にワンストップで対応する「福祉の窓口」を市庁舎に設置し、相談支援包括化推進員を配置。複合的な課題を抱える世帯等への対応を行ってきた。<u>庁内および関係機関担当者からは、どこにつなげばよいのかわからないケースを一人で抱え込まなくてもよくなり、「良かった」「楽になった」という声が挙がっている。</u></p>
	<p>●多分野のネットワーク構築</p> <p>・滋賀県彦根市では、年3回相談機関交流会を開催して相談機関同士の強みを知り合うことができた。また、<u>相談機関窓口紹介名簿(暫定版)</u>が発行できたことにより更に連携体制が強化できた。年間の相談件数、終結件数ともに目標数値(240件・48件)には達していないが、<u>個々のケースについて丁寧に対応することで「こんなことまで相談に乗ってもらえるのか」といった今までと違った評価が民生委員から得られている。</u></p>
	<p>●ネットワークの深化・拡大 [2年目の成果]</p> <p>・大阪府豊中市では、1年目の取組を踏まえて、2年目は相談支援の出口となる社会資源、特に雇用の受け皿として「企業」との関係構築を強化することを目指し、<u>ものづくり企業、飲食店、介護施設などの連携先を開拓。5件を目標として設定したが、1月末までに14件の開拓を実現した。</u></p> <p>・秋田県大潟村では、昨年度の取組を通じて村内企業とのネットワークが形成され、<u>農業との連携に対し関心が高まった。</u>これを踏まえ、平成29年度に大潟村社会福祉協議会が中心となり<u>大潟村農福連携推進委員会</u>を設立。大潟村の特徴である農業と人材を活かし、生きがいと遊びをミックスした農業にチャレンジすることで、様々な課題を抱えた人たちを巻き込みながら、住民を主体とした豊かな地域づくりを推進する体制を築いた。</p>
	<p>●多機関の連携の仕組みの整備</p> <p>・島根県松江市では、福祉なんでも相談(総合相談)で把握したケースを社協内で情報共有するための<u>情報システム構築</u>を進めた。また、中央レベルに「<u>総合相談調整室</u>」を設置。全世代・全対象型の相談対応を進めるための連携方法や、地域レベルの相談所、包括エリア及び公民館・地区社協エリアにおける相談支援のあり方や事業の展開方法の企画等において、コントロールタワー的な役割を果たすことになった。</p>
<p>●連携方法の明確化 [2年目の成果]</p> <p>・佐賀県佐賀市では、庁外の関係機関との相談支援体制について、相談支援包括化推進会議(実務担当者会議)において、個人情報の共有方法などについて協議を重ねてきた。2年目は、取組の1つとして、<u>相談受付票(福祉まるごと相談受付票)</u>及び同意書(<u>福祉まるごと相談個人情報</u></p>	

取組	事業実施団体における活動実績・成果例
	<p><u>の使用・共有に関する同意書</u>)を作成。関係機関との情報共有の際に活用している。</p> <p>●庁内での情報共有の円滑化</p> <p>・福井県坂井市では、相談支援包括化推進員を中心に、まず庁舎内部（市民福祉部）での意識統一のため、担当者間または各課内でのミーティングを複数回実施し、<u>事業の必要性の共有</u>を実施。また相談支援機関のヒヤリング調査と相談支援対応事案の検証を進めており、相談者等のニーズや課題の把握方法、相談機関の業務体制・内容、相談からの課題のつなぎ方・検討の仕方、地域との連携・資源の活用方法など、<u>各分野の相談支援機関ごとに特色を互いに知る</u>ことができた。</p> <p>●人材育成等の機能強化</p> <p>・山口県宇部市では、複合的な課題を抱える世帯の課題を解決できるよう相談支援包括化推進員や各分野の相談センターの職員を対象とした<u>研修会</u>を開催。研修会ではグループワークも行い交流を図ったことで、互いに相談をしやすい関係構築も進めることができた。</p>
相談者等に対する支援実施	<p>●総合相談窓口の設置</p> <p>・神奈川県小田原市では、「福祉まるごと相談」窓口を設置し、まずは、<u>複合的な課題をなんでも受け止める体制を整備</u>した。そのうえで、必要に応じてケア会議を開催し、包括的な支援のコーディネートを行うことができた。この取組を通じて、市の所管の縦割りの対応についても、より柔軟に、連携を図る意識を持てるよう、調整会議、ケア会議などを実施することができてきた。</p> <p>●包括的相談支援の認知度向上、支援件数増加</p> <p>・宮崎県美郷町では、従前より、障害・高齢者福祉等に関する相談については社協が窓口をなることについては、住民にも共有されていたが、相談支援包括化推進員を中心として様々な関係機関と連携し、生活支援及び生活困窮等を含む総合的な相談についても受ける体制整備に努めてきた。その結果、今年度については12月時点で<u>新規の方からの延べ相談件数が、約1.5倍（H28：41件→H29：63件）</u>に増加している。</p> <p>●さらなる認知度向上、潜在的ニーズ発掘 [2年目の成果]</p> <p>・富山県氷見市では、昨年度、事業の趣旨や設置された包括化推進員の役割を市内20地区民生委員児童委員協議会を中心に周知を図ったが、市内全域への浸透に至ったとは言い難い状況であった。今年度は、地区社会福祉協議会（旧小学校区）単位での周知と地域内における住民の困りごとを受け止める場・人材育成を推進。<u>これまで相談に挙がってこなかった「小さな情報」</u>をもとに、相談が寄せられるケースも見られるようになってきた。市民に包括化推進員が周知されてきていることとあわせ、「地域の中での問題把握の力」が徐々に向上してきているとみられる。</p>

取組	事業実施団体における活動実績・成果例
	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県東海村では、平成 28 年度に民生委員・児童委員の協力を得て実施したアンケート調査から、<u>行政や社協に敷居の高さを感じている住民へのアプローチが必要であるという課題が浮き彫りとなった</u>。そのため、平成 29 年度から商業施設を利用した出張相談（月 2 回）を開始し、民生委員のアンケートであがった生活課題を抱える世帯に対するアウトリーチを実施。その結果、平成 29 年度は<u>相談件数及び複合課題相談件数ともに増加</u>。関係機関とのネットワークの重層化や、アウトリーチの姿勢が効果を上げているものと見られる。 ●多機関が連携した対応 <ul style="list-style-type: none"> ・三重県桑名市では、相談内容が複雑な案件において、市保健福祉部各課と委託先である社会福祉協議会の職員が集まる総合相談調整会議において、支援の方向性などを検討。福祉分野以外の相談も受けることがあがるが、<u>他部署への連絡・調整等により、解決を図ることができている</u>。 ●相談支援体制の見直し・強化 [2 年目の成果] <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県鴨川市では、当初、民間（NPO）への委託による地域体制づくりを想定したが、地域との関係性を構築することに相当な時間を要することが判明し、<u>住民の理解と信頼を得る最善の方法を再検討した結果、行政主導による体制づくりに切り替えた</u>。
社会資源・財源の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●不足する資源等に関する認識共有、関係者間のつながりづくり <ul style="list-style-type: none"> ・福島県郡山市では、地域の支援ネットワークの構築に向けて、<u>支援に必要な社会資源について理解を深めるため、生活困窮者自立支援制度に関する勉強会を実施</u>。その中で、認定就労訓練事業（中間的就労）について実施事業所を訪問。長い間就労していない方等への支援の一つとして実施内容を再確認するとともに、<u>これまで知らなかった社会資源との顔の見える連携関係構築につながった</u>。 ●具体的な資源創出の取組の実施・拡大 [2 年目の成果] <ul style="list-style-type: none"> ・北海道釧路市では、昨年度関係者へのヒアリングや会議を中心とした取組を行ってきたが、今年度は<u>具体的な資源創出の取組を進める部会活動を加速</u>。地域食堂「みはら・かがやき食堂」の企画・運営を行う部会では、食堂を毎月地域住民が 200 名以上集う場へ発展させることができた。また、「みはら・かがやき食堂」がモデルとなり、9 月から他地区においても新たに「元町おてら食堂」が始まった。このほか、他部会でも、地域活性化と雇用創出を目標に掲げた法人が立ち上がり、中間的就労の創出（通称：ちょいワークの創出）に向けて始動するなどの動きが起こった。

②地域力事業における目標及び達成状況

地域力事業に取り組む自治体においては、我が事の意識づくり、地域福祉活動における拠点形成、地域の成果課題を丸ごと受け止める仕組みづくり、課題の把握と解決の取組を通じた変化が、事業を通じて一定程度実現されている。

図表 地域力事業における成果の概要

取組	事業を通じた成果例
我が事の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等における参加意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会・ワークショップ等を通じた意識づくり ・住民等を対象にした研修・講座等による啓発 ● 担い手の増加、地域の支え合い活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動・人材の見える化の推進 ・地域福祉を担う人材の発掘・育成・交流の推進
拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動拠点の増加及び積極的な活用
丸ごと受け止める機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 丸ごと受け止める場の増加 ● つなぎ機能の強化
課題の把握と解決	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活課題の可視化 <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な場やアウトリーチを通じた課題の把握 ・アンケート・インタビュー等による課題の可視化 ● 課題解決の取組の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービス・地域福祉に関わるアクション推進 ・民間事業者等との連携と新たな取組の創出の促進

事業実施団体における成果例は以下のとおりである。

図表 地域力事業における成果例

取組	事業実施団体における活動実績・成果例
我が事の意識づくり	<p>●住民座談会・ワークショップ等を通じた意識づくり</p> <p>・栃木県市貝町では、大字単位で地域福祉座談会を行ない、各地域の現状と課題を把握した上で「地域にいる外出困難な高齢者」について個人や地域でできる活動の検討を行なった。また、「将来、自分自身が外出困難になった場合」について今後の生活を想像しながら今から地域で取り組むことについて話し合い、地域で必要とされるサービスについて検討を行った。</p>
	<p>●住民等を対象にした研修・講座等による啓発</p> <p>・愛知県東浦町では、5年後、10年後の「自分の暮らしぶり」を想像し、住みよい地域のために、自分たちにできることのきっかけづくりとして、フォーラムを開催。講演会を行うとともに、すでに地域で活動している地域住民の活動発表を織り交ぜ、身近で活動している団体の紹介も実施。すでに活動している団体の活性化、新たに活動をはじめようとしている団体への助言を行うことができた。</p>
	<p>●地域活動・人材の見える化の推進</p> <p>・兵庫県芦屋市では、町ごとに住民主体で、<u>社会資源の把握・開発を目的とした「地域白書」</u>を作成。各町において「わが町を再発見」し、地域生活課題の解決に向けてモデル地域(3 地区)を設定。地域で取り組める内容を検討している。</p> <p>・岡山県倉敷市では、生活支援コーディネーターが地域の支え合い活動の<u>好事例を収集し、見守り支援、外出支援、こども食堂、認知症カフェ、ゴミ出し等の困りごと支援など 10 事例程度をまとめ配布する予定</u>。好事例を収集する過程で従来、把握できていなかった子ども食堂について、現時点で市内に7カ所の子ども食堂があることが分かった。今後、福祉部署と生活支援コーディネーターとで訪問し、実情を把握し子ども食堂への支援方法検討を予定する等、<u>地域の支え合い活動を支援しようとする動きも出てくるようになった</u>。</p>
	<p>●地域福祉を担う人材の発掘・育成・交流の推進</p> <p>・大阪府阪南市では、子どもを地域活動の担い手としていくことで、大人も活動へと巻き込んでいくことを目指し、市内1中学校区で「<u>子ども福祉委員</u>」を募集し、12名が参加。</p> <p>・佐賀県佐賀市では、住民自ら地域課題を把握し解決を図るための取組の一つとして<u>福祉協力員</u>の設置推進を行っているが、自治会の班長を福祉協力員とすることで平成29年12月時点で1,550名（年度当初は642名で908名の増）となり<u>地域での福祉活動推進の種を多く蒔く</u>ことができた。</p> <p>・滋賀県彦根市では、見守り活動の担い手となる「おたがいさんサポーター」講座（基礎2回、ステップアップ講座8回）を開催。登録者数も</p>

取組	事業実施団体における活動実績・成果例
	<p>97 名となり、地域の見守り合い（地域の課題を我が事のように）の意識を高めていく地域づくりが進んできている。また、「見守り合い活動推進事業」の一環として「<u>振り返り会</u>」を実践し、<u>地域課題の“見える化”</u>と住民同士での課題共有が徐々に進んできている。</p>
拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ●活動拠点の増加及び積極的な活用 ・高知県高知市では、市社協が寄贈を受けた空き家を活用した「<u>子どもの居場所</u>」「<u>地域の集いの場</u>」の立ち上げに向けて、地域住民や地域福祉に関わる各種団体やNPO法人と共に話し合いを重ね、活動している。 ・東京都世田谷区では、地域の課題解決につながる居場所やサービス作り等に向けて、<u>民間施設の発掘（78 件）・活用（57 件）</u>を実施。日常生活圏域ごとにこれらを活かした取組を推進。周辺の複数教育機関（学生等）と連携した居場所、車イス等利用者に配慮した居場所、夜間開催の子育て世代の場、住民・学生等による「<u>子ども食堂</u>」の立ち上げと子育て世代の居場所の融合等、多様な取組が展開された。
丸ごと受け止める機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ●丸ごと受け止める場の増加、つなぎ機能の強化 ・三重県伊勢市では、住民に身近な圏域で相談できる<u>福祉なんでも相談窓口</u>を設置し、地域展開していくために、職員が地域に出向いて幅広い相談を受け、必要に応じて相談機関に相談を繋げた。A 支所 10 件、B 支所 13 件、C 支所 9 件、D 支所 9 件。開催場所として、（サロン、高齢者会食会、自治会、公民館）で実施。
課題の把握と解決	<ul style="list-style-type: none"> ●住民に身近な場やアウトリーチを通じた課題の把握 ・大阪府高石市では、イベントホール・商業店舗・図書館等を備える施設「<u>アプラたかいし</u>」において、様々な住民が参加できるようなイベントを実施。イベント時に<u>相談支援包括化推進員</u>や<u>専門職</u>の協力を得つつ「<u>よろず相談所</u>」を開き、<u>生活課題の把握</u>を行っている。 ・福岡県糸島市では、<u>校区別課題解決会議（ふくしがよかとこ会議）</u>を開催。会議終了後、自ら参加者が事務所に来訪され、「<u>共生型サロンをおこないたい</u>」、「<u>フードバンクを糸島市でできないか</u>」等の相談がなされた。現在も継続して支援。 ・島根県松江市では、CSWが<u>早期にニーズを把握</u>するため、<u>民生児童委員地区定例会</u>、<u>なごやか寄り合い事業</u>等に出向き、相談対応する。特に大庭地区においては、公営住宅を重点的に<u>地区社協と協働で巡回相談</u>を開催。 ●アンケート・インタビュー等による課題の可視化 ・新潟県新潟市では、「<u>地域生活課題把握のための実態調査</u>」として、第2層生活支援コーディネーターを中心に<u>中学校区エリアで高齢者へのヒアリング調査</u>中。 ●生活支援サービス・地域福祉に関わるアクション推進 ・長野県朝日村では、「<u>あさひ有償生活支援サービス いいせ</u>」を平成 29

取組	事業実施団体における活動実績・成果例
	<p>年10月開始。住み慣れた朝日村で、安心して暮らし続けることを目指して、日常生活で困ったときに、住民同士の地域の支えあい活動の一環として有償生活支援サービス。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県高知市では、退職を迎えた<u>団塊世代の仲間づくり、生きがいつくり</u>を目的に<u>団塊世代を組織化</u>。メンバーの「やりたいこと、学びたいこと」について意見交換を重ね、地域デビュー講座（お金の話・運動の話・葬儀の話など）を開催。講座の出席者を中心に、仲間づくりを目的としたバルーンアート教室や農園プロジェクトの展開によって<u>交流を深めるとともに、日々のちょっとした困りごとに対応する「お助け隊」としての活動も開始</u>するなど、今後は、生活支援サービスの担い手としての活動も視野に取組を進めている。 <p>●民間事業者等との連携と新たな取組の創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県芦屋市では、多様な主体の自発的福祉を高めることを目的に、連携を模索する<u>企業等の多様な主体（30団体）へのインタビュー</u>を実施。それぞれの主体の地域づくりに資する取組を把握し、さらに<u>多様な主体と市職員が会する「こえる場！」</u>を開催。そこでの意見交換から、<u>新たな地域づくりの取組（5件）</u>が生まれた。

(4) 今後に向けた課題

事業実施団体における今後に向けた主な課題について、事業実施団体による取組状況の自己評価結果（「我が事・丸ごと」の地域づくりに関する研修会」第3回（平成30年2月1日～2日）における）も交えつつ確認する。以下では、①多機関・地域力両事業に係る課題、②多機関事業に係る課題、③地域力事業に係る課題をそれぞれ確認していく。

①多機関・地域力両事業を効果的に進めるための課題について

多機関・地域力両事業を効果的に進める上で、ア) 関係者間でのビジョンの共有や、自治体内の連携強化に向けたイ) 庁内への働きかけは、重要な要素となる。

ア 関係者間でのビジョン等共有

事業を実施するうえでは、庁内外の関係者が目指す方向・望む未来の姿や、その実現に向けえた取組のあり方について認識を共有し、規範的統合を進めることが重要となる。またそのうえで、多様な分野の関係者が相互の立場や役割を理解し、ビジョンを踏まえた取組をともに企画・推進していくことが求められる。

これに関して、事業実施団体における関係者間でのビジョンの検討・共有状況についての自己評価結果を見てみると、庁内外の関係者とのビジョンに関する協議まで実施したとする自治体が多いが（62%）、ビジョンの明文化・関係者への浸透にまで至っているとする自治体は少数（7%）にとどまった。

ビジョンを浸透させ、ビジョンを踏まえた取組の企画・推進につなげるため、多機関事業における相談支援包括化推進会議の場を活用した認識の共有や、地域力事業における我が事の意識づくりに向けた働きかけ等を継続的に進めることが望まれる。

図表 関係者間でのビジョンの協議・共有状況に関する自己評価結果

問. 地域共生社会の実現に向けて、「どのような地域をつくりたいか」、「何をを目指すのか」、「どのような数値目標を設定するか」など、**事業を実施する上でのビジョンとなるものを関係者間で協議**したか。なお、協議すべき内容は、住民に身近な圏域と市町村圏域の両方である。

選択肢		回答数	割合
(ア)	主管課だけで協議をした	10	14%
(イ)	庁内の高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係部局や医療、教育、住まい等の部局と協議した	11	16%
(ウ)	(イ)に加えて、庁外の関係者(委託している場合には委託事業者や、福祉関係者、その他の分野の関係者等)と協議した	43	62%
(エ)	協議されたビジョンが明文化され形となり、(ウ)の内容がメンバー間で広く浸透し、それを意識しながら業務に従事している	5	7%
計		69	100%

イ 行政内部の連携強化

多機関事業においては、高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉関係部局のほか、医療、教育、住まい、さらに産業等の部局も巻き込んで、相談支援包括化や相談支援の出口づくりについて協議・連携していくことが重要となる。地域力事業においても、住民主体の地域福祉活動の推進等にあたり、福祉関係部局およびその他関係部局の理解・協力を得ていくことが有益となる。

これに関して、事業実施団体における庁内連携に向けた働きかけの状況に関する自己評価結果を見てみると、働きかけがほとんどできていないとする自治体が28%となっている。また、福祉その他の関係部局との定期的な勉強会・会議まで行っているとする団体は少数(11%)にとどまった。庁内連携体制は多機関・地域力両事業を推進する上での土台となることから、連携が十分に進んでいない自治体においては、関係部局への働きかけを行い、地域共生社会の実現に向けたビジョンの共有、相談支援の包括化や社会資源の創出等に向けた具体的連携方策の検討を進めていくことが求められる。

図表 庁内への働きかけの実施状況に関する自己評価結果

選択肢		回答数	割合
(ア)	働きかけはほとんどできていない	15	28%
(イ)	事業のパンフレットやリーフレットを、庁内の福祉関係部局に配付した	18	34%
(ウ)	事業の趣旨や役割を、庁内の福祉関係部局に加えて都市整備や水道、住宅等にも直接説明に回った	14	26%
(エ)	(ウ)に加えて、福祉関係部局や他部局と定期的に勉強会や会議等の機会を設けている	6	11%
計		53	100%

②多機関事業に係る課題について

多機関事業においては、ア) 地域のニーズ・課題把握、イ) 多分野の関係機関との連携、ウ) 社会資源の把握・創出をそれぞれさらに推進することが必要となっている。

ア 地域のニーズ・課題把握

相談支援の充実、社会資源の創出等を進める上では、地域のニーズ・課題を把握し、相談支援体制の整備や資源開発のあり方の検討に役立てることが重要である。既存の資料や日常的な業務の中での関係機関・住民等々のやりとりの中から把握するとともに、訪問調査やアンケート調査等によりニーズ・課題の分布の全体像を把握することが有益となる。

これに関して、事業実施団体における地域のニーズ・課題把握の状況に関する自己評価結果を見てみると、多くの自治体において既存資料や聞き取りを通じたニーズ・課題の把握が行われているが、アンケート調査も行っている自治体は少数(11%)にとどまった。事

業実施団体の中にはアンケートを実施して課題を抱える世帯等を把握し、それら世帯へのアウトリーチを行って支援につなげている例もあり、今後、他の自治体においてもアンケート調査を含めた手法によるニーズ・課題把握を検討をすることは有益と考えられる。また、市町村域における地域ニーズ・課題をほとんど把握できていないとする団体においては、早急に把握に努めることが望まれる。

図表 地域ニーズ・課題把握の状況に関する自己評価結果

問. 市町村域の地域ニーズや課題を把握しているか。

選択肢		回答数	割合
(ア)	ほとんど把握できていない	5	9%
(イ)	日常的な業務や他機関と連携する中で入ってくる情報や、日常的な業務分野別計画やその他の事業で実施したアンケート調査の結果を利用して把握している	26	46%
(ウ)	関係機関等が集う会議や交流会の中で、聴き取り調査を行い把握している	20	35%
(エ)	アンケート調査や悉皆調査を実施して把握している	6	11%
計		57	100%

イ 多分野の関係機関との連携

多機関が協働して複合的な課題を抱える世帯等への支援を進める上では、福祉分野に加え、医療・その他の分野の関係機関との連携を図り、幅広い分野の連携の下で課題の吸い上げと対応に取り組むことが重要となる。

これに関して、事業実施団体における多様な領域の関係機関との連携状況に関する自己評価結果を見てみると、福祉分野との連携、医療・教育・住まい・就労・雇用分野との連携まで行っているとする自治体が多い。ただし、それらに加えて産業・観光・法律などを含めた分野との連携まで行っているとする自治体は 20%にとどまった。社会資源の創出、相談支援の出口づくり等も見据えると、産業・観光・教育等の関係者との連携もより深めていくことが望まれる。

図表 多様な領域の関係機関との連携状況に関する自己評価

問. 市町村域における多様な領域の関係機関と連携できているか。

選択肢		回答数	割合
(ア)	ほとんどできていない	5	9%
(イ)	高齢や障害、児童、困窮等の福祉分野と連携を図っている	17	31%
(ウ)	(イ)に加えて、医療や教育、住まい、就労、雇用といった分野と連携を図っている	22	40%
(エ)	(ウ)に加えて、産業や観光、教育、法律などの福祉・医療以外の関係者と連携を図っている	11	20%
計		55	100%

ウ 社会資源の把握・創出

社会資源の創出は、地域の課題への対応、相談支援の出口づくりを進める上で重要となる。事業実施団体における社会資源の把握・創出の取組状況に関する自己評価結果を見ると、社会資源の把握・創出がほとんどできていないとした自治体が31%見られる。また、現状の社会資源の把握、不足する資源の検討、資源創出に向けた取組まで実施したとする自治体は24%にとどまった。

社会資源の創出に向けた取組にまで至っていない団体においては、現在の社会資源の整理・把握から始め、不足する資源の検討、創出に向けた取組へと順次移っていくことが望まれる。

図表 社会資源の把握・創出に関する取組状況の自己評価結果

選択肢		回答数	割合
(ア)	ほとんどできていない	17	31%
(イ)	地域に存在する社会資源を整理し把握した	12	22%
(ウ)	(イ)を踏まえて、不足する資源について検討をした	13	24%
(エ)	(ウ)を踏まえて、新たに資源を見付けたり不足する場合には創出に向けて動き出した	13	24%
計		55	100%

③地域力事業に係る課題について

地域力事業では、ア) 地域に対する情報発信・働きかけ、イ) 住民に身近な圏域と市町村域との連携、ウ) 住民主体の新たなアクションのさらなる推進がそれぞれ求められる。

ア 地域に対する情報発信・働きかけ

地域や周りの人々の課題を我が事と捉え、地域づくりに取り組む担い手を増やしていくためには、支え手となりうる人々への働きかけを行い、新たな活動へとつなげていくことが重要となる。

これに関して、地域への情報発信や、住民、その他の関係者への勉強会の開催状況に関する事業実施団体の自己評価結果を見ると、住民や福祉関係者、医療・教育関係者向けに情報発信・勉強会を実施しているとする自治体が多い。一方、農林水産、商工労働、観光、環境等の分野の関係者にまで情報発信・学習会を実施しているとする自治体は9%にとどまった。地域づくりに取り組む担い手を増やし、その先で地域の課題・ニーズの解決につながるアクションを展開していく上では、産業・まちづくり分野の主体への働きかけも進めていくことが望まれる。上述したとおり、事業実施団体の中には企業等の多様な

主体も巻き込んだ取組に着手している自治体（例：芦屋市）もあることから、こうした例も参考としつつ、取組を進めていくことが有益と考えられる。

図表 地域への情報発信・勉強会の実施状況に関する自己評価結果

問. 我が事・丸ごとの支援の担い手となる人を増やしていくために、支援の担い手となりうる人に向けて、地域についての情報発信や学習会(※)の開催をしているか。

※ 学習会は、参加型のグループワークやワークショップ、事例検討などを指す。

選択肢		回答数	割合
(ア)	ほとんどできていない	8	15%
(イ)	住民もしくは高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育の関係者に実施している	18	33%
(ウ)	住民と高齢や障害、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育の関係者に実施している	23	43%
(エ)	(ウ)に加えて、農林水産や商工労働、観光、環境等の福祉以外の関係者にも実施している	5	9%
計		54	100%

イ 住民に身近な圏域と市町村域との連携

各自治体において、住民に身近な圏域で多様な課題を受け止める場・機能の構築が進められている。把握された課題は、住民に身近な圏域の中で解決や見守りを図るとともに、必要に応じて相談支援機関と連携して専門的支援へとつなげることが必要となる。

住民に身近な圏域で受け止めた課題の市町村域の相談支援機関への連携（つなぎ）の状況に関する自己評価結果を見てみると、福祉分野の関係者へのつなぎの方法が定められ、適切に機能しているとする自治体が 26%見られる一方、ほとんど連携ができていないとする自治体も 20%見られ、自治体間の取組状況のばらつきが大きい。連携の進んでいない自治体においては、住民に身近な圏域と市町村域の機関との関係を強め、個別の支援の場面で活用できるようにしていくことが望まれる。

図表 住民に身近な圏域における課題の市町村域の機関への連携状況に係る自己評価結果

問. 住民に身近な圏域で受け止めた課題の中で、専門的支援が必要な場合には、市町村域の各種相談機関と連携できているか。

選択肢		回答数	割合
(ア)	ほとんどできていない	10	20%
(イ)	高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のうち、特定の福祉分野の関係者と協議し、つなぎ方や紹介の方法を検討した。もしくは、個別事案の支援を通じて、当該分野とのつなぎ方や紹介の方法が定められている	17	34%
(ウ)	高齢や障害、児童、教育、医療、困窮等のあらゆる福祉分野の関係者と協議し、つなぎ方や紹介の方法を検討した。もしくは、個別事案の支援を通じて、当該分野とのつなぎ方や紹介の方法が定められている	10	20%
(エ)	(ウ)で検討した内容が適切に機能しており、市町村域と双方向的な関係が構築できている。もしくは、個別事案の支援を通じてそのような関係性が構築できている	13	26%
計		50	100%

ウ 住民主体の新たなアクションの推進

地域力事業においては、地域の課題・ニーズを踏まえて、その解決に向けた住民主体のアクションを進めていく取組も行われている。ただし、事業実施団体における新たな活動等の実施状況の自己評価結果を見てみると、こうした活動がほとんど実施できていないとする自治体が33%見られた。平成29年度の事業では新たな活動の準備・実施にまで至らなかった団体においても、今後住民主体の活動を促進し、地域のかいだ池いつ力向上につなげる事が望まれる。

図表 住民等による新たな活動等の企画・実施状況に関する自己評価結果

問. 住民との話し合いや学習会（以下、学習会等）で出たアイデアや提案を踏まえて、新たな活動や催し物を企画・実施できているか。

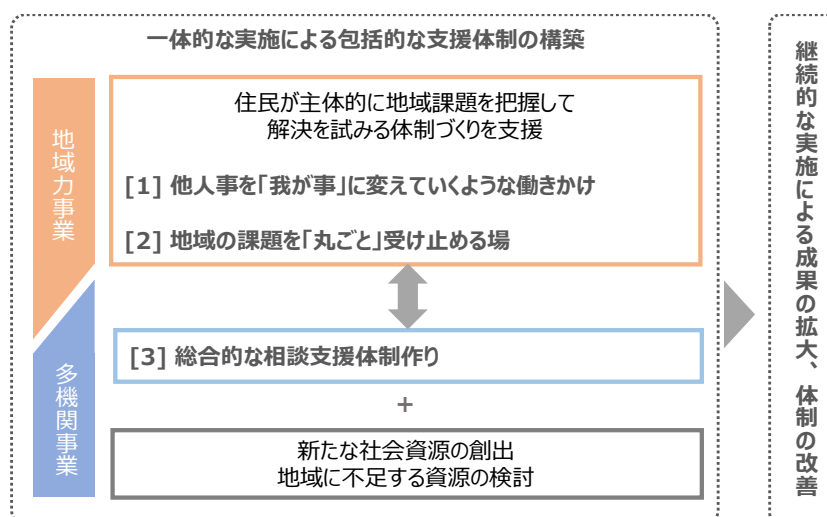
選択肢		回答数	割合
(ア)	ほとんど実施できていない	18	33%
(イ)	実施できていないが、準備に着手している	11	20%
(ウ)	学習会等に参加しているメンバーと共に新しい活動を実施している	18	33%
(エ)	(ウ)に加えて、学習会等に参加していない住民や関係者と協働して新しい活動を実施している	7	13%
計		54	100%

第4章 一体的・継続的な実施

「我が事・丸ごと」の地域づくりを強化していくためには、住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援する地域力事業と、市町村域等において総合的な相談支援体制作りや社会資源の創出等を進める多機関事業の双方を、相互に連動させ一体的に実施することが重要である。また、事業を継続的に実施することにより、成果の拡大とともに、支援体制を改善していくことが可能となる。

以上の認識を踏まえ、本章では、事業実施団体のうち、昨年度多機関事業に取り組んでおり、その結果を踏まえながら本年度多機関事業及び地域力事業に取り組んでいる盛岡市、山形市、江戸川区、氷見市、名張市の取組内容を整理し、一体的・継続的な実施による効果等について分析する。

図表 一体的・継続的な実施の重要性



1. 盛岡市

- 昨年度、多機関事業の実施等を通して相談支援機関間のネットワーク構築を行った。今年度においては、そのネットワークを活用し分科会の開催等を通じた具体的なサービスの創出に取り組んでいる。
- 地域力強化に関しては、性格の異なる2つの地域をモデルとし、人材育成を通じた困りごとをキャッチする機能の強化や生活支援サービスの担い手創出、地域住民同士の交流等を中長期的な視点から推進している。

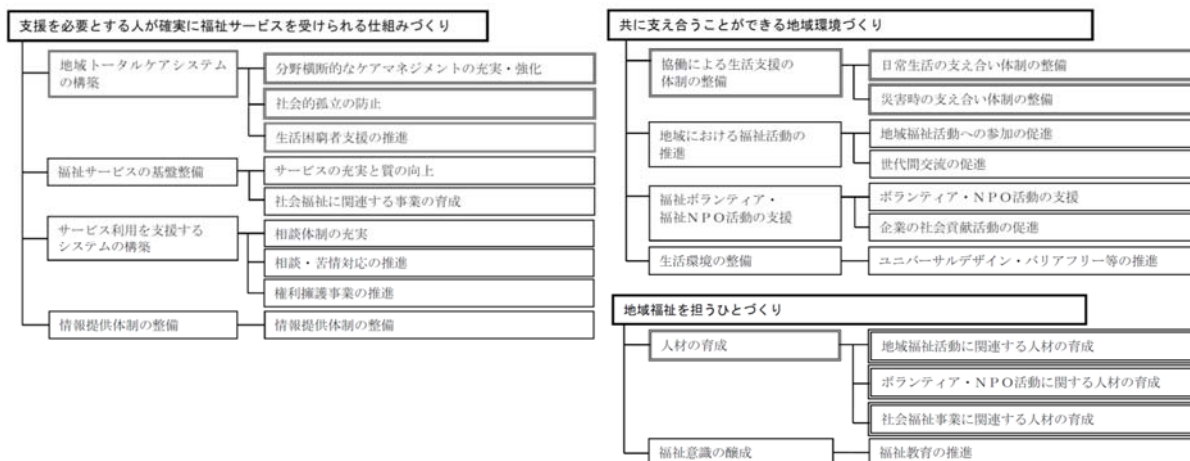
① 取組経緯

ア 地域福祉計画における位置付け

第2期盛岡市地域福祉計画（計画期間：平成27年度～平成36年度）においては、「支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり」を施策体系の一つの柱としている。その中で、「分野横断的なケアマネジメントの充実・強化」として、個別分野ごとに設置されている相談支援機関の各種連携や地域福祉コーディネーターの設置などを進めることにより、関係機関等を有機的に結びつけることを目指している。

また、「共に支え合うことができる地域環境づくり」や「地域福祉を担うひとづくり」等の施策において、「日常生活の支え合い体制の整備」、「地域福祉活動への参加の促進」、「地域福祉活動に関連する人材の育成」等にも取り組むこととしている。

図表 第2期盛岡市地域福祉計画における施策体系



イ 相談支援に関わる多様な主体の存在

相談支援の包括化に関しては、比較的規模の大きい自治体（中核市、人口約29万人）であること等から、福祉分野に関係する法人等も多数あり、9か所ある地域包括支援センターを7者（社会福祉法人、医療法人、医療生協）に委託するなど、多様な主体が関わる相談

支援体制となっており、主体間の連携に課題があった。

② 多機関事業に関する取組

ア 事業 1 年目（平成 28 年度）の取組内容

（相談支援包括化推進員の配置とその取組）

平成 28 年度の多機関事業においては、分野毎の相談支援体制は一通り整備されているという認識のもと、市内の相談支援機関が意見交換等を通し連携を行える場を設けること等、ネットワーク化を通じた分野横断的な相談支援体制の強化に取り組んだ。

社会福祉協議会の事務局に専任 1 名を含めた 3 名の相談支援包括化推進員を配置するとともに、その他市内の主な相談支援機関の役職員 17 名を相談支援包括化推進員として位置づけた。

これらの主体が参加する相談支援包括化推進会議を開催し、地域における課題の把握及び共有化を行ったうえで、社会資源に対するニーズ等について検討を行った。

（事業 1 年目の結果に関する認識）

これまで接点のなった主体同士のネットワークが構築されたことにより、個別の相談支援においても、課題や必要な支援等について共有化し各機関が連携して対応することが可能となった。

また、相談支援包括化推進会議には、推進員以外にも司法、ボランティア、行政の関連部局等が参加するようになり、ネットワークも拡大した。包括化推進会議の規模が拡大したことを受け、会議の機能整理を以下のとおり行うこととした。

相談支援包括化推進会議：情報・ネットワーク・ノウハウの共有の場

同分科会：地域課題に基づいたテーマを設定し新たな社会資源の創出を進める場

もりおかコミュニティソーシャルワーク懇話会：多機関相互の情報交換、研修の場

イ 事業 2 年目（平成 29 年度）の取組内容

（これまでの取組の継続）

相談支援包括化推進会議の全体会は 2 ヶ月に 1 度のペースで開催しており、共通かつ必要な課題の精査や横断的なネットワークキングに取り組む。また、困難ケースや支援に繋がらないケース等を対象に個別のケース会議を都度開催するとともに、そこで明らかになった相談支援体制における課題を包括化推進会議にフィードバックしている。

（分科会の開催をとおした社会資源の創出）

平成 28 年度の取組を踏まえ、多機関連携による社会資源創出に関するニーズの高い、「居場所」、「シェルター」、「中間就労」、「保証人」の 4 つの分科会を開催している。それぞれ

の分科会は月 1 回程度ずつ実施しており、関連する支援機関の包括化推進員のほか、関連機関や行政の担当者が参加するとともに、必要に応じて外部から専門家を招聘しながら社会資源創出に向けた検討を行っている。分科会という体制を採用したことにより、テーマを絞り込んだ具体的な検討が行えるようになっており、また、当該分野に関連する主体の参加を通じたネットワークの拡大も図られている。

③ 地域力事業に関する取組

ア これまでの地域活動等を踏まえた取組経緯

32 の中学校区単位で設置されている「地域福祉推進協議会」が地域における活動を推進している。老人センター、活動センターの所長等が事務局長を務め、社協は世代間交流や独り暮らし高齢者の昼食会、健康講話等の活動助成金を支援している。

平成 28 年度の多機関事業の取組の中で、専門職のネットワーク化だけでなく具体的な地域課題の把握や地域での展開を見据えたサービスの構築が必要と認識し、地域力事業にも取り組むこととした。

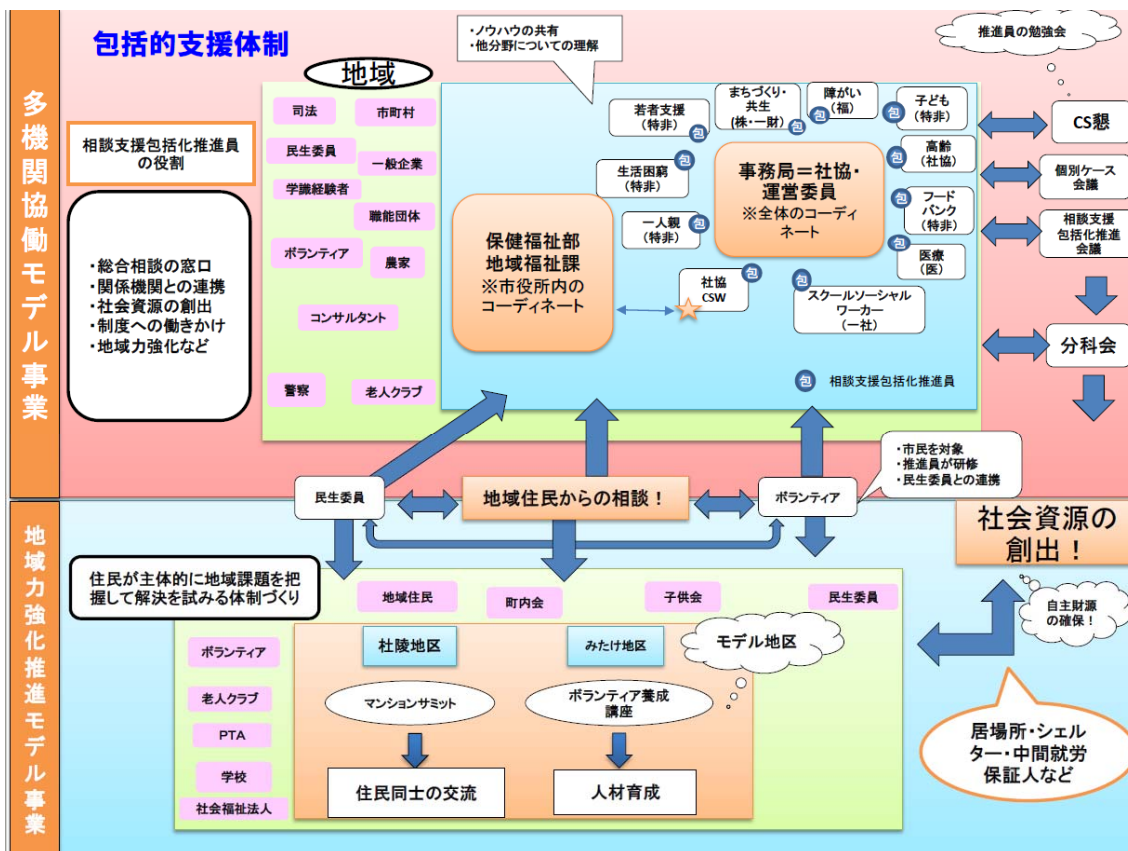
イ モデル地区における取組

比較的活発な支え合い活動が実施されている「みたけ地区」、マンション世帯が多く地域住民同士の交流が課題となっている「杜陵地区」の 2 地区をモデルとし、以下の事業を実施している。

■地域力強化推進事業の内容

みたけ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成としてボランティア養成講座を実施。困りごとをキャッチし包括や民生委員につなぐ機能の強化や、福祉サービスまでは必要としない世帯に対して、雪かき、ごみだし、電球交換、灯油の扱いなど、の生活利便サービスを行える体制の整備を目指している。 ・行政や社協が取組内容を決めるのではなく、ボランティア自らが活動を考える場を目指している。 ・修了者同士が主に高齢児童障害分野についてグループワークを実施し、困りごと等を共有し、話し合いを通して自らの活動を決める等の動きもみられる。
杜陵地区	<ul style="list-style-type: none"> ・11 月 16 日に第 1 回のマンションサミットを開催し、13 人の参加者が集まった。マンション管理者中心の参加であったため、ハード面の課題を中心に意見交換が行われた。今後は住民等に対象を拡大していく予定。

図表 事業実施のイメージ



出典：盛岡市資料

④ 平成 30 年度以降の取組

多機関事業に関しては、分科会を通じた具体的なサービスの創出及びネットワークを通じたサービスの提供を目指す。そのためにはネットワークの更なる強化も必要となる。「司法関係（保護司）」「企業」等これまで関係が十分に構築できていない主体との連携等も必要となる。また、庁内における部署同士の連携を進める。

地域力事業に関しては、人材育成、地域交流等の取組を継続しながら、地域課題の把握・解決力の強化、困りごとを声に出せるような環境づくりを進める。

⑤ まとめ

中核市であり規模が比較的大きいことから、相談支援に関しても様々な主体が存在しており、「主体間の壁」が相談支援機能の包括化における課題の一つとなっていた。地域福祉計画にもとづき「分野横断的なケアマネジメントの充実・強化」等を進める中で、平成 28 年度の多機関事業をきっかけとして多様な主体間のネットワークの構築に取り組んだ。取組の結果として、既存の相談支援機関のネットワーク化が進むとともに、地域における課題や社会資源に関するニーズについて主体間での共通認識を持つことができた。あわせて、

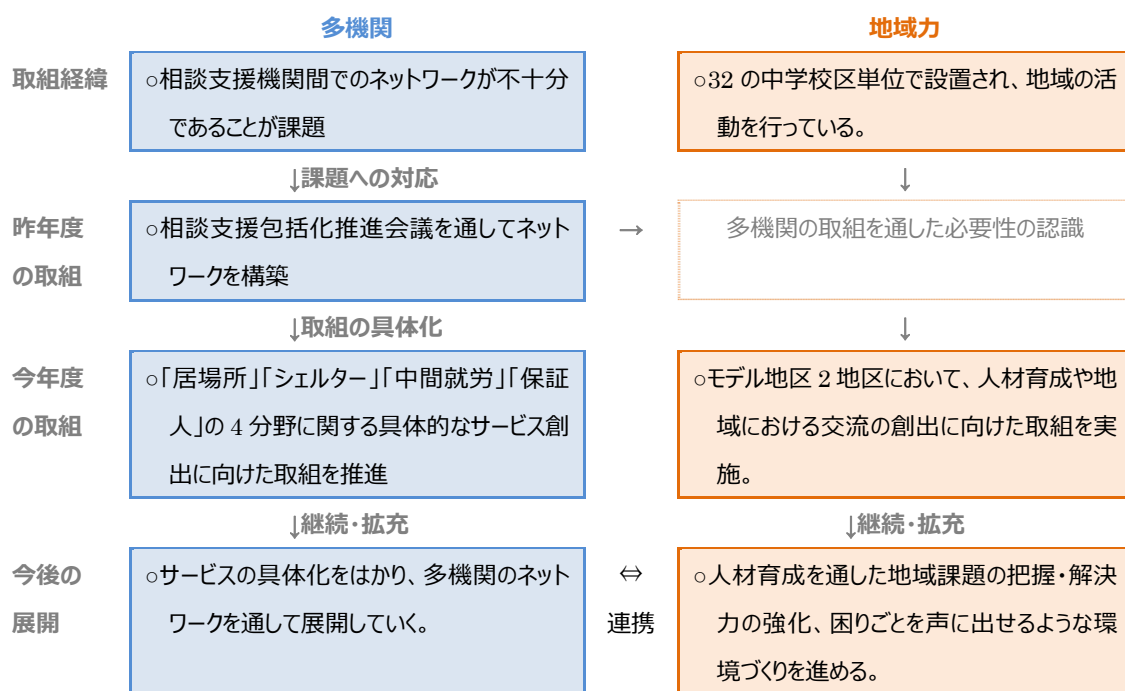
相談支援機関以外の主体（司法、ボランティア等）との連携体制も一定程度構築できた。

そのような状況を踏まえ、平成30年度の多機関事業においては、更なるネットワーク構築等に取り組むとともに、認識された課題、ニーズに対応した社会資源の開発を目指し、分科会をとおした具体的な検討を実施している。

一方、地域力事業に関しては、昨年度の多機関事業に取り組む中で地域課題の把握や地域での展開を見据えたサービスの構築が必要と認識したことから取り組むこととなった。異なる課題を持つ2地域を対象として、人材育成や交流創出に向けた取組を始めている。

盛岡市の取組においては、地域福祉計画の策定を背景とし、多機関事業をきっかけとしたネットワーク化に取り組むことにより、地域における課題に関係機関が一体となって対応する体制の構築が実現されている。今後は、具体的な社会資源を創出するとともに、それを地域において展開していく段階となる。

図表 盛岡市の取組の展開



2. 山形市

- 多機関事業により相談支援包括化推進員が配置され、行政関係課・関係機関の連携が深まり、困難事例等の把握・対応が進展。1年目に課題として認識された支援の出口づくりへの対応に向けて、2年目は8050問題等に係る社会資源づくりが進められた。
- 地域力強化事業では、住民に身近な圏域における活動・交流、相談支援の拠点の整備が進められた。今後、拠点を活用した相談支援、住民主体の課題解決の取組を進め、多機関の協働による包括的な相談支援体制との連携を深めていく予定。

①取組経緯

ア 地域福祉に係る取組の状況

山形市では、おおむね小学校区に相当する単位で設置された30の地区社会福祉協議会(地区社協)が地域福祉活動の中心を担っている。

昭和の大合併の際、旧町村の社協がそのまま地区社協に移行し、現在に至るまで、地区社協がそれぞれ会計機能も保持したまま活動を続けてきている。このため地区社協の体制が他の自治体に比べて強固であり、それぞれが自律的に、多様な地域福祉活動を展開できている。子育てサロン、高齢者等住民のふれあいサロン、住民運営の介護予防体操教室等が高い密度で設置され、身近な困りごとを住民主体で解決していく活動(「ちょっとした支援」等)も広がってきた。見守り活動等に従事する福祉協力員にも多数の市民(約1,400人)から協力を得ているが、これらの背景にも地区社協単位の地域福祉活動がある。

なお市社協は、地区社協と連携しつつ、市全体としての地域福祉の推進・地区社協の活動水準の底上げ等の役割を担ってきた。ただし、地域福祉の推進においては、市社協として様々な受託事業(地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談)に取り組みながら、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題等への対応を図ることが求められていた。また、生活困窮者自立相談支援等における出口づくりを見据えた取組も必要となっていた。

イ 地域福祉計画・地域福祉活動計画を踏まえた取組

上記のような状況を踏まえ、市の第2次地域福祉計画、市社協の第四次地域福祉活動計画(いずれも計画期間は平成28~32年度)において、CSWを配置して地域の福祉課題を総合的に受け止める体制を築き、地域におけるネットワークづくり、資源開発にも取り組むことが明記された。

これを踏まえて、平成28年4月にCSW3名と生活支援コーディネーター(第二層)13名がいずれも市社協に設置された。さらなる取組の推進に向け、平成28年9月より、多機関事業に取り組むこととなった。

②多機関事業に関する取組

ア 事業1年目（平成28年度）の取組内容

（相談支援包括化推進員の配置とその取組）

平成28年9月からCSWを2名増員し、相談支援包括化推進員（「福祉まるごと相談員」と呼称）として位置づけた。うち1名は、市の生活福祉課、もう1名が市社協に配置された。推進員は、他のCSW3名とともに30の地区（小学校区単位）をカバーする地域担当の役割も担った。これに加えて、既存の会議（民生委員・児童委員、地域包括ケア、子ども・子育て・教育、障害、生活困窮等に係る会議）に参加して相談支援包括化の取組に関する周知を行うとともに、行政関係部署や関係機関とのネットワークづくり、困難事例・複雑事例におけるインテーク・アセスメント、ケース毎の支援調整会議や相談支援包括化推進会議のコーディネート、社会資源の創出等に従事した。

このほか、社協が事務局を務める「山形市社会福祉施設等連絡会」（市内の児童、障がい、高齢者等の51施設が加入）に「地域における公益的活動検討委員会」を設置。その中に「買い物（外出支援）部会」、「つながりの構築～施設開放～部会」、「中間的就労部会」（部会のメンバーは福祉まるごと相談員、CSW、生活支援コーディネーター、社会福祉法人等で構成）を立ち上げ、事例共有等を行い、結果を冊子にまとめた。

（事業1年目で得られた成果）

推進員1名が市の生活福祉課に配置されたことにより、庁内関係課や関係機関とのネットワーク構築が進み、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えるケースを多く拾い上げられるようになった。福祉分野と直接の関連を持ちにくい子育て支援、学校教育、住宅といった分野の庁内関係課・関係機関とも、各種会議に推進員として参加することで、ネットワークを構築することができた。こうして庁内外で福祉まるごと相談員がつなぎ役となって顔の見える関係を築いたことで、従来、所管機関・部署がなくどこに相談したよいかわからなかった困難事例が可視化されることとなった。

イ 事業2年目（平成29年度）の取組内容

（相談支援包括化推進員の役割の見直し）

平成28年度は推進員2名が他のCSWとともに担当地区を持つ体制となっていたが、29年度はCSWの3名が30地区をカバーし、推進員は相談支援包括化並びに困難事例への対応、社会資源の創出といった全市的課題への対応に注力する体制とした。

（社会資源・出口づくりの推進）

平成28年度は9月～3月の期間で推進員2名及びCSW3名で194件の相談を受け付けたが、このうちおよそ7割についてはある程度出口を見出すことができた。一方で、残り3割は明確な出口を見出しにくいケースとして残った。いわゆる8050問題、小学校など学

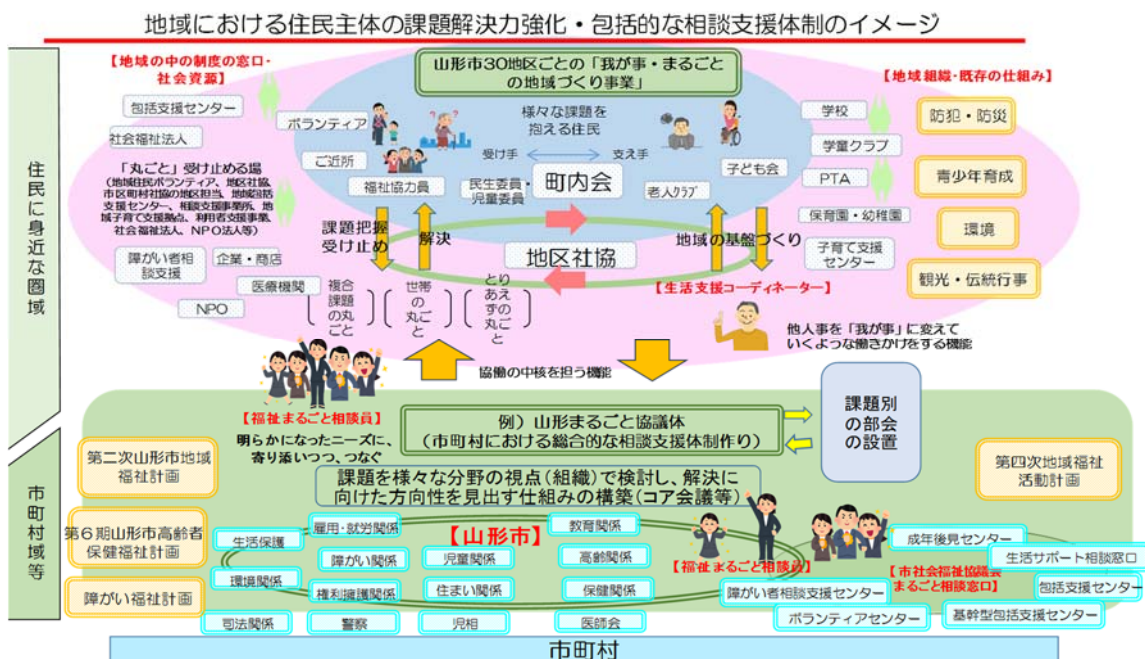
校在学中の子どもの家庭支援、中学校卒業後の支援、生活能力が低い方への支援、精神障害のある方への支援等において、支援の出口づくりが重要であることが確認された。

平成 28 年度から、私服登校の高校に進学する子どもを抱える生活困窮世帯に市役所職員から洋服の寄付を募るといった取組は展開してきたが、29 年度はより幅広い社会資源・出口づくりに取り組むこととなった。重点を置いた取組のひとつが 8050 問題への対応である。平成 29 年度の 194 件の相談のうち、20 数件が 8050 問題を抱える世帯のケースであったことを踏まえ、まずこうした世帯の親世代に声をかけ、月 1 回程度同じ悩みを持つ親世代が集まる場を提供した。社協の運営する老人福祉センターのバスで送迎を行い、温泉に行く催しも同時に行うなど、参加しやすい場づくりにも努めた。加えて、前年度から引き続き検討を進めた公益的活動検討委員会の「中間的就労部会」では、平成 30 年度にモデル的に複数の施設で生活困窮者等を受け入れての中間的就労の実践を検討している。このほかにも、「子ども食堂をつくろう」講座など新たな資源作りの取組を進めている。

(相談支援包括化推進会議の充実に向けた検討)

相談支援包括化推進会議については、全市で総合的な相談支援体制づくりを進めるため、に、まずは市役所内での連携体制を構築すべく「福祉まるごと会議」を福祉関係部局以外の各課をメンバーに開催した。今後は住民に身近な圏域での活動をバックアップするためにも体制の整備に向けた検討を進めていく予定である。

図表 山形市における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



出典：山形市資料

③地域力強化事業に関する取組

前述のとおり山形市では従来から地区社協を単位とした地域福祉活動が活発に行われてきたが、地区によっては活動拠点が不足していることもある。そこで平成 29 年度は、3つのモデル地区を設定し、集会所などを活用した活動拠点整備に取り組んだ。

新たな拠点は多世代が集う場とし、これまで高齢者向けに偏りがちだった地域福祉活動の幅を広げることを目指している。また、拠点において地域の困りごと・相談を受け止め、身近な困りごとについては地域が主体となって解決に取り組む仕組み（除雪・草刈・家具移動・電球交換などの「ちょっとした支援」を、支え手と支援の受け手をマッチングしながら行う仕組み等）をつくることも目指している。

④次年度以降の取組

多機関事業に関しては、社会資源・出口づくりを引き続き進めていく見通しである。また、関係機関との連携にも強化の余地がある。例えば昨年度から市内の校長会に参加するなど学校との連携を深めてきたが、不登校の児童生徒の長期ひきこもりを防ぐための仕組みづくりなど、具体的なアクションを推進していくことを見込んでいる。加えて、福祉まるごと会議を開催しながら、関係機関の連携の強化も進めていく予定である。

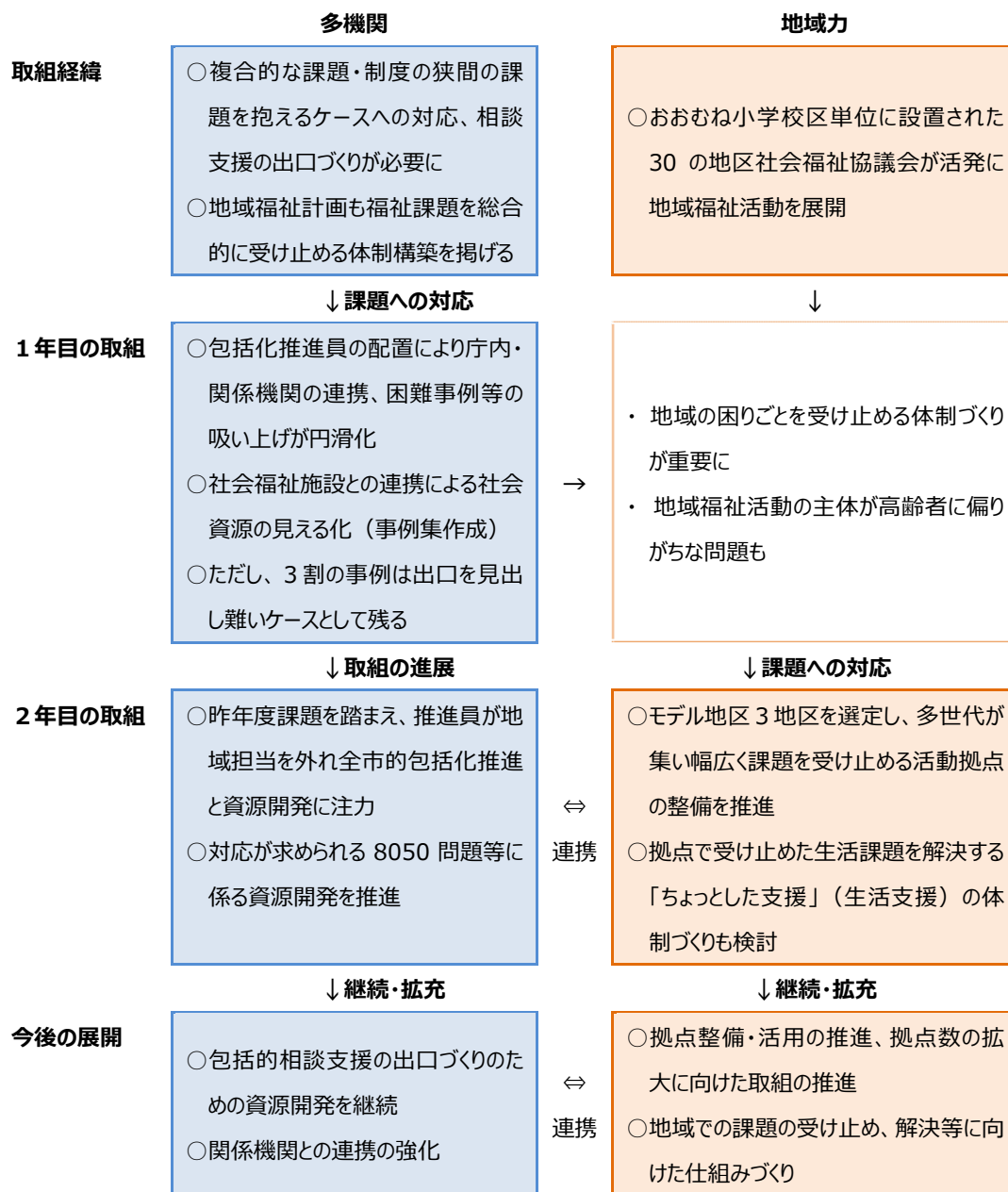
地域力強化事業に関しては、拠点の整備に引き続き取り組み、拠点数も拡大していく予定である。また、拠点における住民主体の相談支援体制の確立、拠点利用者の拡大と地域における交流、課題解決の仕組みづくりに引き続き取り組んでいく予定である。

⑤山形市の取組についてのまとめ

以上の山形市の取組についてまとめると、次頁の図のとおりである。

山形市では小学校区・地区社協単位の地域福祉活動が活発に行われてきたが、複合的な課題・制度の狭間の課題への対応、支援の出口づくりが求められるようになり、福祉課題を総合的に受け止める体制づくりに向けて多機関事業を開始することとなった。平成 28 年度多機関事業では、推進員の配置により関係機関の連携・困難事例等への対応が進んだが、出口づくりについては課題を明確にして計画的に進めることが確認された。そこで平成 29 年度は、8050 問題等に係る社会資源づくりを実施し、取組を前進させたり、モデル実施に向けての「中間的就労部会」での協議や「福祉まるごと相談事例集」の作成をしている。また、地域力強化事業においてはモデル地区における拠点整備に取り組み、住民に身近な地域での課題の受け止め・対応体制の強化を図った。次年度も、これらの取組をさらに推進していく見通しとなっている。

図表 山形市の取組の展開



山形市においては、モデル事業を通じて、多機関から困難事例等に関する情報が推進員に集まるようになり、支援にあたっての出口づくりも進展する成果が得られている。社協の推進員が市庁舎に配置されたことで、社協と行政の連携も推進された。地域力強化事業により住民に身近な圏域での拠点整備、相談支援の体制・仕組みづくりも進められており、これが多機関事業で進めている包括的な相談支援体制整備の取組と連動することにより、「我が事・丸ごと」の地域づくりがさらに進展していくものと期待される。

3. 江戸川区

- 地域の相談支援、居場所づくり、ネットワーク形成の拠点となる「なごみの家」を中心にした包括的支援体制整備を平成28年度から推進。
- 平成29年度は「なごみの家」を増設し、各拠点に相談支援包括化推進員を配置して多機関の協働・包括的相談支援を推進。また、地域力強化事業にも取り組む。

①取組経緯

ア 地域の拠点「なごみの家」の設置

江戸川区では、地域包括支援ケアシステム構築を進める中で高齢分野の関係機関、団体、企業等と連携した見守りなどの取組を展開してきた。しかし、相談支援窓口は高齢・子ども・障害・生活困窮等の分野別に分かれており、総合的に相談を受け付ける場は設けられていなかった。そこで地域包括ケアの推進を中心に据えつつ、多機関が協働して複合的な課題を抱える世帯等への相談支援を推進するための拠点として、平成28年5月、区内15地区（おおむね2中学校区で1地区を構成）のうち3地区に「なごみの家」を設置した。

「なごみの家」の区と社会福祉協議会が連携して開設。施設は社会福祉協議会が空き店舗活用のため建物を貸借、改修して使用。各1名のCSWを配置し、看護師、地域ボランティアとともに運営。分野を問わない相談支援（なんでも相談）の機能に加え、地域の居場所機能、行政・関係機関・地域団体・住民等のネットワークづくりの機能等を担うこととなった。区はこれに対し事業補助を行っている。

江戸川区では町会が比較的活発に活動しているため、「なごみの家」を町会と連動した拠点とすることも目指した。また、今後の生活支援体制整備を進める上での拠点としても位置づけられている。

イ 取組経緯

「なごみの家」を拠点に包括的な相談支援体制整備を進めるため、平成28年度から多機関事業に取り組むこととなった。また、平成29年度は多機関事業に継続して取り組むとともに、地域力強化事業も実施した。

②多機関事業に関する取組

ア 事業1年目（平成28年度）の取組内容

「なごみの家」に配置されたCSWが相談支援包括化推進員として位置付けられた。相談支援包括化推進員は、「なごみの家」で「なんでも相談」を受け付け、関係機関と連携しつつ対応にあたった。また、区で作成した「地域見守り名簿」（一人暮らし高齢者等を対象

とし、本人に同意を得たうえで作成した名簿）を基に戸別訪問を行い、複合的な課題を抱える住民の把握や支援に取り組んだ。

「なごみの家」は子どもから高齢者まで多世代の集う交流の場としても活用された。子どもの学習支援や子ども食堂も定期的開催。子ども食堂は食材提供等において地域からの支援も受けて開催された。

また「なごみの家」ごとに、相談支援包括化推進会議として、「地域支援会議」を開催。町会・自治会、民生委員・児童委員、医療・介護関係者、NPO、ボランティア等が参加し、ネットワークを築くとともに、地区ごとの資源の可視化、戸別訪問等で把握した課題の共有、解決策の検討等を行った。

イ 事業2年目（平成29年度）の取組内容

（「なごみの家」の増設と各拠点での取組の継続）

平成29年度は新たに1区域に「なごみの家」が設置され、社会福祉法人への委託により運営されている。現在、計4拠点が運営されている。

各拠点において、相談支援包括化推進員による戸別訪問や「なんでも相談」の受付、地域の居場所づくり、「地域支援会議」（3ヶ月に1回程度）の運営が継続的に行われている。

なお、「なごみの家」運営事業の実施にあたっては、本事業に係る国補助金に加え、子どもの居場所づくり・高齢者の見守りに関する都補助金、介護保険会計、一般財源を組み合わせることで財源を確保している。

（取組実績の蓄積）

「なごみの家」における活動実績は以下のとおり。相談件数は1,500件超、来訪者数は2万人超で、「なごみの家」が地域に浸透してきているといえる。

図表 なごみの家における相談支援・活動実績

項目	H29.4~H30.1 実績	備考
相談件数	1,558 件	4 拠点計
居場所来訪者数	20,554 人	4 拠点計
子ども食堂開催数	38 回	4 拠点計
学習支援開催数	163 回	4 拠点計
地域支援会議参加者数	169 人	小岩・松江北・長島桑川第4回、及び鹿島第1回・第2回計

③地域力事業に関する取組

地域力強化事業は、当初より多機関事業と一体的に実施。「なごみの家」の圏域内での戸別訪問等により地域の課題を収集し、町会・自治会などの関係者や拠点に集まる住民が「地

域支援会議」において解決のに向けた議論し、課題解決のために地域としての取組を決定した。今後「支えられる側」と「支え手」のマッチングを進めることを目指している。

ただし、「支えられる側」と「支え手」のマッチングについては事例が少なく、今後マッチングを円滑に行うための仕組みづくりが必要と考えている。

④次年度以降の取組

(多機関事業に関する取組)

「なごみの家」は15地区全てへの設置を目指しており、平成30年度は4区域に「なごみの家」が設置される。既に運営事業者の公募による選定が完了しており、3つの社会福祉法人と1つの学校法人がそれぞれ運営にあたることとなっている。これにより、15区域中8区域に「なごみの家」が設置されることになる。

地域の多様な主体と連携し地域福祉を推進していくため、社会福祉協議会が拠点運営の中心を担うことが重要と考えているが、人的資源の制約もあり、平成29年度以降の設置拠点では社会福祉法人、学校法人拠点運営を担うこととなった。ただし、地域福祉を推進する上で、多様な背景・知見を持った主体が「なごみの家」の運営に携わることがプラスになるだろうと考えている。従って今後も法人形態を問わず、運営主体を募っていく予定。

(地域力強化事業に関する取組)

地域における「支えられる側」と「支え手」のマッチング、見守り活動、居場所づくり等の推進を引き続き進める。

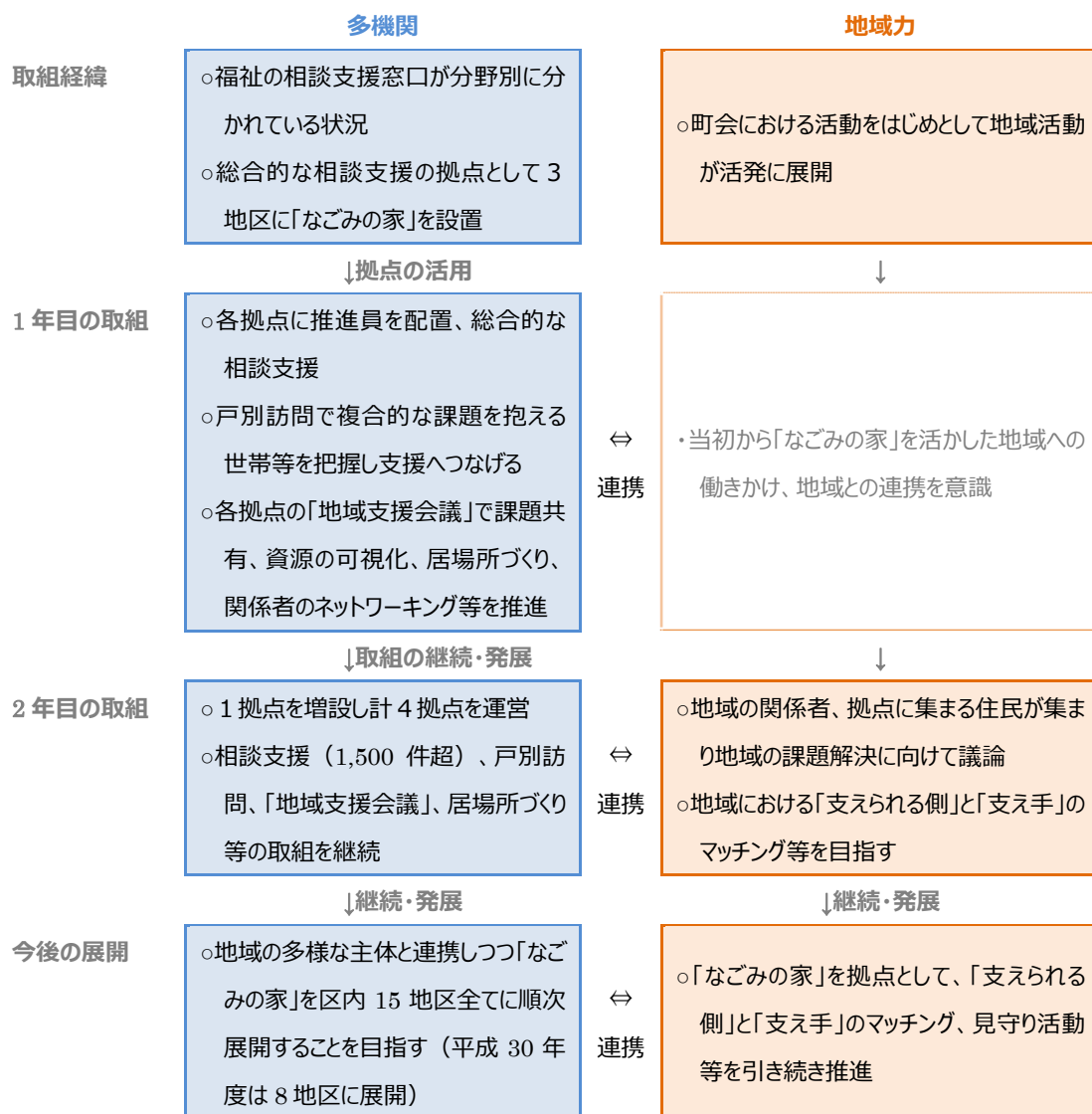
具体的な活動を企画・実践するにあたり、ボランティアが集まらないなどの課題に直面するケースがあるが、ボランティア募集の強化とともに地域の老人会等に協力を求めるなど、既存の団体・資源との連携により取組を前に進めるなど、対応の方策は検討していく。拠点の運営主体を行政もサポートしつつ取組を進める予定。

⑤江戸川区の取組についてのまとめ

以上の江戸川区の取組についてまとめると、下記の図のとおりである。

江戸川区では、福祉の相談支援窓口が分野別に分かれていたが、総合的な相談支援の拠点として「なごみの家」を3地区に設置した。多機関事業を通じて各拠点に相談支援包括化推進員を配置し、各地区で総合的な相談支援や、相談戸別訪問による課題把握、地域の資源の可視化、居場所づくり等に取り組んできた。江戸川区では町会等による地域活動が活発に行われていることもあり、当初から「なごみの家」を核とした地域との連携の推進が意識されてきた。平成29年度の地域力事業では、住民等とともに地域の「支えられる側」と「支え手」のマッチング等に向けた協議を進めてきた。今後は、「なごみの家」を区内全地区に展開すべく、多様な主体と連携しつつ新たな拠点の設置を進めていく方針となっている。各拠点で相談支援包括化と、地域力強化に向けた取組が進められる予定である。

図表 江戸川区の取組の展開



4. 氷見市

- 全世代・全対象型地域包括支援体制の整備を目指す「セーフティネット構想」の実現に向けて、新市庁舎の福祉総合相談窓口相談支援包括化推進員を配置し、平成28年度から多機関事業に取り組む。地域からの相談受付件数や複合的相談件数、地域と連携した支援の件数等に増加が見られ、成果が表れてきている。
- 平成29年度地域力強化事業では、住民等の課題発見・対応力強化に向けた研修、地域の相談窓口整備、拠点づくり・資源開発等を推進。これまでの取組の蓄積から、地域福祉活動（ケアネット活動）の実施件数・参加者数にも増加がみられる。

①取組経緯

ア モデル事業等の成果も踏まえた総合相談窓口の設置

氷見市では、平成22年度、国の地域福祉に関する補助事業「安心生活創造事業」を進める中で専門職間のネットワーク構築に向けた検討を実施。これを踏まえ、平成23年度策定の第3次地域福祉計画において「福祉総合相談・支援システムの構築」を重点施策の一つに掲げた。

その後、平成25年度には「生活困窮者自立支援促進モデル事業」（国庫補助事業）にも取り組み、関係機関の連携を推進。

平成26年度に、市庁舎の移転にあわせ、生活困窮者自立支援を中核機能に据えつつ、福祉の総合相談を行う窓口となる「ふくし相談サポートセンター」が新庁舎に設置された。この窓口は福祉介護課、子育て支援課、社会福祉協議会が共同で運営しており、各種申請・相談に対応しているほか、困難事例等へも対応する機能を持つ。

イ 取組経緯

上記の経緯・成果を踏まえつつ、平成27年度からは全世代・全対象型地域包括支援体制の整備を目指す「セーフティネット構想」の実現に向けた取組に着手。構想の実現に向けて、平成28年度より多機関事業を実施。平成29年度は多機関事業を継続するとともに地域力強化事業にも取り組んだ。

なお氷見市では、地区社協単位で地域の見守り等を行う「ケアネット活動」、生活支援サービスの提供等が行われ、総合相談窓口の運営にも社会福祉協議会が携わっていることから、多機関事業・地域力強化事業のいずれも社会福祉協議会への委託により実施されている。

②多機関事業に関する取組

ア 事業1年目（平成28年度）の取組内容

「ふくし相談サポートセンター」に配置された社協CSW2名を相談支援包括化推進員として位置づけた。推進員を中心となり、行政、窓口配置された社協職員（推進員を含め計9名）等と連携して、窓口のバックアップ、地域の問題解決能力向上、地域と専門職・行政の橋渡し、新たな生活課題解決の仕組みづくり等に取り組んだ。

窓口のバックアップにおいては、相談受付者へのアドバイス、支援におけるアウトリーチ、支援のコーディネート等を実施。市庁舎窓口へ直接寄せられる相談のほか、庁内・関係機関、一部地域に設置された「地域相談窓口」等から寄せられる相談に対応。また、平成27年8月には民生委員を対象に困難事例等に係る簡易調査を実施し、実態把握を行った（88世帯126名を把握）。

地域の問題解決能力向上に向けては、地域福祉人材育成講座、研修会等を実施。また、相談支援包括化推進の役割等について地域への周知を進めた。

地域と専門職・行政の橋渡しに向けては、相談支援包括化推進会議として位置づけている「地域セーフティネット活性化会議」（市全域（第1層）対象、現名称は「セーフティネット構築会議」）を開催。地域リーダー、関係機関（福祉・保健・医療に加え就労・居住等の関係機関）、社協、庁内関係課等を招き、相互の連携強化・新たな仕組みづくり等に向けた検討を実施。また、庁内各課の連携等に向けて検討する会議体、庁内関係者・相談対応関係者で相談事例に関する検討・調整を行う会議体も設け、運営にあたった。

イ 事業2年目（平成29年度）の取組内容

（取組の継続・発展）

「ふくし総合サポートセンター」に配置された相談支援包括化推進員を中心に、窓口のバックアップ、地域の問題解決能力向上、地域と専門職・行政の橋渡し、新たな生活課題解決の仕組みづくり等を継続。

会議体については、21の小地域単位で相談事例の共有・協議を行う「セーフティネット地域会議」、4つのブロック単位での事例共有・協議の場となる「セーフティネットブロック会議」を新たに立ち上げ、地域における協議の場づくりを進めた。これら地域の協議の場で挙げた課題について「セーフティネット構築会議」で協議する体制とした。

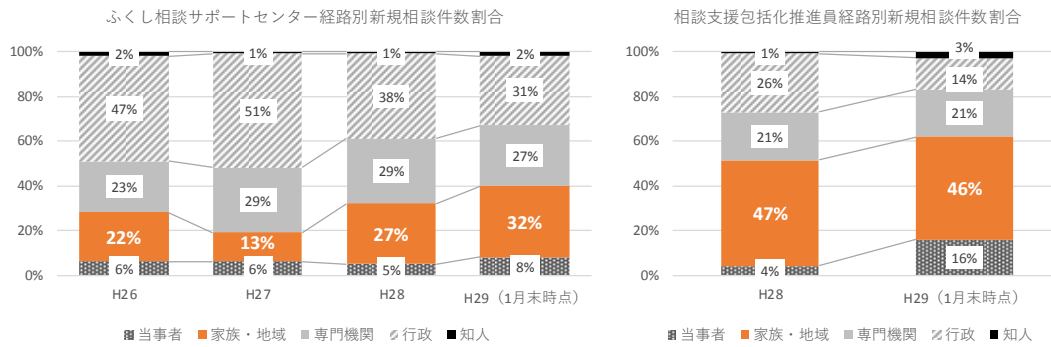
今年度の「セーフティネット構築会議」では、重点テーマ（地域生活課題）を選定して検討を深めた。うち市民の権利擁護のテーマに係る検討では、権利擁護について市民へ周知を図る研修会の開催（2月4日）に至った。

（これまでの取組成果）

相談支援包括化推進員を配置した平成28年度以降、「ふくし相談サポートセンター経路別新規相談件数割合」のグラフにあるとおり、専門機関・行政を経由した相談だけでなく、対象者の家族や地域から寄せられる相談の割合が増加している。また、「相談支援包括化推進経路別新規相談件数割合」にあるとおり、特に推進員の対応した相談においては家族・

地域経由のものが多い。地域への相談支援包括化の取組に関する周知、アウトリーチ等の取組を通じ、地域で課題を察知し、相談支援包括化推進員につなぐ流れができつつあるものと見られる。

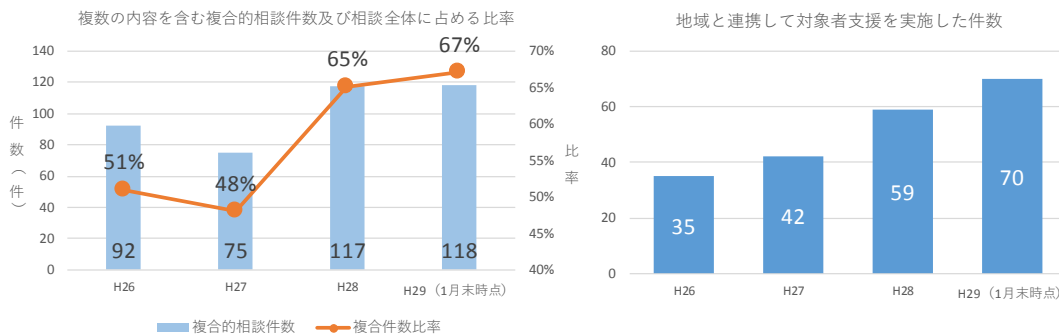
図表 新規相談件数について



出典：氷見市資料より作成

「複数の内容を含む複合的相談件数及び相談全体に占める割合」にあるとおり、相談内容のうち複合的相談の件数が平成28年度以降増加し、全体に占める割合も増えている。複合的な課題を総合相談窓口・推進員が受け止める流れができきているといえる。また、「地域と連携して対象者支援を実施した件数」にあるとおり、支援の出口の場面でも地域との連携が増加している。

図表 複合的相談の件数・割合及び地域と連携した支援の状況について



出典：氷見市資料より作成

③地域力事業に関する取組

ア 住民等の地域福祉活動への参加促進、「我が事」の意識づくり

氷見市の目指すセーフティネットの構築に向けた人材育成のため、地域福祉活動リーダーに加えて、活動のサポーター（地区社協役員、民生委員以外の地域住民）も対象として、

相談対応の力や地域の困りごとを発見する力を磨く研修を開催。全市対象の研修に加え、市内4ブロックごとの研修も実施した。

イ モデル地区における相談受付体制の整備

市内で2つのモデル地区を設定し、地区内で相談を受ける場づくりを実施。具体的には、「なんでも相談所（仮称）」を地区内に設置することを目指し、相談共有ルール、専門職による相談や地域での支援につなぐルールを検討した。

ウ 拠点づくり等の推進

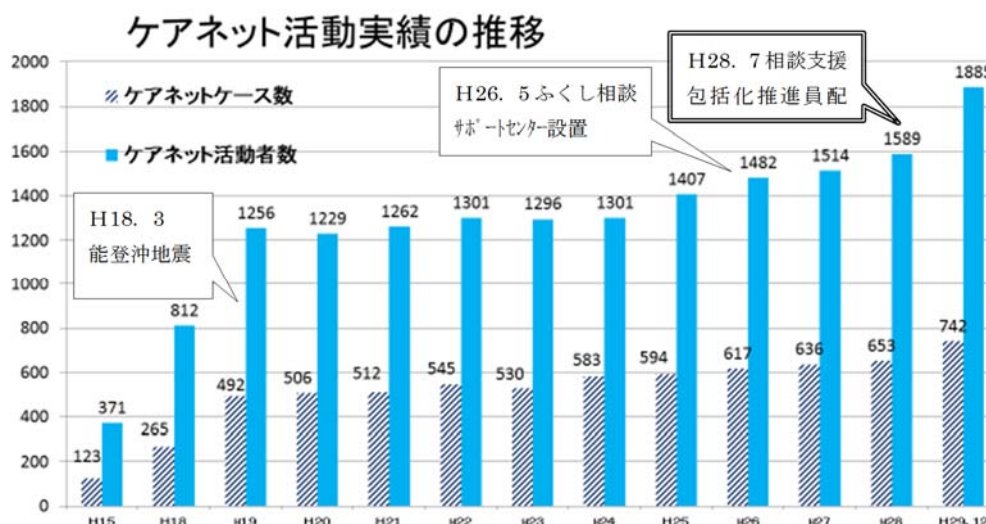
地域の拠点づくりに向けて、新たな集いの場を平成29年度に30拠点整備（現在、計68拠点）。週2回程度気軽に集まり、体操等を実施。対象者は限定せず、集会所や公民館等を活用。これらの場を相談支援包括化推進員が不定期で訪問し、地域生活課題の把握に努めている。

また、地元スーパーと連携し、買い物支援を希望する住民を、地域包括支援センターや地元自治会、地区社協、民生委員の協力を得て、126件把握。地元スーパーと連携し、買い物支援サービスをスタート（平成30年3月～）。

エ 地域福祉活動への参加の促進

地域での見守り等を行うケアネット活動の実施件数・参加者数が増加してきている。

図表 ケアネット活動実績の推移



出典：氷見市資料

平成 29 年度に実績のカウントを厳密に行うようになったことも増加の一因とみられるが、専門機関等から地域の支援につなぐ流れが定着してきていることも営業していると考えられる。

加えて、上記のような「専門機関から地域へつなぐまでの流れ」を地域リーダーへ明確に提示したところ、ケアネット活動の強化に向けて、住民に周知したいという声が相次いだ。これを踏まえ、地域リーダーだけではなく、各種ボランティア等へケアネット活動の周知をする機会が増えたという経緯もある。

④次年度以降の取組

(多機関事業に関する取組)

これまでの取組を継続するとともに、地域力強化事業で進めている、地域における窓口整備、住民等の課題発見・対応力強化の取組と連携を深め、住民の困りごとを身近な場と市全域でそれぞれ受け止め、地域と関係機関・専門職が連携して対応する体制づくりを進めていく。

(地域力強化事業に関する取組)

住民等の課題発見・対応力強化に向けた取組、地域の拠点や困りごと解決の仕組みづくりを引き続き進めていく。「なんでも相談所(仮称)」については、モデル地区における定着を図るとともに、市内他地区でも開設・定着を図る。

⑤氷見市の取組についてのまとめ

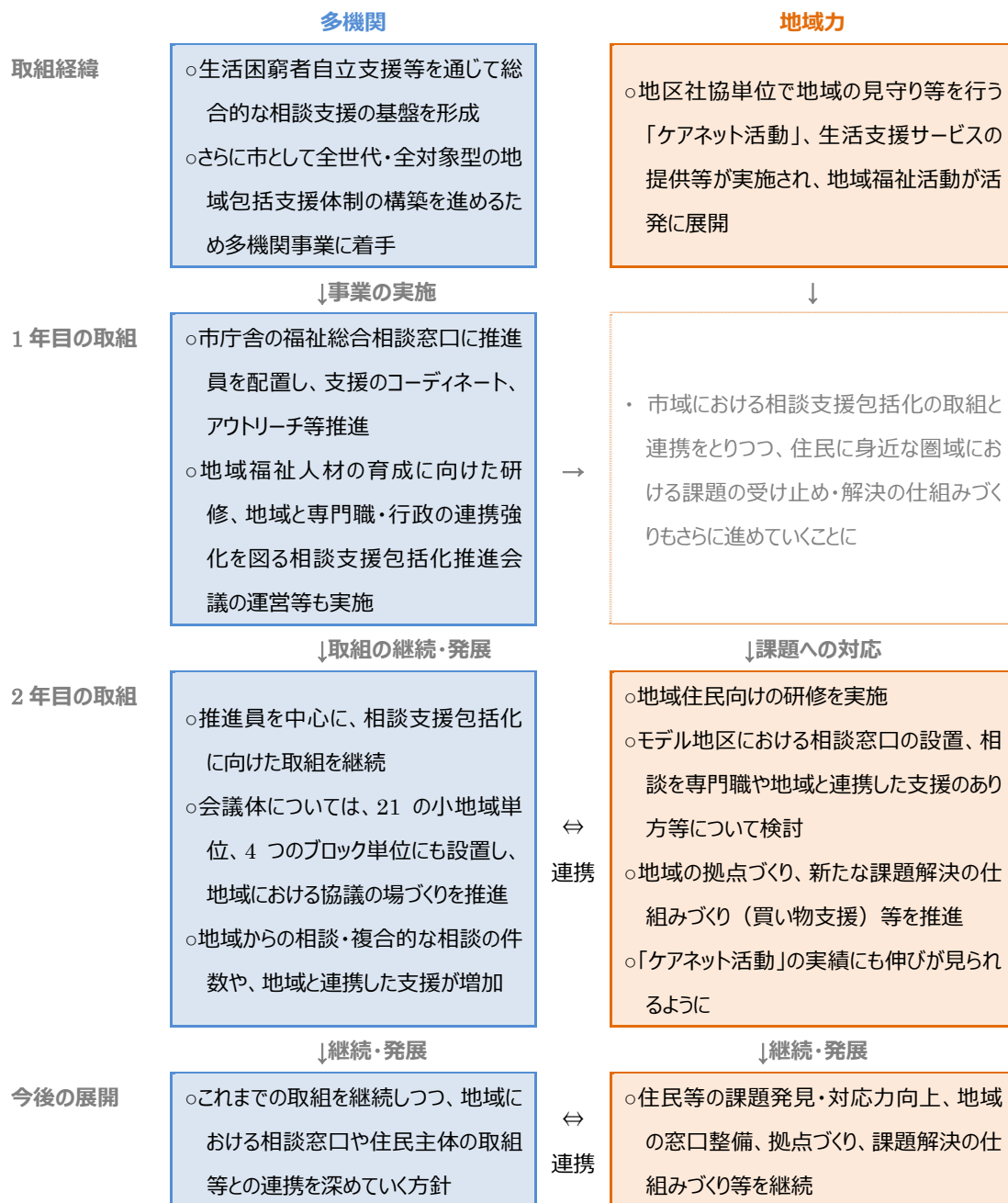
以上の氷見市の取組についてまとめると、次頁の図表のとおりである。

氷見市では、生活困窮者自立支援や市庁舎での福祉総合相談窓口の運営等を通じて、関係機関の連携が進められてきた。これを土台に、さらに全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指す「セーフティネット構想」の実現に向けて、多機関事業に着手することとなった。多機関事業では、総合相談窓口に設置された推進員が中心となり、相談者等への支援のコーディネート、アウトリーチ等を進め、地域福祉人材の育成、地域と専門職・行政の連携強化等にも取り組んできた。こうした取組を継続してきた結果、地域からの相談・複合的な相談の件数や、地域と連携した支援が増加する成果が得られている。

地域力強化においては、かねてから地区社協単位での見守り等の活動(ケアネット活動)や生活支援サービスの提供等が活発に行われていた。平成 29 年度地域力事業では、市域における相談支援包括化の取組と連携をとりつつ、住民に身近な圏域における課題の受け止め・解決の仕組みづくりもさらに進めていくこととなった。事業の中では、地域住民等を対象にした研修、モデル地域における相談窓口設置に向けた検討、地域の拠点づくり・課題解決の仕組みづくりをそれぞれ推進した。ケアネット活動の参加者も増加してきている。

今後は、多機関事業・地域力事業の取組をそれぞれ継続・発展させていく予定である。市域における相談支援包括化の取組と、住民に身近な圏域における地域生活課題の発見・対応の仕組みづくりが両輪となって進められていくことで、市の目指す「セーフティネット構想」の実現に近づいていくことができるものと期待される。

図表 氷見市の取組の展開



5. 名張市

- 多機関事業により市庁舎内の地域包括支援センターに相談支援包括化推進員を配置し、制度の狭間の課題・複合的な課題を抱える世帯等への包括的な相談支援を推進。
- 一方で、住民に身近な圏域での課題解決力強化の必要性も明らかとなり、地域力強化事業では、小学校区単位の総合相談窓口となっている「まちの保健室」が中学校単位で連携し、機能を強化していくための体制整備等に取り組んだ。

①取組経緯

ア 小学校区における地域づくり組織・「まちの保健室」の設置

名張市では、おおむね小学校区ごとに地域づくり組織が設立されている。各組織に用途自由なまちづくり活動費を交付し、住民の合意の下で交付金を活用したまちづくり事業を実施する仕組みとなっている。各組織により、サロン・公民館・子育て広場などの運営、防犯・防災、環境美化、見守り活動・生活支援サービスの提供、観光客誘致、移動支援（コミュニティバス運行）、学校と連携した地域づくりなど、様々な特色ある活動が展開されている。

また、地域づくり組織と同じく、おおむね小学校区単位に、地域包括支援センター（直営・1箇所）のブランチである「まちの保健室」も設置されている。まちの保健室には社会福祉士、看護師、介護福祉士など有資格者2名（場合により3名）が嘱託職員として配置されており、健康・福祉分野はもちろん、その他の分野を含めて多様な生活課題を受け止める総合相談窓口としての機能を果たしてきた。健康づくり・介護予防や子育て支援、サロン活動、地域づくり活動の拠点ともなっている。

イ 制度の狭間・複合的な課題を抱える世帯等への対応の必要性

まちの保健室には、制度の狭間にあたるケースや、複合的な課題を抱える世帯のケース、困難事例等も持ち込まれる。市の庁内関係部署や関係機関、また地域づくり組織等が連携してこうしたケースに対応し、地域の生活課題の解決に取り組んでいくこと重要となっていた。こうした背景を踏まえ、平成28年度より多機関事業に取り組むこととなった。

②多機関事業に関する取組

ア 事業1年目（平成28年度）の取組内容

（相談支援包括化推進員の配置とその取組）

地域包括支援センターに3名（いずれも社会福祉士）の相談支援包括化推進員（「エリアディレクター」と呼称）を配置し、複雑事例・困難事例を含めて地域の生活課題を受け止め、多機関の協働により解決を図る体制を整備した。

相談支援包括化推進員は、まちの保健室のほか、民生委員・児童委員、小学校単位で運営されている地域づくり組織、その他関係機関等との協力の下で把握した複雑事例・困難事例等について、支援をコーディネートする役割を担った。

ケースごとの支援方針の協議にあたっては、関係機関を集めたエリア会議を実施。また、各種相談支援に関わる関係機関や市民を招いて地域共生社会のあり方等について発信する、エリアネットワーク会議（相談支援包括化推進会議）も開催した。

（事業1年目の結果に関する認識）

相談支援包括化推進員の活動やエリアネットワーク会議による周知等により、複合的な課題を抱えるケースや困難事例等をワンストップで受け止める体制についての認知や、地域共生社会の考え方を少しずつ浸透させることができた。これにより、庁内及び地域の関係機関から、困難事例等を拾い上げるケースが見られるようになった。

また、平成29年2月には、まちの保健室が把握している支援困難ケースに関する調査を実施し、以下1.~5.にあたるケースが計111件把握された。こうしたケースにも順次対応を進める必要性が明らかとなった。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. ダブルケア世帯（親の要介護状態を問わない。子育ては就学前の子ども。）2. 65歳以上の親と50代前後の不就労の子の同居世帯3. 児童養護施設を利用したくてもできない18~20歳の人4. 支援拒否のある人5. ごみが出せず溜まり始めている人~ごみ屋敷に住む人 |
|---|

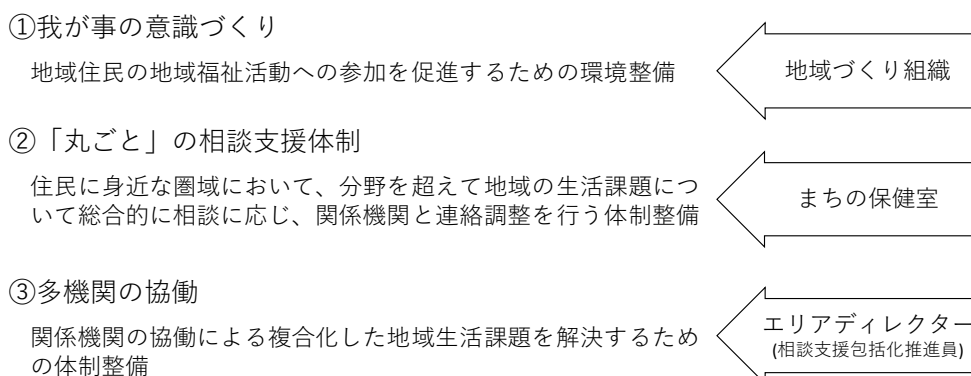
ただし、多数のケースに対応するにあたり、地域包括支援センター1箇所では相談支援包括化推進員が支援をコーディネートしていただくだけでは、限界がある。支援困難ケース等への対応を進めるには、まちの保健室の機能強化を図り、住民に身近な圏域における課題解決能力を高めることも重要と考えられた。

イ 事業2年目（平成29年度）の取組内容

（地域共生社会の実現に向けた取組の整理）

平成29年度の事業を進めるにあたり、地域共生社会の実現に向けた取組内容を以下の図のように整理した。名張市においては、「我が事の意識づくり」に向けては地域づくり組織の活動の推進、「丸ごと」の相談支援体制の整備に向けてはまちの保健室の機能強化を図ることとし、これらを地域力強化事業を通じて進めていくこととした。また、「多機関の協働」は引き続き多機関事業における相談支援包括化推進員の活動を通じて進めていくこととした。

図表 名張市における地域共生社会の実現に向けた取組内容の整理



出典:名張市資料より作成

(相談支援包括化に向けた取組の継続)

相談支援包括化推進員による困難事例等に関する支援のコーディネートを継続的に実施した。また、これだけでなく、他の関係部局等も推進員に代わる動きをとる風土ができ始めている。例えば、児童虐待や子育て支援の担当がケースに対する支援調整会議の開催の音頭を取るなどの動きが見られた。学校関係者など、これまで密なつながりを築くことができていなかった機関とも、多機関協働の取組に関する周知、研修の場への招待等により連携がとれつつある。

相談支援包括化推進会議（エリアネットワーク会議）についても、3回開催し、厚生労働省、三重県知事を招いて講演会・懇談会を行った9月の会議には320名の市民が訪れた。

(調査により把握した支援困難ケースへのアプローチ)

平成28年度調査で把握した支援困難ケース111件についても、市からのアプローチが可能なものから、対応を進めた。「支援拒否」のケースもあったが、介入時期を見守り、粘り強くアプローチしていく予定である。

③地域力強化事業に関する取組

ア 地域づくり組織等による有償ボランティア活動の拡大

地域力強化事業では、上述のとおり地域づくり組織の活動の推進、まちの保健室の機能強化に取り組んだ。地域づくり組織の活動の推進の取組としては、市内15地域中7地域で実施されている生活支援活動（高齢者等の身近な困りごとの解決を支援する有償ボランティア）を他の地域に広げるためのサポートを実施した。この結果、平成29年度に2地域で有償ボランティア組織が立ち上がり、計9地域に活動が広がることとなった。

イ まちの保健室の機能強化

まちの保健室は気軽に地域の方々が立ち寄ることのできる場であり、地域課題を吸い上

げる拠点として有効に機能している。ただし、15の地域の人口規模・業務量にはばらつきがあること、また、まちの保健室相互の連携・機能強化により日常生活圏域における課題解決を図るのが有益であることから、中学校区（5圏域）ごとに1つの「基幹的なまちの保健室」を設置する方針で検討を進めることとなった。「基幹的なまちの保健室」が、圏域内の他のまちの保健室と連携しながら、圏域内で生活課題の解決等に取り組む構想である。

図表 地域力強化推進事業によるまちの保健室の機能強化のイメージ



出典：名張市資料より作成

この構想の実現のため、平成29年度にまちの保健室に新たに3名の職員を雇用し、圏域内での連携強化に向けた体制強化を行った。また、まちの保健室職員等を対象とした研修を行い、地域共生社会の構築にむけた意識の共有、まちの保健室の機能強化に向けた取組の進め方の検討等を行った。

④平成30年度以降の取組

多機関事業においては、地域力強化事業において構築を進める圏域単位の課題解決の体制と連携をとりながら、相談支援包括化推進員が全市的な相談支援包括化、関係機関とのネットワーク強化に重点を置いて取組を継続・発展していく予定である。

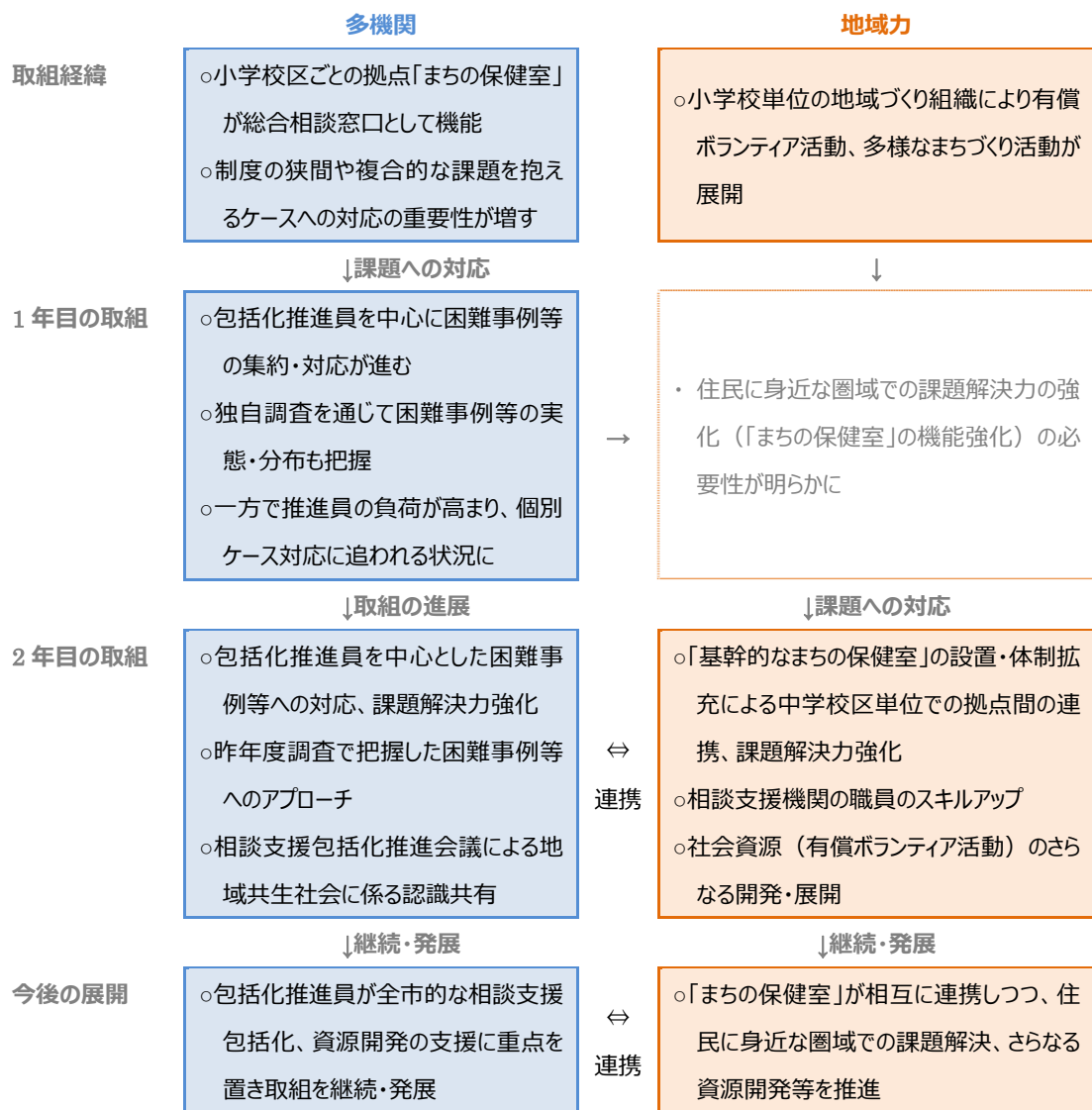
地域力強化事業においては、基幹的なまちの保健室を核とした新たな体制づくりを進め、日常生活圏域における課題解決の仕組みを構築していく予定である。また、地域住民主体の地域福祉活動の推進、資源開発等を引き続きサポートしていく予定である。

⑤名張市の取組についてのまとめ

以上の名張市の取組についてまとめると、下記の図のとおりである。

名張市では、小学校区単位の地域づくり組織、まちの保健室が、住民主体の地域福祉活動や総合的な相談支援の核として機能してきた。平成28年度多機関事業では、まちの保健室等に寄せられる制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える世帯等への対応を進めるため、相談支援包括化推進員が中心となって困難事例等への対応を進めた。平成29年度も多機関事業において多機関との協働、調査を通じて把握したケースへの対応等を進めたが、住民に身近な圏域での課題解決力の強化に向けて、地域力強化事業において「基幹的なまちの保健室」を核とした中学校区単位での体制整備に取り組んだ。あわせて、有償ボランティア活動のさらなる展開を支援した。

図表 名張市の取組の展開



名張市においては、モデル事業を通じて、地域に定着した身近な窓口等から寄せられる困難事例等に多機関の協働により対応していく体制が整えられた。一方で、市内ひとつの地域包括支援センターで活動する相談支援包括化推進員による取組だけでなく、日常生活圏域での課題の受け止め・解決を進める必要性が認識され、地域力強化事業において「基幹的なまちの保健室」を核とした体制整備が進められることとなった。

多機関事業で進めている相談支援包括化推進員による活動と、地域力強化事業で進める日常生活圏域の体制整備がともに進展し、両輪となって機能させることで、今後、地域共生社会実現に向けた取組がさらに進展していくものと期待される。

6. まとめ

事例においては、一体的な実施、継続的な実施をとおして、成果の拡大や体制の改善を図っていることが確認できた。今後包括的な支援体制の整備や地域力強化に取り組む自治体においては、モデル事業として実施するか否かにかかわらず、相談支援の包括化をと地域力強化を両輪とするとともに、中長期的な視点から継続的に取り組んでいくことが有効であると考えられる。

(1) 一体的な実施の観点

多機関事業と地域力事業に関する取組の実施による支援体制の整備に関しては、基本的には両輪で取り組むべきである。本章で取り上げた自治体は、地域力事業を実施する前の平成 28 年度までの期間においても、地域力強化に関する取組が実施されていった。平成 29 年度には、多機関事業およびそれまでの地域力強化に関する取組を土台にして、多機関事業・地域力事業が進められることとなった。各自治体においては、相談支援機能を強化し市区町村域全体での課題解決能力を向上するとともに、市区町村域と住民に身近な圏域との連携を強化することを目指して、両事業が実施された。

「なごみの家」を核として相談支援の包括化に取り組む江戸川区の場合、平成 29 年度の地域力事業を通じて、「なごみの家」において住民等とともに地域の「支えられる側」と「支え手」のマッチング等を進め、課題解決を促進していくことを目指した。氷見市の場合は、市域における相談支援包括化の取組と、住民に身近な圏域における地域生活課題の発見・対応の仕組みづくりを両輪で進めることにより、市の目指す「セーフティネット構想」の実現を図った。

(2) 継続的な実施の観点

多機関事業に関連する取組を継続的に実施することで成果が拡大していく例や、多機関事業において直面した課題に地域力事業を活用して対応する等例がみられる。

盛岡市では、平成 28 年度においては、既存の相談支援機関のネットワーク化、地域課題の共有等に取り組み、平成 29 年度においては、そのネットワークを活用し、分科会を設けて地域課題解決に資する具体的なサービスの創出に向けた検討を行っている。名張市においては、平成 28 年度多機関事業で包括的な相談支援体制を運営する中で、まちの保健室の機能強化を図り、住民に身近な圏域における課題解決能力を高めることの重要性が確認され、平成 29 年度の地域力事業をとおしてその実現が図られている。

第5章 取組の推進・成果把握

1. 成果把握等の考え方

(1) 地域福祉行政の確立の視点

前述のとおり、改正社会福祉法においては、「我が事・丸ごと」の地域福祉推の理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が明記されている。その推進にあたっては、多機関事業や地域力事業等のモデル事業の実施や、地域福祉計画への記載等をとおして、行政内での取組の位置づけや内容を明確化すること、つまり、地域福祉行政を確立することにより、地域の実情を踏まえ取組全体を行政が主体となり設計した上で継続的に実施することが求められる。

上記を踏まえると、モデル事業の推進・成果把握にあたっては、事業の実施が「地域福祉行政の確立」に直接的、間接的にどのように寄与するかという視点をもつことが重要といえる。

(2) 成果把握等に当たっての留意点

地域共生社会の実現に向けては、地域力の強化を含めた包括的な体制整備が求められており、多機関事業に関する取組と地域力強化の取組に同時に取り組んでいく必要がある。

一方で、取組に関する整理・分析の結果を踏まえると、モデル事業の成果把握においては、①各自治体におけるこれまでの地域力強化や相談支援包括化にかかる取組は様々であり、地域共生社会の実現に向けた進捗度や課題は自治体により大きく異なること、②多機関事業、地域力事業とも要項に定める内容に基づき自治体が自らの地域に適した具体的な取組を行うものであり、取組内容の決定における裁量が大きく、事業の委託先、対象地域、取組の内容、予算規模等が自治体によって異なること等に留意する必要がある。

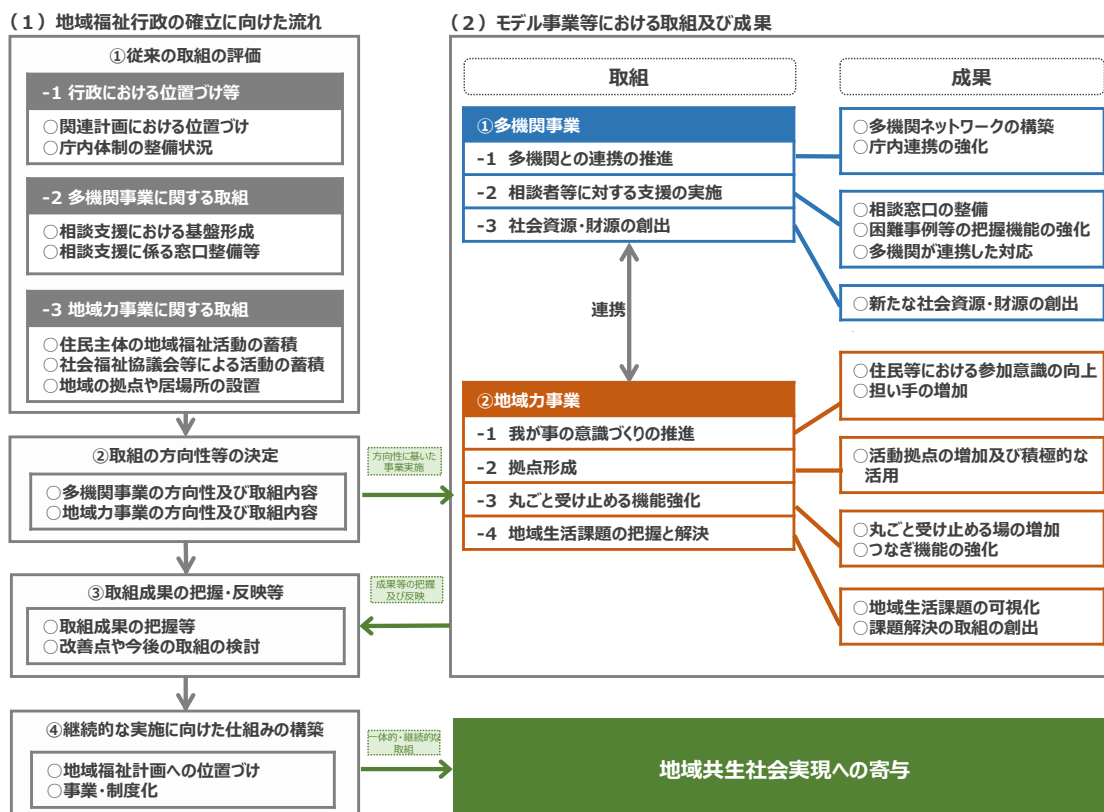
(3) 整理の枠組み

以上を踏まえ、本調査研究においては、「(1) 地域福祉行政の確立に向けた流れ」として、①従来の取組の評価、②事業の方向性等の決定、③事業の成果の把握・反映等、④継続的な実施に向けた体制構築に取り組むにあたり検討・考慮すべきチェックポイントを整理する。また、「(2) モデル事業等における取組及び成果」の評価の考え方について検討する。

上記(1)のチェックポイントを踏まえた地域福祉行政確立に向けた取組の推進、(2)を踏まえた取組成果等の評価・改善により、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制づくりが継続的に実施されるとともに、「課題の早期発見・早期解決・適切なつなぎ」、「分野や対象の切れ目がない支援」、「社会資源・財源等の継続的な創出及び適用」が可能な体制等が構築され、地域共生社会実現に寄与していくことが期待される。

なお、検討に当たっては、モデル事業を実施することを前提としているが、実施しない団体においても、基本的には同様の流れで取組を進めることを想定している。

図表 成果把握等に関する整理の枠組み



2. 成果等の把握方法

(1) 地域福祉行政の確立に向けた流れ（チェックポイント）

地域福祉行政の確立に向けて、以下に示すような項目について確認・検討したうえで取組を進めていくことが有益である。

① 従来の取組の評価

-1 行政における位置づけ等

多機関事業、地域力事業に関する取組が、現時点での地域福祉計画等の行政計画の中でどのように位置付けられているかを整理するとともに、庁内における体制整備、情報共有の仕組みづくりがどの程度進んでいるかを確認する。

○地域福祉計画等における位置付け

<p>チェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 地域福祉計画等の行政計画における多機関事業、地域力事業に関する取組の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関事業、地域力事業に関する取組の現時点での行政計画（地域福祉計画、総合計画等）における位置づけを確認する。 ・下記事例のように、既に行政計画に位置付けられている場合、それを踏まえた取組の推進が求められる。既存の行政計画に特段の記載のない場合、次期改定等のタイミングで取組を計画に位置付けることが望ましい。
<p>関連事例</p>	<p>【東海村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次地域福祉計画（平成 28～32 年度）において、「支え合いコーディネーター」（生活支援コーディネーター兼 C S W）を配置し、住民主体の地域福祉活動を活性化させることを明記。また、総合相談窓口を設けてワンストップで支援につなげる仕組みづくりを進めることも示した。 <p>【東近江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の地域共生社会に関する取組を踏まえ、平成 29 年 3 月に「第 2 次東近江市地域福祉計画」を策定。計画では「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、「わがごと」の地域づくり、「まるごと」のしかけづくり、「みんなの応援」の仕組みづくりを計画の推進に向けた 3 本の柱に掲げている。

○庁内体制の整備状況

<p>チェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 福祉分野の間の調整・連携等を担う部門や機能の設置状況</p> <p><input type="checkbox"/> 庁内における情報共有の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野の相談支援等において関係課等との調整・連携を担う部署・機
-----------------	--

	<p>能の設置状況を確認する。下記の豊田市、伊賀市のように新たな部署において調整・連携を担うことや、既存の特定の部署に調整・連携機能を明確に与えることなどが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、庁内で円滑に情報共有が行われているかも確認する。下記の氷見市のように、過去の取組を通じて情報共有が円滑化されている場合、それを土台として庁内連携をさらに進めていくことが考えられる。
関連事例	<p>【豊田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改変によって「福祉総合相談課」を新たに設置し、庁内体制を整備。 <p>【伊賀市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政内部に「福祉相談調整課」を設け、庁内や関係団体との連携を推進。 <p>【氷見市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度から「生活困窮者自立支援促進モデル事業」(国庫補助事業)に取り組み、関係機関の連携を推進。平成 26 年度に、市庁舎の移転にあわせ、生活困窮者自立支援を中核機能に据えつつ、福祉の総合相談を行う窓口を設置。窓口を福祉介護課、子育て支援課、社会福祉協議会が共同で運営。

-2 多機関事業に関する取組

多機関事業に関する取組として、相談支援において包括化の基盤となる制度等の構築状況や、包括的な相談支援窓口の設置状況等について確認する。

○相談支援における基盤形成

チェックポイント	<p>□地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、その他相談支援の包括化を行う際の基盤となりうる制度等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の実情に応じ、相談支援包括化の基盤となる制度等を検討。下記の能美市では地域包括ケアシステム、呉市では生活困窮者自立支援、江戸川区では地域における拠点として包括化が進められている。
関連事例	<p>【能美市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを拠点として、複合的な課題を抱える困難事例等への対応を推進。 <p>【呉市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援を軸に関係機関との連携を図りつつ、多様な相談支援ニーズに対応。 <p>【江戸川区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の相談支援窓口は、従来高齢・子ども・障害・生活困窮等の分野別に分かれ、総合的に相談を受け付ける場は設けられていなかった。多機関が協働して複合的な課題を抱える世帯等への相談支援を推進する拠点と

	して、平成 28 年 5 月、区内 15 地区中 3 地区に「なごみの家」を設置。
--	---

○相談窓口の設置状況

チェックポイント	<p>□包括的な相談支援等を担う相談窓口等の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談を受け付ける窓口の設置状況を確認する。下記事例のように、既に窓口が設置されている場合、それを核として相談支援を進めていくことが考えられる。こうした窓口が整備されていない場合、窓口の新設や既存の窓口の機能強化を検討することが求められる。
関連事例	<p>【呉市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 2 月に市の新庁舎が完成。これに合わせて、福祉関係の案内や相談にワンストップで対応する窓口（福祉の窓口）を開設。その後、平成 28 年度多機関事業を活用してこの窓口へ相談支援包括化推進員を配置し、生活困窮者自立支援を軸に関係機関との連携を図りつつ、多様な相談支援ニーズに対応していくこととなった。

-3 地域力事業に関する取組

地域力事業に関する取組として、住民や社会福祉協議会等の活動状況、地域の拠点や居場所の設置状況について確認する。

○住民主体の地域福祉活動の蓄積

チェックポイント	<p>□住民や住民を中心とした地域団体等による地域福祉に関する取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町会・町内会等の小地域、小学校区、中学校区等の単位での住民主体の活動の状況を確認する。確認結果を踏まえ、地域力事業の中でどのような圏域での取組を進展させるのか、どの地区に重点的にアプローチしていくのか等を検討していくことが重要である。 ・下記の東近江市の場合、これまでも地域福祉活動の主な単位となっていた 14 の地区ごとの学習会等が地域力事業で行われることとなった。
関連事例	<p>【東近江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関しては、市域を 14 に分けた地区単位での取組が行われている。14 地区は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社協の活動区域でもある。まちづくり協議会は、地域での取組に積極的な市民等が参加しているが、活動内容は地区によって異なる。市は、平成 28 年度から地区ごとにまちづくり担当職員（福祉関係だけでなく庁内の様々な部署から選ばれる）を配置し、地域と行政との連携の強化に取り組んでいる。

○社会福祉協議会等による活動の蓄積

<p>チェック ポイント</p>	<p>□社会福祉協議会、地区社協等による地域福祉に関する取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、地区社協の地域福祉に関する活動状況を確認する。 ・社協・地区社協が地域福祉活動において重要な役割を担っている場合、その活動の強化を地域力事業において進めていくことが考えられる。下記の阪南市の場合、地域力事業を通じて、地域福祉の取組を積極的に行ってきた社協の機能強化を進めることとなった。
<p>関連事例</p>	<p>【阪南市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年度以降、12 ある小学校区を単位とした小地域ネットワーク事業を開始。平成 12 年度には市と市社会福祉協議会の公民協働により「阪南市地域福祉推進計画」を策定。それ以降、小学校区及びより小さな自治会単位での地域福祉に関する取組を積極的に推進してきた。 ・地域福祉に関する取組を進める中では、市社会福祉協議会が中心的な役割を果たしてきた。

○地域の拠点や居場所の設置

<p>チェック ポイント</p>	<p>□地域における活動拠点、居場所等の設置等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な圏域における活動拠点・居場所等の設置状況を確認する。下記の黒潮町のように活動拠点・居場所が整備されている場合、同様の拠点の他地区への展開や拠点ごとの機能強化を地域力事業で進めることが考えられる。拠点が不足している場合、新たな拠点整備や、既存の施設への居場所機能等の付与を行うことが考えられる。
<p>関連事例</p>	<p>【黒潮町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度以降、高知県の事業を活用し「あったかふれあいセンター」の設置を進めている。現在町内で 4 箇所、平成 31 年までに 6 箇所まで増やす計画である。センターは住民の活動の拠点でもあり、交流、情報共有、見守り等多様な機能を有する。第 1 期計画で挙げた課題の多くにセンターの運営をとおして対応してきた。

② 事業の方向性等の決定

従来の取組の評価を踏まえ、モデル事業の方向性、取組内容を決定する。

○多機関事業に関する方向性及び取組内容

<p>チェック ポイント</p>	<p>□多機関事業実施における方向性及び取組内容について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のチェックポイントを踏まえた従来の取組の評価結果も活かしつつ、以下のような項目について検討し、多機関事業の方向性、取組内容を具
----------------------	---

	<p>体的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお検討にあたっては、本報告書第3章（2）取組内容に記載した事業実施団体の取組事例も参考となる。
<p>検討項目 （例）</p>	<p>【包括化を推進する基盤となる制度等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度、その他地域の拠点を基盤とした包括化の方向性を、各自治体の実情に応じて検討する。 <p>【事業の実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営、社協への委託、その他団体への委託等の実施方法を検討する。 <p>【庁内体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整・連携を担う部署の設置、福祉関係及び医療・教育・住まい等の多分野との連携体制の整備、庁内連携に関する勉強会開催、情報共有等に係るルールづくり・ツール整備等の実施を検討する。 <p>【取組内容：多機関との連携の推進～相談支援包括化推進員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進員の配置先、配置数、主な活動エリア（市域／特定のエリア）、役割、他職種（生活支援コーディネーター・CSW等）との役割分担、推進員に求める経験・能力、推進員の活動に対するバックアップ体制等の実施を検討する。 <p>【取組内容：多機関との連携の推進～課題把握・体制構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や相談支援機関の抱える課題把握、関係機関（福祉分野及び医療・教育・住まい等の関係機関、商工団体・企業、地域の主体等）とのネットワーク、関係機関との連携に係るルール検討、包括的相談支援窓口の整備、多機関連携の取組に係る情報発信等の実施を検討する。 <p>【取組内容：多機関との連携の推進～相談支援包括化推進会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の目的、位置づけ（他の会議との関係性）、構成（全体会／分科会の開催等）、参加者、実施回数等について検討する。 <p>【取組内容：相談者等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースへの対応フローの設定、推進員等によるケースのアセスメント方法、ケース会議等の開催方法、関係機関等へのつなぎの方法、支援経過のモニタリング方法等について検討する。 <p>【取組内容：社会資源・財源の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な社会資源の検討・社会資源創出の進め方、財源確保多様な手段の検討・財源確保に向けた取組の進め方等を検討する。 <p>【目標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目標、成果把握方法等について検討する。

○地域力事業に関する方向性及び取組内容

<p>チェック ポイント</p>	<p>□地域力事業実施における方向性及び取組内容について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のチェックポイントを踏まえた従来の取組の評価結果も活かしつつ、以下のような項目について検討し、地域力事業の方向性、取組内容を具体的に検討する。 ・なお検討にあたっては、本報告書第3章（2）取組内容に記載した事業実施団体の取組事例も参考となる。
<p>検討項目 (例)</p>	<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の取組を踏まえて事業の方向性を検討する。例えば、関連する行政計画を踏まえた事業の実施、住民主体の地域福祉活動の支援、より幅広い主体を巻き込んだ地域福祉活動の推進、社会福祉協議会の機能強化、地域の拠点や居場所等の拡充・活用推進等を検討する。 <p>【事業の実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営、社協への委託、その他団体への委託等の実施方法を検討する。 <p>【取組内容：我が事の意識づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座談会・研修・人材育成、住民主体の活動・組織の強化、広報・啓発活動、交流・連携の場づくり等の実施を検討する。 <p>【取組内容：拠点形成・整備支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規施設や既存の集会所・商業施設・遊休施設等を活用した拠点の整備と活用、拠点整備に向けた条件整備・助成等の実施を検討する。 <p>【取組内容：丸ごと受け止める機能強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民と連携した相談受付体制の整備、CSW等による住民に身近な場での相談受付、住民に身近な拠点での相談受付の仕組みづくり等を検討する。 <p>【取組内容：地域生活課題の把握と解決】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートやアウトリーチ、住民・関係機関との協議等を通じた地域生活課題の把握、住民主体のアクションの推進、企業等を含む多様な主体の巻き込み等の実施を検討する。 ・住民主体の地域づくりをバックアップする関係機関のスキルアップに向けた研修の実施等を検討する。 <p>【目標等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目標、成果把握方法等について検討する。

③ 取組成果の把握・反映

事業実施による成果等を把握し、体制や取組に関する改善点等を検討する。

○成果の把握

チェックポイント	<p>□当初想定した目標、成果把握方法等にもとづき、事業の成果を正確かつ継続的に把握</p> <p>・目標を踏まえた成果把握の方法、プロセスを検討し、成果把握を継続的に行う。成果把握の方法については、(2) モデル事業等における取組及び成果を参照。</p>
----------	--

○改善点や今後の取組の検討

チェックポイント	<p>□事業の成果や実施における課題等を踏まえ、体制や取組の改善点について明確化するとともに、次年度以降の取組内容について検討</p> <p>・事業成果・課題等を明らかにし、次年度以降の改善につなげる。</p> <p>・平成 28 年度から多機関事業に取り組んでいる盛岡市や名張市では、下記のとおりモデル事業 1 年目の成果・課題を踏まえて、2 年目（平成 29 年度）の事業において改善を行っている。</p>
関連事例	<p>【盛岡市】</p> <p>・平成 28 年度の多機関事業の結果として、既存の相談支援機関のネットワーク化が進むとともに、地域における課題や社会資源に関するニーズについて主体間での共通認識を持つことができた。</p> <p>・平成 29 年度の多機関事業においては、更なるネットワーク構築等に取り組むとともに、認識された課題、ニーズに対応した社会資源の開発を目指し、分科会を通じた具体的な検討を実施している。</p> <p>【名張市】</p> <p>・名張市においては、平成 28 年度のモデル事業を通じて、地域に定着した身近な窓口（小学校区単位の「まちの保健室」）等から寄せられる困難事例等に多機関の協働により対応していく体制が整えられた。一方で、市内ひとつの地域包括支援センターで活動する相談支援包括化推進員による取組だけでなく、日常生活圏域での課題の受け止め・解決を進める必要性が認識され、地域力事業において中学校区単位での体制整備（中学校区単位の「基幹的なまちの保健室」を核とした小学校区単位の「まちの保健室」の連携等）が進められることとなった。</p>

④ 継続的な事業実施に向けた体制構築

前述のとおり、多機関事業や地域力事業に関連する取組については、両者を一体的に実施すること及び継続的に実施していくことが重要である。自治体内において、取組の「地域福祉計画への位置づけ」や「事業化・制度化」を通して、両事業の継続的な実施を担保することが必要となる。

(2) モデル事業等における成果把握（項目例）

① 多機関事業

多機関事業においては、相談支援包括化推進員の配置、相談支援に関する課題の把握、相談支援体制の構築・マネジメント、相談支援包括化推進会議の開催等をとおして、多機関との連携の推進、相談者等に対する支援の強化、社会資源・財源の創出を図ることとなる。これらの取組の成果把握の項目（例）について以下に示す。

-1 多機関との連携の推進

○多機関ネットワークの構築

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□ネットワーク化された福祉分野における主体の数（※1）</p> <p>□ネットワーク化された福祉分野以外の主体の数（※1）</p> <p>□関係機関の情報共有ルール・ツール等の整備件数</p> <p>□関係機関における相互のネットワーク構築状況に関する認識（※2）</p> <p>※1 把握にあたり、相談支援包括化推進会議への定期的な出席等、ネットワーク化に関する定義を設定することが必要。</p> <p>※2 関係機関へのアンケート等による把握が想定される。</p> <p>・下記の盛岡市の例のように、多機関とのネットワーク構築が進んでいる自治体が見られる。成果把握においてはこうしたネットワーク化の状況について定量的に把握することが考えられる。</p> <p>・また、佐賀市のように関係機関との情報共有ルール等について検討を進めている場合、その達成状況を定量的に把握することが考えられる。</p> <p>・このほか、多機関事業で連携する関係機関に、他の機関や行政とのネットワークが拡大・強化されたか、アンケートで尋ねることも考えられる。</p>
<p>関連事例</p>	<p>【盛岡市】</p> <p>・社会福祉協議会の事務局に専任の相談支援包括化推進員 1 名と地域福祉コーディネーター2 名を配置するとともに、その他市内の主な相談支援機関の役職員 17 名を相談支援包括化推進員として位置づけた。</p> <p>・取組の結果として、既存の相談支援機関のネットワーク化が進むとともに、地域における課題や社会資源に関するニーズについて主体間での共通認識を持つことができた。</p> <p>【佐賀市】</p> <p>・相談支援包括化推進会議（実務担当者会議）において、庁外の関係機関と個人情報の共有方法などについて協議を重ねている。</p>

○庁内連携の強化

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□福祉分野以外の部門の相談支援包括化に係る会議等への出席回数</p> <p>□庁内関係部門における多機関連携の取組に対する満足度（※）</p> <p>※ 庁内関連部門へのアンケートにより把握することが想定される。</p> <p>・多機関事業で開催する相談支援包括化に係る会議等での多分野の関係部門との協議の積み重ねを、定量的に評価することが考えられる。</p> <p>・また下記の山形市のように、多機関事業を通じて困難事例等が可視化されるなどの変化が生じている例もある。こうした場合、庁内へのアンケートにより多機関事業への満足度を確認することが有益と考えられる。</p>
<p>関連事例</p>	<p>【氷見市】</p> <p>・地域と専門職・行政の橋渡しに向けては、相談支援包括化推進会議として位置づけている「セーフティネット構築会議」を開催。また、庁内各課の連携等に向けて検討する会議体、庁内関係者・相談対応関係者で相談事例に関する検討・調整を行う会議体も設け、運営にあたった。</p> <p>【山形市】</p> <p>・庁内外で相談支援包括化推進員（福祉まるごと相談員）がつなぎ役となり顔の見える関係を築いたことで、従来、所管機関・部署がなくどこに相談したよいかわからなかった困難事例が可視化されることとなった。</p>

-2 相談者等に対する支援の実施

○相談窓口の整備

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□総合相談窓口の設置数、総合相談窓口がカバーしている地域の割合</p> <p>□総合相談窓口での相談受付数</p> <p>□総合相談窓口に対する認知度（※）</p> <p>※ 対象エリア内の住民等へのアンケートにより把握することが想定される。</p> <p>・下記の能美市のように、総合相談窓口を設置した自治体においては、その設置数、カバーエリア、相談受付件数等を把握することが考えられる。</p> <p>・また、当該窓口の認知度についても把握し、総合的な相談支援の浸透度を測ることも考えられる。</p>
<p>関連事例</p>	<p>【能美市】</p> <p>・寺井あんしん相談センターでの包括的な相談支援を開始。</p> <p>・包括的な相談支援の取組については、町会・町内会長や、民生・児童委員へ直接説明するとともに、地区内配布のチラシで周知。10月～1月の間、新規生活困窮者相談3人、複合的な課題を抱える相談9家族の実績があった（相談支援実件数は24件、延べ件数は85件）。</p>

○困難事例等の把握機能の強化

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□調査等の実施により把握した困難事例等の数 □アウトリーチによって把握・対応した困難事例等の数 □福祉関係機関以外からの困難事例等の受付件数</p> <p>・下記の呉市のように、アンケートやアウトリーチにより困難事例等を把握し、対応につなげている例が見られる。こうした実績について定量的に把握することが考えられる。</p> <p>・また、多機関事業を通じ、福祉関係の専門機関等だけでなく多様な関係機関から困難事例等の情報が集まってくると期待されることから、福祉関係機関以外からの困難事例等の受付件数の把握も有効と考えられる。</p>
<p>関連事例</p>	<p>【呉市】</p> <p>・8050 問題への対応に向けては、10 月に地域包括支援センター全 8 ヶ所を対象としたアンケートを実施し、まず実態把握を行った。アンケートで明らかとなったケースのうち、支援が必要と判断されたケースについては、相談支援包括化推進員によるアウトリーチや、地域包括支援センターを含め、家族と面談を行うなどして、支援を進めている。</p>

○多機関が連携した対応

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□多機関が連携した対応を実施した事例等の数（※1） □多機関が連携した事例への対応に関する関係機関の満足度（※2）</p> <p>※1 多機関が出席するケース会議の開催等を指標として把握することが想定される。 ※2 事例に対応した関係機関へのアンケート等により把握することが想定される。</p> <p>・下記の盛岡市では、ケース会議の開催等を行い、多機関が連携した個別事例への対応を進めている。こうした対応について定量的に把握することが考えられる。</p> <p>・また、多機関連携により、個別ケースについて充実した対応が可能になると期待されることから、各事例に関わった関係機関から、当該事例への対応に関する満足度を尋ね、相談支援の改善状況を把握することも有益と考えられる。</p>
<p>関連事例</p>	<p>【盛岡市】</p> <p>・相談支援包括化推進会議の全体会は 2 ヶ月に 1 度のペースで開催しており、共通かつ必要な課題の精査や横断的なネットワーキングに取り組む。また、困難ケースや支援に繋がらないケース等を対象に個別のケース会議を都度開催するとともに、そこで明らかになった相談支援体制における課題を包括化推進会議にフィードバックしている。</p>

-3 社会資源・財源の創出

○新たな社会資源・財源の創出

成果把握 項目（例）	<input type="checkbox"/> 多機関連携により新たに創出された資源・財源等の数 ・下記の東海村、能美市の例のように、事業実施団体において資源・財源の創出の成果を挙げている自治体が見られる。こうした成果について定量的に把握することが考えられる。
関連事例	【東海村】 ・財源確保等に向けては、生活困窮者支援に目的を絞って寄付を募る「とうかい明日への架け橋基金」を設立。また、食品の寄付を募る「フードドライブ」も開始した。 【能美市】 ・多機関協働による地域包括支援体制の運営や、地域福祉活動を持続的に行っていくため、新たな地域基金創設の検討に着手。 ・社会福祉法人の公益的事業に係る資金、社会福祉協議会会費、共同募金、ふるさと納税、その他民間企業の出資等を活用して基金を立ち上げ、福祉活動を行う主体へ社会的インパクトに応じて資金を提供するソーシャル・インパクト・ボンド型の仕組みづくりを構想している。

② 地域力事業

地域力事業においては、住民主体の地域福祉活動の支援、社会福祉協議会の機能強化、行政による地域力強化に資する事業の実施等をとおして、我が事の意識づくりの推進、拠点形成、丸ごと受け止める機能強化、地域生活課題の把握と解決を図ることとなる。これらの取組の成果把握の項目（例）について以下に示す。

-1 我が事の意識づくりの推進

○住民等における参加意識の向上

成果把握 項目（例）	<input type="checkbox"/> 住民等における地域福祉等に対する参加意識の向上に向けた取組（座談会、勉強会、ワークショップ等）の実施回数 <input type="checkbox"/> 住民等における地域福祉等に対する参加意識の向上（※） ※ アンケート等による把握が想定される。 ・下記の黒潮町のように、地域福祉等に対する参加意識の向上に向けた取組を進めている団体では、その実施回数を把握することが考えられる。また、座談会等の場に参加した住民等に、地域福祉に対する意識の変化をアンケートにより尋ねることも考えられる。
-----------------------	--

<p>関連事例</p>	<p>【黒潮町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題等や集落の性格等を踏まえ町内を7箇所のエリアに区分したうえで、4箇所のセンターを活用し、エリア単位での地区住民座談会を開催。 ・地区座談会は、地域におけるネットワークづくりや将来イメージの共有を目的に開催されており、目的や内容はエリア毎に大きく異なる。例えば、明神・浜町・会所エリアでは身近な場所を活用した住民活動の可能性等を、伊田浦エリアでは休校となった小学校の地域拠点としての活用をテーマとして座談会を開催した。 ・座談会は課題の把握ではなく、地域住民が主体的に取り組んでいることを明確にし、継続するための方策を考え、更なる取組に繋げることを目指している。
-------------	---

○担い手の増加

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p><input type="checkbox"/>地域福祉に取り組む担い手増加に向けた取組（イベント、研修等）の実施回数・参加者数</p> <p><input type="checkbox"/>地域福祉に取り組む担い手の増加数（団体数、個人数等）</p> <p><input type="checkbox"/>地域福祉に取り組む担い手の活動実績（活動実施回数等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の担い手の増加に向けて、各種のイベント、研修等を行った場合には、その回数・参加者数等を把握することが考えられる。 ・下記の名張市では、生活支援活動に取り組む団体数が実際に増加している。こうした地域福祉に取り組む主体の増加や、その活動実績についても把握することが有益と考えられる。
<p>事例</p>	<p>【名張市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力事業において、地域づくり組織の活動の推進に取り組んだ。 ・市内15地域中7地域で実施されている生活支援活動（高齢者等の身近な困り後との解決を支援する有償ボランティア）を他の地域に広げるためのサポートを実施。この結果、平成29年度に2地域で有償ボランティア組織が立ち上がり、計9地域に活動が広がることとなった。

-2 拠点形成

○活動拠点の増加及び積極的な活用

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p><input type="checkbox"/>活動拠点の数、カバーしている地域の割合</p> <p><input type="checkbox"/>活動拠点の利用状況（利用者数、活動実施回数等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のとおり江戸川区では平成29年度に地域の拠点を増設。4つの拠点を運営し、その利用状況も定量的に把握している。
-----------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 活動拠点の数、カバーエリア、利用状況については、他の自治体においても定量的に把握することが有益と考えられる。 																		
事例	<p>【江戸川区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度に 3ヶ所あった地域の拠点「なごみの家」を 1ヶ所増設。計 4 拠点を運営。 平成 29 年度の「なごみの家」における活動実績は以下のとおり。 相談件数は 1,500 件超、来訪者数は 2 万人超で、「なごみの家」が地域に浸透してきているといえる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H29.4~H30.1 実績</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>1,558 件</td> <td>4 拠点計</td> </tr> <tr> <td>居場所来訪者数</td> <td>20,554 人</td> <td>4 拠点計</td> </tr> <tr> <td>子ども食堂開催数</td> <td>38 回</td> <td>4 拠点計</td> </tr> <tr> <td>学習支援開催数</td> <td>163 回</td> <td>4 拠点計</td> </tr> <tr> <td>地域支援会議参加者数</td> <td>169 人</td> <td>小岩・松江北・長島桑川第 4 回、及び鹿島第 1 回・第 2 回計</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H29.4~H30.1 実績	備考	相談件数	1,558 件	4 拠点計	居場所来訪者数	20,554 人	4 拠点計	子ども食堂開催数	38 回	4 拠点計	学習支援開催数	163 回	4 拠点計	地域支援会議参加者数	169 人	小岩・松江北・長島桑川第 4 回、及び鹿島第 1 回・第 2 回計
項目	H29.4~H30.1 実績	備考																	
相談件数	1,558 件	4 拠点計																	
居場所来訪者数	20,554 人	4 拠点計																	
子ども食堂開催数	38 回	4 拠点計																	
学習支援開催数	163 回	4 拠点計																	
地域支援会議参加者数	169 人	小岩・松江北・長島桑川第 4 回、及び鹿島第 1 回・第 2 回計																	

-3 丸ごと受け止める機能強化

○丸ごと受け止める場の増加

成果把握項目（例）	<p>□丸ごと受け止める場の数、カバーしている地域の割合</p> <p>□丸ごと受け止める場の運営に参画する住民ボランティア・団体数</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の名張市では、「まちの保健室」が地域において多様な生活課題を丸ごと受け止める場として機能している。こうした場の設置数、カバーエリアについて整理することが考えられる。 また、こうした場の運営に住民ボランティア、住民中心の団体等が携わっている場合、その数を基に、住民の主体的な関与の状況を把握することも考えられる。
事例	<p>【名張市】</p> <ul style="list-style-type: none"> おおむね小学校区単位に、地域包括支援センター（直営・1箇所）のブランチである「まちの保健室」が設置されている。まちの保健室には社会福祉士、看護師、介護福祉士など有資格者 2 名（場合により 3 名）が嘱託職員として配置されており、健康・福祉分野はもちろん、その他の分野を含めて多様な生活課題を受け止める総合相談窓口としての機能を果たしてきた。健康づくり・介護予防や子育て支援、サロン活動、地域づくり活動の拠点ともなっている。

○つなぎ機能の強化

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□相談受付経路別（当事者・専門機関・家族・地域等）の事例数、割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のとおり氷見市では、相談受付経路別の事例数、割合を継続的に把握・分析しており、その結果から、地域から相談支援包括化推進員へと察知した課題をつなぐ流れができつつあることが示唆されている。 ・他の自治体においても、こうしたデータを把握することは有益と考えられる。 																																																
<p>事例</p>	<p>【氷見市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度以降、「ふくし相談サポートセンター経路別新規相談件数割合」のグラフにあるとおり、専門機関・行政を経由した相談だけでなく、対象者の家族や地域から寄せられる相談の割合が増加している。また、「相談支援包括化推進経路別新規相談件数割合」にあるとおり、特に推進員の対応した相談には家族・地域経由のものが多い。地域への相談支援包括化の取組に関する周知、アウトリーチ等の取組を通じ、地域で課題を察知し、相談支援包括化推進員につなぐ流れができつつあるものと見られる。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="422 1008 925 1310"> <p>ふくし相談サポートセンター経路別新規相談件数割合</p> <table border="1"> <caption>ふくし相談サポートセンター経路別新規相談件数割合</caption> <thead> <tr> <th>経路</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29 (1月末時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当事者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>5%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>家族・地域</td> <td>22%</td> <td>13%</td> <td>27%</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>専門機関</td> <td>23%</td> <td>29%</td> <td>29%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>47%</td> <td>51%</td> <td>38%</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>知人</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="957 1008 1348 1310"> <p>相談支援包括化推進員経路別新規相談件数割合</p> <table border="1"> <caption>相談支援包括化推進員経路別新規相談件数割合</caption> <thead> <tr> <th>経路</th> <th>H28</th> <th>H29 (1月末時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当事者</td> <td>4%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>家族・地域</td> <td>47%</td> <td>46%</td> </tr> <tr> <td>専門機関</td> <td>21%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>26%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>知人</td> <td>1%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	経路	H26	H27	H28	H29 (1月末時点)	当事者	6%	6%	5%	8%	家族・地域	22%	13%	27%	32%	専門機関	23%	29%	29%	27%	行政	47%	51%	38%	31%	知人	2%	1%	1%	2%	経路	H28	H29 (1月末時点)	当事者	4%	16%	家族・地域	47%	46%	専門機関	21%	21%	行政	26%	14%	知人	1%	3%
経路	H26	H27	H28	H29 (1月末時点)																																													
当事者	6%	6%	5%	8%																																													
家族・地域	22%	13%	27%	32%																																													
専門機関	23%	29%	29%	27%																																													
行政	47%	51%	38%	31%																																													
知人	2%	1%	1%	2%																																													
経路	H28	H29 (1月末時点)																																															
当事者	4%	16%																																															
家族・地域	47%	46%																																															
専門機関	21%	21%																																															
行政	26%	14%																																															
知人	1%	3%																																															

-4 地域生活課題の把握と解決

○地域生活課題の可視化

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□地域生活課題に関する検討への参加者数</p> <p>□新たに認識された課題の種類、数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の千葉市のように、地域生活課題に関する検討・共有の場を設けている場合、その場への参加者数や、新たに認識された課題について定量的に把握することが考えられる。
<p>事例</p>	<p>【千葉市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の社協地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員などを委員として、各区に「区支え合いのまち推進協議会」を設置。事例発表やグループワークなどを通して、把握した地域生活課題を共有している。

○課題解決の取組の創出

<p>成果把握 項目（例）</p>	<p>□課題解決に向けた取組の実施件数 □課題解決に向けた取組にあたり新たに巻き込んだ主体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の東近江市では、社会福祉法人等との協議の場から、新たな地域活動の動きが生まれている。このように新たに生まれている取組の件数を把握することは有益と考えられる。 ・また、芦屋市では、企業等の多様な主体を巻き込んだ取組が生まれている。取組の推進にあたり新たに巻き込んだ主体の数も、こうした動きを示す項目として有用と考えられる。
<p>事例</p>	<p>【東近江市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本福祉大学と協力し、社会福祉法人等を対象とした研修プログラムを実施。社会福祉法人等が参画するラウンドテーブルを設定し、具体的な地域貢献の実現に向けた検討を行っている。 ・社会福祉法人が施設利用者だけでなく、地域にも目を向けていくきっかけとなっており、地域住民を対象としたサロンの開催等の具体的な動きも見られる。 <p>【芦屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の多様な主体（30団体）へのインタビューを実施。それぞれの主体の地域づくりに資する取組を把握。さらに多様な主体と市職員が会する場「こえる場！」を開催。そこでの意見交換から、新たな地域づくりの取組（5件）が生まれた。

3. 今後に向けて

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においてその推進が明確に位置付けられた「地域共生社会」の実現に向けた動きのなかで、自治体には、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進していく役割が求められており、今般の社会福祉法の改正においては、地域福祉推進のための自治体の役割の明確化や、推進のツールとしての地域福祉計画の位置付けの強化等が行われた。また、自治体における「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の取組に関するモデル事業である多機関事業（平成 28 年度から実施）、地域力事業（平成 29 年度から実施）には、今年度 85 の団体が取り組んでいる。

自治体による地域福祉の推進に関しては、多様で複合的な地域生活課題に住民や福祉関係者が連携して対応するという方向性は共通するものの、自治体の規模や抱える課題、これまでの地域福祉に関する取組状況や資源・財源等の状況が多様であり、当然ながら地域の実情に応じた取組が求められる。

また、これまで見てきたとおり、自治体の取組が有効に機能するためには、多様な主体と連携した相談支援の包括化や地域力の強化に関する取組が、一体的かつ継続的に実施されることが重要であり、そのためには、自治体内での取組の位置づけを明確化すること、つまり地域福祉行政を確立していくという視点が求められる。

これまでの相談支援の包括化や地域力強化に関する取組の実施状況や、モデル事業を実施するか否かにかかわらず、全ての自治体が、自らの実情に応じた地域福祉行政のあり方を確立することにより、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが期待される。

参考資料

- 参考資料 1 改正社会福祉法【抜粋】
- 参考資料 2 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針
- 参考資料 3 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）
- 参考資料 4 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領
- 参考資料 5 事業実施自治体の事例

参考資料1 改正社会福祉法【抜粋】

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括

支援センターを経営する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則(抄)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考資料 2 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

○厚生労働省告示第三五五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百六条の三第二項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針を次のように定め、平成三十年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により、公表する。

平成二十九年十二月十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）により、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の一部が改正され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）並びに地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされた。具体的には、市町村は、法第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進することとなるが、本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すものである。

法第百六条の三第一項各号に掲げる事業、とりわけ同項第一号に掲げる事業についてはこれまでも様々な取組が実施されてきたと考えられるが、当該既存の取組も含めたそれぞれの取組について、いわば「点」として個々に実施するのではなく、いわば「面」としてそれぞれを連携させて実施していく必要があることに留意されたい。また、第一から第三までの内容については、地域において必要となる機能・取組を示すものであり、それらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができるとする拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

一 事業内容

市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができるとする環境を整備するため、次の取組等を実施する。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
地域住民が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう

、地域住民、地縁組織その他地域づくりに取り組む組織等の地域の関係者に対して、必要な働きかけや支援を行う者の活動の支援を行う。

2 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うため、地域住民等が気軽に交流を図ることができる場や、地域住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる地域住民の活動拠点の整備を支援する。

3 地域住民等に対する研修の実施

地域生活課題に関する学習会の実施等を通じ、地域住民等の地域福祉に関する活動に対する関心の向上及び当該活動への参加を促すとともに、当該活動を更に活性化させる。

二 留意点

一の「住民に身近な圏域」とは、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議して決めていく過程が必要である。例えば、小学校区域、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位など、地域によって異なってくるものと考えられる。

また、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても考える必要がある。地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことや、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、ソーシャル・インパクト・ボン

ド等を取り入れていくことも考えられる。

第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

一 事業内容

市町村は、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につながることでできる体制を整備するため、次の取組を実施する。

1 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備する。地域住民の相談を包括的に受け止める場については、地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に規定する事業をいう。）の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が担うことが考えられるが、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要がある。

2 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の名称、所在地、担い手、役割等を明確にするとともに、地域住民等に広く周知する。

3 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備する。

4 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しい地域生活課題については、法第百六条の三第一項第三号の支援体制と連携・協働し、適切な支援関係機関につなぐことにより、課題解決を行うことができる体制を整備する。

二 留意点

一の「住民に身近な圏域」については、第一の二で述べたとおりである。

また、「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の運営を地域住民が担う場合には、ソーシャルワーカーによる支援が受けられる体制を整備する必要があり、地域包括支援センター等の支援関係機関が対象者を限定せず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う場合には、自らの専門分野に偏ることなく横断的に相談を受け止めることや、相談者

が抱える課題だけでなく、その者の属する世帯全体の抱える課題や近隣住民との関係等その世帯全体を取り巻く環境も含めて課題を捉えること等に留意する必要がある。

なお、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。

第三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

一 事業内容

市町村は、「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制を整備するため、次の取組を実施する。

1 支援関係機関によるチーム支援

複合的で複雑な課題の解決のためには、専門的・包括的な支援が必要であり、市町村域における支援関係機関等で支援チームを編成し、協働して支援する。その際、協働の中核を担う機能が必要であり、例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援

センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政等の様々な機関が担うことがあり得るが、地域の実情に応じて協議し、適切な機関が担うことが求められる。

2 支援に関する協議及び検討の場

支援関係機関で構成される支援チームによる個別事案の検討の場等については、既存の場の機能の拡充や、協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法のほか、新たな場を設ける方法も考えられる。

3 支援を必要とする者の早期把握

「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場や、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、複合的で複雑な課題を抱え、必要な支援につながっていない者を早期に把握できる体制を構築することが必要である。

4 地域住民等との連携

複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民、ボランティア等との連携・協働も求められる。

二 留意点

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、そのためには、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組が求められる。

また、支援関係機関等の協働による支援体制の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。

第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援

都道府県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。

また、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たしていくことも期待される。

参考資料 3 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）

子 発 1 2 1 2 第 1 号
社 援 発 1 2 1 2 第 2 号
老 発 1 2 1 2 第 1 号
平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行することとされている。

改正法による改正内容として、(1) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2) 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3) 市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）が告示されたところであるが、今般、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）については廃止する。

貴職におかれては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に一般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

はじめに

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要がある。

こうした考えのもと、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、ニッポン一億総活躍プラン（2016年（平成28年）6月2日閣議決定）で述べられているとおり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められている。

- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられる。

いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。

- また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。

これは、2000年（平成12年）の社会福祉基礎構造改革における社会福祉法の改正により位置付けられた、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とする地域福祉推進の目的と相通ずるものであり、地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求

められているということができる。

- 地域福祉の推進に関しては、2002年（平成14年）1月に社会保障審議会福祉部会が「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（以下「社会保障審議会福祉部会とりまとめ」という。）をとりまとめており、その中で、地域福祉推進の理念として、(1)住民参加の必要性、(2)共に生きる社会づくり、(3)男女共同参画、(4)福祉文化の創造を掲げるとともに、地域福祉推進の基本目標として、(1)生活課題の達成への住民等の積極的参加、(2)利用者主体のサービスの実現、(3)サービスの総合化の確立、(4)生活関連分野との連携が示されている。

社会福祉法に位置付けられた地域福祉推進の規定やこの社会保障審議会福祉部会とりまとめの考え方を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定等を通じ、各地で地域福祉の推進のための取組・実践が行われてきた。

- 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、2018年（平成30年）4月1日に施行されるが、社会保障審議会福祉部会とりまとめで掲げられた地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き地域福祉を推進していくことの重要性・必要性に変わりはない。

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」(平成14年1月28日 社会保障審議会福祉部会) <抄>

- 今後における地域福祉推進の理念としては、少なくとも次の点、(1)住民参加の必要性、(2)共に生きる社会づくり、(3)男女共同参画、(4)福祉文化の創造に留意することが重要である。

(1) 住民参加の必要性

例えば、障害を有したり、性や年齢が異なることなど、人間はそれぞれ異なるわけであるが、個人の尊厳、その人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない。

こうしたことは、生活課題を持つ人自身が、権利の主体としてそれを求めることのみではなく、他の地域住民も、それを当然のこととして支持すると共に「一緒になって、それを実現することが当然であり、それが地域社会の誰にとっても望ましい社会なのだ」という地域社会の共通の価値観を持たなければ達成できない。

したがって、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計

画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。

(2) 共に生きる社会づくり

すなわち、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要である。

さらに、様々な権利侵害に対して、全体として権利を擁護していく地域住民の活動とシステムが不可欠である。

(3) 男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要がある。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う」ことは重要であり、そのため、男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待される。

(4) 福祉文化の創造

具体的には、地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながる。また、このことは、地方分権の趣旨にも沿うものである。

○ 社会福祉法の理念に基づく社会福祉を地域において実現するためには、少なくとも次のような基本目標に沿って地域福祉を進める必要がある。

(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加

○ 地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、また、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立など、新たな活動の基盤整備も進められている。こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要である。

○ この際、地域住民も「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政も「福祉は行政処分に対処するもの」という意識を改めて、地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考えを持つことが重要である。パートナーシップは、民間相互のパートナーシップのみでなく、公私のパートナーシップとして行政及び地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を活かし、「協働」することによって大きな創造力が生み出されてくるものである（パートナーシップ型住民参加）。

○ なお、地域福祉計画の策定過程を通じて地域福祉活動における公と私の役割分担について留意する必要がある。もちろん、このことは公行政の役割をいささかも減じるものではなく、公行政は地域住民の健康で文化的なミニマムな生活を保障する役割を担っている。

(2) 利用者主体のサービスの実現

- 利用者本位の考え方に立って、利用者を一人の人間としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的かつ効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されないような体制を身近な地域において構築する必要がある。
- 具体的には、サービスを総合的に利用できるようにするケアマネジメントを含むソーシャルワークの体制を、相談機能を持つ機関や福祉事務所などで充実する必要がある。
- このソーシャルワーク機能においては、「人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定により自ら人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者自身の持っている力を引き出す援助（エンパワーメント）が重要であるほか、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくり（コミュニティワーク）にも向けられる必要がある。
- サービスの内容や評価について、地域住民の信頼と理解を得るためには、情報の公開などを進め、事業運営の透明性の確保を図らなければならない。また、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図る必要がある。

(3) サービスの総合化の確立

地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備することが重要である。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することによって満たされることが少なくない。このため、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、今後は総合的サービスの提供体制を確保していく必要がある。

(4) 生活関連分野との連携

地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となる。

生活課題に対応する施策は、個別的には既に存在しているものも多いが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、地域起こしに結びつくような福祉関連産業、健康関連産業、環境関連産業などの領域で、地域密着型コミュニティビジネスあるいはNPOなどを創出していくこと（社会的起業）が考えられる。

ちなみに、地域密着型コミュニティビジネスや地域通貨（エコマネー等）制度は、地域住民の生活課題に柔軟に対応したもので、今後、地域福祉活動の中でソーシャル・インクルージョンの手段としても注目される場所である。

- 他方、地域共生社会の実現に向けては、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（2017年（平成29年）9月12日）」（以下「最終とりまとめ」という。）で述べられているとおり、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固

定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら、取組を進めていく必要がある。

最終とりまとめ<抄>

(2) 地域共生社会に向けて私たちは何をを目指すのか

○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦<共生文化>

「我が事」の意識は、誰かに押し付けられるものではない。「共生」は「強制」されることで画一的になってしまう。従来の封建的な側面を残した地域に縛り付けるものでもない。個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと。それは住民主体による地域づくりを高めていくことである。

しかし、実際の地域の状況は複雑であり、お互いの価値や権利が衝突し、差別や排除が起こるのも地域である。例えば、保育所や障害福祉サービス事業所などの福祉施設の建設という出来事を、自らの生活に及ぼす影響と照らして考えたときには、「総論」としては賛成であるが、近所に福祉施設ができるという「各論」には反対ということもある。

「地域共生社会」という言葉について改めて考えてみると、例えば、障害者基本法では明文で「地域社会における共生」の理念が掲げられ、障害福祉施策を中心として、様々な施策が行われてきた。しかしながら、現場ではその実現の難しさに直面してきたことも事実である。

それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であり、思うように進まないこともあるかもしれないが、個の課題と向き合う中で他人事と思えない地域づくりに取り組むことなどを通じて、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値があるのである。

○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ<参加・協働>

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけでなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている。自立ができたら社会に参加するのではない。自立のあり方は多面的であるが、自立は個人で完結するものではなく、社会への参加を通して自立が促されることは共通している。他者とのつながりの中で自立していくためのつながりの再構築こそが求められている。

それぞれの地域で共生社会の実現に向けて、具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」をしていく過程が大事であり、そのような場をつくることが求められる。

そのために、行政の責務を明確にするとともに、関係者の合意形成が不可欠である。その過程を大切に、「計画化」していくことが重要である。

○重層的なセーフティネットの構築<予防的福祉の推進>

これからの社会福祉にとって重要な視点は「予防」である。

これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切である。しかしながら、その時点では支援を拒否したり、本人や家族に困っている自覚がない場合もある。本人の意思や尊厳を尊重する視点を前提としながら、近隣や民生委員・児童委員などによる見守りや日常の地域活動、企業や商工関係者との連携などによる情報提供、ソーシャルワーカーなどの専門職によるアウトリーチなどにより、必要な時に必要な支援が届けられるような環境を整えることが重要である。

さらには、当事者に寄り添い、強みを引き出していく視点を持ちながら、日常での活動を通じた関係づくりなど参加や協働の機会を増やしていく取組、自立生活が可能となるような

取組や生活技術を身につけられるような取組など様々な取組を通じて、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することにより、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に支援につながっている状況をつくることが可能となる。

このような取組は、結果として、早期の段階からの医療・保健との連携した支援や生活支援のネットワークの構築にもつながり、行政にとっても必要なものである。

○包括的な支援体制の整備<包括的支援体制>

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要がある。

すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題(※)を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくる。そのために専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要である。

※ 改正社会福祉法では、地域生活課題を「福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの前防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定している。

高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたが、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化すること、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである。

○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造 <多様な場の創造>

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していく。

また、必要に応じてサービス開発やそうした場を創り出していく社会資源開発が必要であり、さらにそうした場につなぐ、場の中で人と人をつなぐ、場と場をつなぐ、コーディネーションやファシリテーションの機能と人材が重視される。

○ 人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「暮らし」と「しごと」の全般にまで及ぶ。こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「暮らし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、求められている。このため、今般の社会福祉法改正においては、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、地域生活

課題（※）を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていく旨が定められた。

（※）「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

- 介護、子育て、障害など、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは必要であるが、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではなく、また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会や、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を、弱めてきたとの指摘があることも認識しておく必要がある。

重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解決していくかということであると考えられる。

- こうした地域づくりを実現するためには、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要である。

上記①、②、③、とりわけ①については、これまでも様々な取組が地域で実施されてきたと考えられるが、それらの既存の取組を含めてそれぞれの取組を、いわば「点」として個々に実施するのではなく、互いに連携させ、いわば「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制が構築されるものと考えられる。

市町村地域福祉計画策定のプロセスなども活用しながら、市町村が、①、②、③の機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。

第一 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）改正の趣旨について

(1) 法第 4 条 1 項関係

法第 4 条第 1 項の規定は、2000 年（平成 12 年）の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けている。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、今般の改正では、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定を改めている。

(2) 法第 4 条第 2 項関係

法第 4 条第 2 項は、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、(1)本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題（※）を把握するとともに、(3)地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

（※）「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

(3) 法第 5 条関係

社会福祉を目的とする事業を経営する者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉

の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにしたものである。

(4) 法第 6 条第 2 項関係

法第 4 条第 2 項は、地域福祉を推進するに当たり、地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、法第 6 条第 2 項は、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とする国及び地方公共団体の責務を定めたものである。さらに法第 106 条の 3 第 1 項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

(5) 法第 106 条の 2 関係

法第 106 条の 2 は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたものである。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待される。

(6) 法第 106 条の 3 関係

法第 106 条の 3 第 1 項は、(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第 1 号）、(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、(3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第 3 号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたものである。

(7) 法第 107 条、法第 108 条関係

法第 107 条は市町村地域福祉計画、法第 108 条は都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。今般の改正では、法第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

(参考) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条第 1 号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の3第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）の3つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

これらは、新たに何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、それらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、実際にどのような形でつくっていくかは、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。

また、包括的な支援体制を整備していく上での「住民に身近な圏域」については、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要である（例えば、小学校区域、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位など、地域によって異なってくるものと考えられる）。その際、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められる。

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、3つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら3つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

- 1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項（法第106条の3第1項第1号関係）

- (1) 実施内容

法第106条の3第1項第1号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」と規定されているが、具体的には、市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域

に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を図るために以下の取組等を実施する。

① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、市町村は、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、まちおこし、農・商工業等の福祉以外の分野の組織等に対して、地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援する。

その際、地域における様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めることに加え、そうした分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけて、つながりをつくっていくことも必要である。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが重要であり、その際、市町村が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、市町村は包括的な支援体制を整備する立場から、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかなどを協議して決めていく過程が重要である。例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことを、方法の一つとして検討することも考えられる。

また、地域住民や福祉以外の分野の団体、企業等との協働を進めていくためには、例えば、社会福祉協議会のボランティアセンターの取組を発展させ、ボランティア活動を通じたまちづくりのためのプラットフォームとしていくなど、中間支援機能の整備を進めていくことも有効と考えられる。

② 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備する。

活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点(注)等の活用が考えられるが、さらには、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等の試みも期待される。

(注) 地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)により推進が図られている。

③ 地域住民等に対する研修の実施

地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取組を行う。

その際、地域包括支援センターや保健センターなども含めた市町村や社会福祉協議会等が、地域の状況や活動等について把握している情報を数値化・可視化し、提供する取組も有効であると考えられる。

(2) 留意点

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備については、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 中間とりまとめ (2016 年 (平成 28 年) 12 月 26 日)」(以下「中間とりまとめ」という。)で示された①「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり、②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり、③「一人の課題から」、地域住民と関係機関が協働して解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり、という3つの地域づくりの方向性に留意しながら取組を進めて行くことが重要である。この3つの地域づくりの方向性の考え方等については、以下のとおりである。

①「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり

中間とりまとめ <①関係部分抜粋>

(2) 3つの地域づくりと「我が事」の意識の醸成
(「自分や家族が暮らしたい地域を考える」)

- (1)で記載したように、地域が持つ魅力を最大限引き出し、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという取組が、各地で進められている。その契機は、自分や家族が暮らすこの地域が将来どうなるのかという気持ちであったり、あるいは自分や家族が経験した問題や課題をきっかけに地域（我がまち）のことを考え始めたということであったりする。文字どおりの「我が事」から始まり地域の未来を考える、とも言える。
- 高齢化の進む地域で行われている見守りを含めた高齢者自身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組、元気な高齢者の力を生かした事業の展開や、各地で広がっている「子ども食堂」もその一例といえることができるかもしれない。
- こうした取組は、関わっている人や対象となる人が高齢者や子ども、障害のある人であったとしても、従来の福祉施策のみから出てきているものではない。福祉や介護、子育てといった分野にとどまらず、産業、経済も含めた地域全体の中で、「このような地域にしたい、このような取組をしたい」という主体的、積極的な姿勢と、地域の課題（高齢化の進展、子どもの孤立等）とが結びつくことで進められている。それだけに、そのような取組が「楽しい」「やりがいがある」ことを共有しやすく、それまで関わってこなかった地域住民を「巻き込む」力も大きい。

中間とりまとめで示されたこの方向性は、(1)実施内容のうち、「①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」や「②地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」において特に大切なものとなる。

この地域づくりの方向性を促進していくためには、以下のような視点や取組が重要となる。

- 地域における福祉や医療、教育、環境、農林水産、観光等の各分野における、会議や集い、サロン等をより多く見つけて、つながっていくことが重要である。これは、地域の宝探しとも言える営みであり、地方創生とも連携したまちづくりにつながる取組である。

(参考)「地域の課題解決を目指す地域運営組織-その量的拡大と質的向上に向けて- 最終報告」(地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 2016年(平成28年)12月13日)

(参考資料1) 地域運営組織に対する支援措置

- 会議や集い、サロン等は、公民館や団地の集会所、小さな拠点等で行われており、分野を問わず多様な地域の課題が寄せられている。仮にこうした既存の場がなかったり、機能していない場合には、機能を強化したり、新たにつくることも検討していく必要がある。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、

解決を試みることができるよう、地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワークの機能を果たす者等が、こうした場に参加することを通じて、「このようなまちをつくりたい」といった参加者の夢や願いを知り、また、地域生活課題に新たに気付き、それらに対して「自分ならばこのようなことができる」といった発想を持ち、実際に実行していく中で、これまであまり関係してこなかった他分野や福祉分野との間に新たな取組やつながりが生まれ、さらには、共に地域をつくる存在として協働していくことが期待できる。

なお、他分野と連携していく際には、連携先にも独自の文化や考え方があることに配慮しながら、関係性を深めていくことが大切である。

②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり

中間とりまとめ <②関係部分抜粋>

(「地域で困っている課題を解決したい」)

- さらに、地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、「地域の困っている課題を解決したい」という気持ちから、地域福祉の推進に尽力してきた多くの人たちがいて、地域住民の困りごと、心配ごとに耳を傾け、福祉関係者や地域の様々な人たちとともにできる限り解決に結びつくような取組をしている。様々な交流や行事を開催することでつながりを支えたり、早期の発見、見守りや支え合いの活動、最近では事例検討を通して具体的な生活支援の一部を担ったり、地区単位で地域住民の地域福祉活動を計画化するという取組をしているところもある。
- 最近では若い人たちが、こうした社会課題に対して、積極的に社会起業家を目指したり、NPO法人が多様なアプローチをしたりしているが、同じような気持ちで取り組む住民が増えることで、共生の文化が広がっていく。

中間とりまとめで示されたこの方向性は、(1)実施内容の「③地域住民等に対する研修の実施」において特に大切なものである。

この地域づくりの方向性を促進していくためには、以下のような視点や取組が重要となる。

- 地域に関心を持つ人を増やすことが重要であり、そのためには、地域包括支援センターや保健センター等も含めた市町村、社会福祉協議会等が、地域の状況や活動等について把握している情報を数値化・可視化し、提供することを通じて地域の現状に関する認

識を深めてもらうことや、地域生活課題の解決につながるボランティア活動等を具体的に示し、実際の活動に取り組みやすくすることなどが有効と考えられる。

- 教育委員会や社会教育委員等と連携して、社会教育や学校教育の中で、福祉教育の機会を提案し、障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供することも重要である。その際、単に知識を学ぶだけでなく、その人を多面的に理解し、お互いの人間関係をつくるようなプログラムや、地域生活課題を共有し解決していけるような学習が必要であり、学習者の状況に応じて、段階的に取組を進めていくことも大切である。

地域生活課題の学習や研修機会の提供に当たっては、社会福祉事業を実践している社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO等が積極的にその役割を担うことが期待される。

(参考)「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」(学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 2017年(平成29年)3月28日)

- 専門職同士で相互の理解が進まず、連携を図ることが難しい場合もあることから、日頃からコミュニケーションをとる機会を意図的に設け、自分たちの活動内容や、活動に向けた思いを互いに理解することが求められる。また、多職種連携に当たっては、保健・医療・福祉に限らず、雇用・就労、住まい、司法、教育、産業等の分野にも広がりが見られていることに留意する必要がある。

- ボランティアや地域活動に参加したいと考えている人は多いものの、実際に活動している人は一部である。そのため、知人が誘う等の気軽に活動に参加できるきっかけづくりや、地域住民や団体、企業等が実際に地域で活動できるようにするための中間支援機能の整備、公民館や社会教育における学習活動との連携、活動拠点の整備等を通じて、実際の活動につなげていく仕掛け・仕組みを多様につくるとともに、メディア等を通じた広報・周知活動を行うことが大切である。

また、ボランティアを新たに始めることだけが地域活動ではなく、例えば、隣家が高齢者の一人暮らし世帯の場合などに、「電気がついている、いない」を気に掛けることなども大事な地域活動

であると意味付けしていくような視点も重要である。

- 企業も地域社会の一員という観点から、企業が地域づくりに参加するための積極的な働きかけも重要である。

③ 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

中間とりまとめ <③関係部分抜粋>

(「一人の課題から」)

- (1)で記載したように、地域には、助けを求めることもできず、周囲からも孤立している人や世帯があることも事実であり、地域の中だからこそ相談できないで埋もれてしまうこともある。

こうした課題は、必ずしも既存の「制度」の中で解決されるわけではない。いわゆる「ごみ屋敷」を例にすると、以前はごみの処理が問題になり、制度の中でどこが対応するかが問われた。しかしこうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状況にあることが分かってきたことで、支援のあり方は変化している。例えば、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人が「働ける」場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともできる。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている。

こうした取組は、「制度」の力ではなく、「人」の力である。

- ひとつひとつは「一人」の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が「私たちがこんなことができるんだ」という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが「何かができるかもしれない」という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく。

中間とりまとめで示されたこの方向性は、(1)実施内容の「③地域住民等に対する研修の実施」において特に大切なものである。

この地域づくりの方向性を促進していくためには、以下のような視点や取組が重要となる。

- 「一人の課題」からつながる地域づくりは、地域住民が、何らかの課題を抱える人を目の当たりにして、手を差し伸べたいという思いが喚起されたり、さらに同じような思いを抱える地域住民と一緒にその人を支援すること等がきっかけとなる。また、保育所等の福祉施設が近所にできるといった、「一つの出来事」が地域での話し合いのきっかけとなることもある。

- 地域から排除されたり、一部の人の強く拒否されている人への支援については、ソーシャルワーカーが専門的な対応をしていく中で、徐々に地域住民と協働していく場合もある。

その際、ソーシャルワーカーが、当事者の思いや現状をアセスメントし、当事者本人を排除している地域住民に対し、その排除せざるを得ない住民側の気持ちを受け止めつつも、当事者本人の思いや状況を代弁したり、地域住民と交流する場を適切なタイミングで設定する等の働きかけが有効である。

すなわち、専門職には、これまで「困った人」として位置づけられていた当事者を、不安や悩みを抱え「困っている人」として理解できるように支援する視点が求められており、こうしたことを通じて、当事者を排除したり拒否していた地域住民がやがて支えたり見守る役割を担う「支え手」へと変化していく。

- 個別事例の積み重ねを繰り返すことで、地域住民の意識が変化していく。さらに、そうした取組について、当事者のプライバシー等にも配慮した上で広く知ってもらうことで、同じような取組をしている、もしくは、しようとしている住民も喚起されるなどして、地域全体の解決力が底上げされていく。

- 地域においては、「支える側」の人が「支えられる側」であることもある。例えば、地域の相談役となっている人が、自分の孫がひきこもりで支援を受ける家族となることや、ソーシャルワーカーが、ダブルケアのために相談支援を受ける立場になることもある。

また、支援を通してそれまで「支えられる側」であった人が「支える側」になることもある。地域住民の役割は固定されるものではなく、両方の側面を持って生活を営んでおり、時と場合により役割は入れ替わり、循環することに留意する必要がある。

- 「一人の課題」からつながる地域づくりは、地域や社会の中で、緩やかなつながりを持ちながら「お互い様」という関係性をつくり、お互いの存在を認め合いながら各々が役割を果たす地域へと発展する可能性をもつ視点である。

最終とりまとめ<「一人の課題」からつながる地域づくりの例 関係部分抜粋>

- 例えば、近隣に住むひとり親家庭の親が子育てや仕事で疲れている様子であることや、子どもが連日コンビニ等で食事を購入して一人で食事をしていることに気付き、地域住民がお総菜を届けたり、子どもの宿題を見たりといった関わりが生まれていく。地域住民は、このような関わりの中で、頼れる人がいないひとり親家庭の親子が地域に複数いることを知り、そのような親子を支えていくように変化する。このように、「一人の課題」を自らの問題として考えるようになり、ひいては地域の課題としてとらえ、地域づくりへと広がる取組もある。

④ 3つの地域づくりの方向性の関係

上記①、②、③の3つの地域づくりの方向性については、それぞれ独立したのではなく、最終とりまとめで示されているように、相互に影響を及ぼし合い、循環するものである。

最終とりまとめ <①、②、③の関係性について 関係部分抜粋>

- 例えば、自治会の会合で、近隣のごみ屋敷の悪臭や衛生上の問題が指摘され、その住人（以下、「本人」という。）は問題行動をとる困った人として批判された（①）。自治会長は、民生委員・児童委員に相談し、社会福祉協議会に連絡し、社会福祉協議会のソーシャルワーカーが関わるようになり、本人には家族や知人がおらず、孤立した状態であり、認知機能も低下していることが分かった。そこで、自治会と共催で、ゴミ屋敷に至る背景や要因について、講師を招いて学習会をした結果、住民の中に理解者が増えていった（②）。ソーシャルワーカーの働きかけにより、住民が共に清掃を行うことで、本人と地域住民の間につながりが生まれ、緩やかな見守りの機能が形成される（③）。また、ソーシャルワーカーは、ボランティア団体にも働きかけ、本人の話し相手としてボランティアが訪問するようになる。徐々に本人の生活が落ち着き、地域のイベントにスタッフとして参加するなど、支え手としても活動を始める（②）。このような経過を経て、自治会の会合において、ゴミ屋敷の課題は、「地域における社会的孤立の課題」として位置付けられるようになり、自治会としてどのように支援をしていくかについて関心を持たれるようになる（①）。
- このように、①～③は、単独で完結することなく、それぞれが影響し合い、その経験が積み重なることで相乗効果が生まれ、さらに強く地域づくりを進める原動力となる。

また、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても考える必要があり、その際、以下のような視点・取組が重要となる。

- 寄附によって財源を集めるためには、用途を明確化し、寄附をする側の共感を得ていく必要がある。加えて、金銭だけでなく、ヒト、モノ、ノウハウの提供を受けることも有効である。
- 地域づくりを推進するための財源については、平成29年3月31日、健健発 0331 第1号・雇児総発 0331 第4号・社援地発 0331 第1号・障企発 0331 第1号・老振発 0331 第1号、厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局

地域福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・厚生労働省老健局振興課長連名通知「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（以下「厚生労働省関係5課長通知」という。）も踏まえ、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことに加え、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組との協働等も考えられる。

- 企業の社会貢献活動等と協働していく観点も必要であり、財源等を必要としている主体と資源を保有する企業等とのマッチングが必要となる。

2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項第2号関係）

(1) 実施内容

法第106条の3第1項第2号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業」と規定されているが、具体的には、市町村は、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備するため、以下の取組を実施する。

① 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備する。地域住民のボランティア、地域住民を主体とする地区社協、市町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく相談支援事業所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談支援機関や社会福祉法人、NPO等が担うことが考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する必要がある。

② 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

市町村は、「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場をどこが担うのか、どこにあるのか、果たす役割が何かを明確に定め、分かりやすい名称を付けるなどして地域住民等に広く明確に周知する。

③ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する。

そのためには、地域の関係者、関係機関等との意見交換や座談会等を開催し、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けることも一つの方策として考えられる。

④ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

市町村は、「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場が、安心して相談を受け止めることができるようにバックアップ体制を整備する。

具体的には、把握した地域生活課題のうち、地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、第二の3で述べる法第106条の3第1項第3号の支援体制と連携・協働し、適切な支援関係機関につなぐことにより、課題解決を行うことのできる体制を構築する。

(2) 留意点

○ 市町村は、地域住民の相談を包括的に受け止める場の運営に当たっては、以下のことに留意する必要がある。

- ・誰もが気軽に相談に来られるよう敷居を低くすること
- ・地域住民や地域の関係機関と連携・協働していく姿勢を持つこと
- ・身近な地域であるからこそ相談できない人や排除されている人がいることにも配慮すること
- ・ソーシャルワークの機能(※)が発揮できる体制を整備すること

(※) 中間とりまとめ、最終とりまとめにおいて、①制度横断的な知識、②アセスメント力、③支援計画の策定・評価、④関係者の連携・調整、⑤資源開発の5つの機能が示されている。

- 地域住民が主体となって地域住民の相談を包括的に受け止める場を運営する場合には、必要に応じてソーシャルワーカーによる支援が受けられる体制の整備が求められる。
- 地域包括支援センター等の専門機関が、対象者を限定せず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う場合には、以下のことに留意する必要がある。
 - ・相談の受け止めは、自らの専門分野に偏ることなく、横断的に行うこと
 - ・相談者が抱える課題だけでなく、その者の属する世帯全体の抱える課題を捉えるとともに、近隣住民等との関係や暮らしている地域の状況等、相談者とその世帯を取り巻く環境も含めて課題を捉えること
 - ・相談者等の状況をアセスメントし、可能な範囲で必要な情報の提供及び助言を行うこと。なお、本人の状態像に応じて、適切に市町村圏域の専門機関等につなぐこと
- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、厚生労働省関係 5 課長通知も踏まえ、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していくことも有効と考えられる。
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場を設置する際の展開方法については、例えば、以下のような方法が考えられる。
 - ・ 地域住民が中心となって担う場合の例としては、小学校区ごとに地域住民による「なんでも相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が専門的観点からサポートする方法
 - ・ 地域包括支援センター等が担う場合の例としては、住民のより身近な圏域に地域包括支援センターのブランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、地域の各地区を担当する民生委員・児童委員や地域活動の担い手などと協働していく方法
 - ・ 自治体等において、各種の相談窓口を一つに集約した上で、各専門職がそれぞれ地域担当として、チームで活動していくという方法
 - ・ 在宅医療を行っている診療所や地域医療を担っている病院に配置されているソーシャルワーカーなどが、患者の療養中の悩み事の相談支援や退院調整のみならず、地域の様々な相談を受け止めていく

という方法

3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）

(1) 実施内容

法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号では、「生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」と規定されているが、具体的には、市町村は、「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、以下の取組を実施する。

① 支援関係機関によるチーム支援

専門機関や包括的な支援が必要な課題については、市町村域における支援関係機関等で支援チームを編成し、多機関が協働して支援する。その際、既知の関係者のみならず、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的な関係者の「顔の見える」関係（ネットワーク）を広げていくことが重要である。

② 協働の中核を担う機能

ネットワークの形成や支援チームの編成に当たって、協働の中核の役割を担う機能が必要である。例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政等の様々な機関が担うことがあり得るが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切な機関が担っていくことが求められる。

③ 支援に関する協議及び検討の場

支援チームによる個別の事案の検討の場については、介護保険制度における地域ケア会議などの既存の場の機能の拡充や、協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法、新たな場を設ける方法も考えられる。

また、個別支援から派生する新たな資源やシステムづくりのための検討の場については、地域ケア会議や障害分野の協議会等の既存の場の機能の拡充や協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参

加する方法のほか、新たな場を設けることも考えられる。

市町村においては、協議や検討の場、コーディネートの機能を担う人が複数存在しているが、その必要性や役割・機能を整理し、システムとして再構築していく視点が必要である。

④ 支援を必要とする者の早期把握

複合的で複雑な課題を抱えた者は、地域から孤立していたり、あるいは複合的で複雑な課題ゆえにどこに相談して良いか分からないという状況に置かれていることが考えられるため、「待ちの姿勢」ではなく、支援関係機関や「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携し、対象者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築する。

⑤ 地域住民等との連携

複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民・ボランティアとの協働も求められる。

(2) 留意点

- 誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていくことを目指すことが重要である。

そのためには、働く場や参加する場の創出に向けた取組を充実させるとともに、福祉の領域を超えた地域づくりを推進していくことが求められる。生活困窮者自立支援制度においては、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を理念の一つとして掲げ、2015年（平成27年）度から約3年間にわたり支援を積み重ねてきた。最終とりまとめでも述べられているとおり、様々な分野と連携した地域づくりの取組によって、人や資源とのつながりを育み、社会的孤立を予防したり、社会資源の循環を生み出していくという生活困窮者支援の理念・姿勢は、多機関の協働による包括的な相談支援体制にも共通して貫かれるべきものである。

最終とりまとめ <様々な分野と連携した地域づくり 関係部分抜粋>

<協働による支援の地域づくり・出口づくり>

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりとは、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像に関わらず、その人らしく生活できる地域をつくっていくことを目指すものである。そのためには、働く場や参加する場といった出口づくりを充実させるとともに、福祉の領域を超えた地域づくりを推進していくことが求められる。
- 生活困窮者自立支援制度は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を理念の一つとして掲げ、平成 27 年度から約 3 年間にわたり支援を積み重ねてきた。この間、地域において生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、包括的な支援の輪を地域の中に拡充してきた。例えば、地域の行事や商店街、企業等を開拓し、住まいや暮らしを互助で支える取組を進めたり、農林水産業、観光業、商工業、地場産業等とつながりながら就労の場を見付けるなど、出口づくりの充実に尽力してきた。このような営みを通じて、地域で孤立せず、つながりが実感できる地域づくりを精力的に進めてきた。
- この 3 年間の地域づくり・出口づくりを通じて、森林等の環境保全や地域産業の維持・振興に貢献した事例、農業の担い手不足の解消に貢献した事例など、「支えられる側」であった人が、地域や人を「支える側」として重要な役割を果たす事例が数多く見られるようになった。生活困窮者支援において、この観点は、欠くことのできないものとして位置づけられ、確実に広く浸透してきている。
- 生活困窮者支援の実績を通じて見えてきた、様々な分野での地域づくりの取組が、人や資源とのつながりを育み、社会的孤立を予防したり、社会資源の循環を生み出してきた。このようなマインドは、包括的な相談支援体制にも貫かれるべき姿勢である。
- 包括的な相談支援体制においては、専門職による丁寧な相談支援を大切にするとともに、地域においてその人らしく生活できるように「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援も重要である。
- 「地域で住み続ける」もしくは「地域に戻る」ための支援とは、地域の支えや他人からの助けを借りずに、本人が一人で生活できるようになることを目指すものではない。地域とのつながりやインフォーマルな支援の中で、本人が地域の中で役割や居場所を見付けたり、必要な時には本人に対して適切に支援が提供できる体制整備をも含めた概念である。
- 地域社会の一員として積極的な役割を果たせるように、福祉以外の分野とつながり、地域経済の活性化も含めた、多様な場や居場所づくりを充実させていくことが重要である。
- また、地域の中で、その人が受け入れられるよう、地域住民や関係機関との適時、適切な出会いの場を設けることも大切である。その際には、本人の状態に応じて、必要な情報のみを限定的に伝えたり、情報を伝える人を特定する等の配慮も求められる。

- 市町村における体制整備を進めるに当たっては、厚生労働省関係 5 課長通知を踏まえ、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の財源を柔軟に活用していくことも有効と考えられる。
- 2016 年（平成 28 年）度から実施している「多機関の協働による包括的な相談支援体制構築事業」での実践を踏まえると、例えば、以下の

ように相談支援体制の整備を進めていくことが考えられる。

- ・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
- ・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。
- ・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手している。

4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

都道府県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。

また、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たすことも期待される。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）の 5 つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら 5 つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - ・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - ・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等)

- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）

 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
 - ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制

 - タ 全庁的な体制整備
 - ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
 - ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
 - ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・ 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考に
にする。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号関係）（1 の（1）の④と一体的に策定して差し支えない。）

- (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- (ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）

- (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）

- (ア) 支援関係機関によるチーム支援
- (イ) 協働の中核を担う機能
- (ウ) 支援に関する協議及び検討の場
- (エ) 支援を必要とする者の早期把握
- (オ) 地域住民等との連携

⑥ その他

- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）（以下「医療介護総合確保促進法」という。）に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

また、地域福祉計画の内容を推進していくために、その内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。

- また、市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。
- この他、地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられる。
- なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉

計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

② 地域福祉計画策定委員会

- 地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、「住民に身近な圏域」ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見いだし、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。
- 地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。
- 地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

その対象としては、例えば次のような者が考えられる。

- ・ 地域住民
- ・ 当事者団体
- ・ 自治会・町内会、地縁型組織等
- ・ 一般企業、商店街等
- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員等

- ・ ボランティア、ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（NPO）、住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・ 保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・ その他の諸団体

○ また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。

○ 各福祉分野が共通して取り組むべき事項が記載事項として追加されたこともあり、地域福祉計画に盛り込む分野や事項は多岐に渡る。このため、地域福祉計画策定委員会には多様な関係者が参画し、委員数が多くなることも想定されるが、一方で、委員会での議論の活性化や審議の充実に向けた配慮も求められる。そのため、例えば、必要に応じて委員会の下に分科会やワーキングチームを設け、比較的少人数で集中的に協議する等の工夫を図ることも一つの方策として考えられる。

③ 地域福祉計画策定方針の決定

○ 地域福祉計画策定委員会は、都道府県が示す地域福祉計画の策定方針を勘案するなど都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒアリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

④ 地域福祉計画の目標の設定

○ 地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

⑤ 地域福祉計画策定の手順

- 地域生活課題をきめ細かに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見だし、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、地域住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず地域住民等に伝えることが重要である。
- 地域住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする者ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした者に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、地域住民等や支援を必要とする者自身が地域生活課題に関する調査(いわゆる「ニーズ調査」)に参加したり、支援を要する者と他の住民等との交流会に参加したり、さらには、市町村内の地区ごとの現状をデータとして把握すること等により、地域生活課題を自ら明らかにし、解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。その際、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体、その他まちづくりのための協議会等の既存の仕組みを活用していくことも考えられる。
- このような地域住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして地域住民等が、地域社会におけるより多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。

⑥ 市区町村社会福祉協議会の役割

○ 地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

○ なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められる。

⑦ 社会福祉法人の役割

○ 2016年（平成28年）の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されている。

○ 社会福祉法人は制度の狭間にある課題に着目するとともに、地域に対して法人が有する機能を可能な限り提供しながら、もしくは複数の法人による協働によって、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は地域福祉計画の策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

⑧ 民生委員・児童委員の役割

○ 民生委員・児童委員については、民生委員法（昭和23年法律第198号）により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに

に、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

⑨ 地区単位の計画策定、広域による取組

○ 地域福祉を推進するに当たり、管内に住民の生活に即した地区を設定し、住民が主体的に地区ごとに計画を策定することができるよう支援することも求められる。

○ 地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。

具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられる。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

⑩ 計画期間、評価及び公表等

○ 地域福祉計画の計画期間については、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。特に、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられる。

○ 市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

○ 評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。

また、計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性

を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソン等の外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

⑪ その他

- これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことは望ましくないと考えられる。

- 地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり、停滞することのないように配慮すべきである。

⑫ 今般の法改正を踏まえた計画の見直し

- 今般の社会福祉法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（2018年（平成30年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手すること。
- ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

2 都道府県地域福祉支援計画

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- 都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の社会福祉法改正により、支援計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、支援計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

- ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的

に取り組む分野に関する事項

- ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対応する相談支援体制の在り方や、町村部における生活困窮者自立支援方策の在り方（自立相談支援機関の運営、相談支援機関設置等に係る広域的な調整、相談支援員をはじめとする人材の育成・研修、就労支援先の開拓等の新たな社会資源の創出等）

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 住宅セーフティネット法の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅

に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・ 自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方
- ・ 権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の整備に関し、各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会、中核機関の設置・運営や家庭裁判所・専門職団体との連携確保、さらには後見等の担い手確保や市町村職員等の資質の向上等、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの必要な助言その他の援助の在り方

コ 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内

で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・ 再犯防止推進法の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理

- ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

- ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会

の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

- ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくり資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制

タ 全庁的な体制整備

- ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備

② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

ア 市町村に対する支援

イ 市町村が実施する広域事業に対する支援

ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

○ 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

- ・ 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
- ・ 社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

○ 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等

- ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等
- ・ サービスの質の評価等の実施方策
- ・ 広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実

施体制の確保

- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
 - ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
 - イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
 - ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
 - エ その他必要な事項

- ⑥ その他
 - 都道府県社会福祉協議会の活性化等

(2) 支援計画の基本姿勢

- 地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等を置かないことが適当である。

(3) 支援計画策定の体制と過程

- ① 都道府県行政内部の計画策定体制
 - 支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した支援計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による支援計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

- なお、支援計画策定に係る広域的調整等については、その広域圏の福祉事務所及び保健所が行うなど、都道府県の福祉事務所及び保健所が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。
- この他、支援計画と他の福祉に関する計画との調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、支援計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を支援計画の策定委員にすることなども考えられる。
- なお、都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

他の福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される都道府県自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられる。

② 地域福祉支援計画策定委員会

- 支援計画の策定に当たっては、地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する、例えば「地域福祉支援計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。
- この支援計画策定委員会は、適宜必要に応じて、委員以外の関連する専門家、各市町村の地域福祉計画策定委員会委員長、その他の関係者等の意見を聞くことや、公聴会の開催等地域住民その他の者が支援計画策定に積極的に関わることを確保することが適当である。

- また、支援計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。

③ 支援計画策定方針の決定等

- 都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、本通知とそれぞれの都道府県の地域性を踏まえ、支援計画策定委員会において、市町村に提示する地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当である。

- 市町村が地域福祉計画を策定するに当たり、都道府県から地域福祉を推進するためのどのような支援を受けることができるのかをあらかじめ知っておくことが望ましいことから、このガイドラインには、市町村への支援メニュー及び住民等の主体的参加を実現するための方策を示すことが適当である。

- なお、支援計画の策定に当たっては、市町村が策定する地域福祉計画と十分な連携を図る必要がある。このためには、例えば、各市町村における地域福祉計画策定委員会委員長会議を開催するなどして都道府県と市町村との間で十分な協議を行う必要がある。

- 市町村の人口規模や社会資源は様々であり、産業構造や住民等の意識等も一様ではない。地域福祉計画の策定に当たっては、それぞれの地域にふさわしい計画づくりを行うことが極めて重要なことであり、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を持った計画づくりが可能となるよう配慮する必要がある。

④ 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

- 都道府県社会福祉協議会及び共同募金会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていることを踏まえ、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことが期待される。

また、その他の社会福祉関係団体も、支援計画の策定に積極的に参加することが望まれる。

- ⑤ 広域による取組
- 地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合もあることから、支援計画においては、他の計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等を考慮し、市町村と相談の上、必要に応じて圏域を設定することが考えられる。
- ⑥ 計画期間、評価及び公表等
- 支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。
 - 都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。
 - 評価の際には、相談件数などの定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や講堂にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。
 - 支援計画は、策定後速やかにその内容を公表し、国に提出することとする。国は、これを情報提供の素材とする。
- ⑦ 今般の法改正を踏まえた計画の見直し
- 今般の社会福祉法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（2018年（平成30年）4月1日）より記載されるべきものであり、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手すること。
 - ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合

には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

参考資料4 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領

(別添 14)

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業実施要領

1 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする。

2 地域力強化推進事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 事業内容

本事業は、次の理由により、ア（「我が事」の地域づくり）及びイ（「丸ごと」の地域づくり）に掲げる内容を全て実施するものとする。

ただし、既にア又はイの取組を実施している場合はこの限りではない。

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるためには、次の地域づくりの方向性を意識し、かつ、それぞれの方向性が互いに影響し合うことにより「我が事」の意識を相乗的に高め、地域に「我が事」の意識を醸成することが必要である。

- ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取

組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり

- ・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

また、「我が事」の体制を構築することに加え、住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ体制（「丸ごと」）を構築することで、住民が安心して地域活動を行い、また、地域課題を把握し、解決を試みることができることとなり、結果的に住民の地域活動への参加意識の向上が期待される。

さらに、住民が関係機関等とともに地域課題の解決に取り組む経験を重ねることで、住民が自らの活動に自信を持つことにつながり、地域に対する意識が変化し、「我が事」としての地域づくりが一層醸成される。

そのため、よりよい地域づくりを目指すためには、「我が事」、「丸ごと」の双方の体制を構築し、互いに循環させることが必要である。

ア 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」の地域づくり）

小中学校区等の住民に身近な圏域において、地域住民ボランティアや地区社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

（ア）他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域の町おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

（イ）活動拠点づくり

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、住民の誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民の自主活動、住民と専門職が話し合うことができる等の活動拠点を設置する。

※活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点（注）等の活用が考えられるが、さらには、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等、従来の発想を超えた新し

い試みも期待する。

(注) 地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)により推進が図られている。

(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

住民等の地域福祉活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会の実施や、地域住民を地域福祉活動に参加するきっかけづくりや、地域福祉活動への関心を高め、参加を促すための創意工夫ある取組を実施する。

イ 地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等(「丸ごと」の地域づくり)

地域活動を通して住民が把握した課題について、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につながることのできる体制を構築する。

(ア) 地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能

住民に身近な圏域において、地域住民のボランティア、地区社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく相談支援事業所、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく地域子育て支援拠点、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談機関や地域に根差した社会福祉法人、NPO 等が相互に連携しながら、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場、機能を構築する。

(イ) 地域生活課題の把握等

地域の様々な関係者や団体等との意見交換や座談会等の開催により、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けるとともに、(2)のアの取組(住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり(「我が事」の地域づくり))とも連携し、把握した地域生活課題について、必要に応じて、関係団体等と情報共有する。

(ウ) 地域生活課題に対する解決策の検討等

把握した地域生活課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、小中学校区等の住民に身近な圏域に留まらず、3 の多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施機関や生活困窮者自立

支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援機関などの関係者、専門職等と連携、協働し、行政や、広域の適切な専門機関に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる機能を構築する。

ウ その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

(3) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(4) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(5) その他

ア 実施主体となる自治体内の全ての地域ではなく、実施地域を定めて実施することも可能とする。ただし、事業の効果的、効率的な観点から、複数地域で実施すること。

イ 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

ウ 市町村域に設置される関係機関及び関係機関からなる支援ネットワークとの連携を密にすること。

エ 「我が事」の地域づくりにあたって、介護保険法の地域支援事業に基づき配置される生活支援コーディネーターについては、一体的に実施されることも可能であり、地域づくりを効果的に進める観点から、他制度・他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておくこと。

オ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び3に掲げる多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。

ただし、その場合には、次年度以降、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施する（既に多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している場合は除く。）ための事業実施計画を事業申請の際に提出するものとする。

3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることのできるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 本事業の支援対象者

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、

ア (3) に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする

イ 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく

ウ 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する

エ 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する

オ 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にすることが必要である。

こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本

人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。

支援対象者（例）	連携先（例）
要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等
医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等
共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等
障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等
難病指定をされていない難病患者	医療機関、難病相談支援センター等
高次脳機能障害を抱える者	医療機関、障害福祉サービス事業所等

（３）相談支援包括化推進員の配置

本事業の実施に当たって、実施主体は、自立相談支援機関や、地域包括支援センター、相談支援事業所（障害）、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。

なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。

また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。

（４）事業内容

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。

ア 相談者等に対する支援の実施

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の（ア）から（オ）までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

（ア）相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地発 0306 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」などを参考とすること。

（イ）プランの作成

（ア）により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。

（ウ）相談支援機関等との連絡調整

（イ）により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の中で調整を行う。

（エ）相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

（オ）その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括

化ネットワークを構築するため、次の（ア）から（ウ）に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

- （ア）あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。
- （イ）相談支援包括化推進員は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において配置することとされている主任自立相談支援員や、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。
- （ウ）相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

ウ 相談支援包括化推進会議の開催

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

- （ア）各相談支援機関の業務内容の理解
- （イ）相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
- （ウ）地域住民が抱える福祉ニーズの把握
- （エ）地域に不足する社会資源創出の手法
- （オ）本事業による支援実績の検証

エ 自主財源の確保のための取組の推進

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

オ 新たな社会資源の創出

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

(5) 相談支援包括化推進員の資格要件

相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有するものとして、実施主体が適当と認めたものとする。

(6) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省あて報告すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(7) 本事業の実施状況に関する情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(8) その他

ア 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。

イ 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行

うこと。

ウ 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。

エ 本事業を通じて知り得た個人情報、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。

オ 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められないものであること。

カ 地域共生社会を実現するための地域づくりを進めるためには、本事業及び2に掲げる地域力強化推進事業を併せて実施することが望ましいが、本事業のみの実施も可能とする。

ただし、その場合には、次年度以降、地域力強化推進事業を併せて実施するための事業実施計画を事業申請の際に提出するものとする。

4 事業実施の考え方等（共通事項）

(1) 事業の実施に当たっての考え方（「点」の支援から、「面」の支援へ）
2の「地域力強化推進事業」及び3の「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を通じて目指すべきものは、福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域の様々な資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを実現することである。

その実現のためには、既に実施されている各分野の支援や地域における事業、取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」に転換する必要がある。本事業は、各分野の支援や地域における事業、取組を個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携、協働し、「面」として実施することにより、それぞれの強みを活かした効果的な支援体制の構築に資するものである。

については、面としての地域づくりを実施するための体制を事業申請の際に提出するものとする。

(2) 事業の実施形態について

地域によって、社会資源や地域特性が異なることから、2の(2)のA（住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（「我が事」

の地域づくり))、2の(2)のイ(地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等(「丸ごと」の地域づくり))及び3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業における総合的な相談支援体制に関する機能は、全てを同一の拠点(場所)に付すことも、それぞれ別々の拠点(場所)に付すことも、その組み合わせは、地域の実情に応じて対応することも可能とする。

参考資料5 事業実施自治体の事例

① 東海村（茨城県）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
○	○	—

- 地域の支え合いを推進しながら複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援体制を築くため、平成 28 年度から多機関事業に従事。
- 平成 29 年度はアウトリーチ、身近な相談窓口の設置等、新たな取組を開始し、相談支援件数も増加。住宅のごみ問題等に対応する新たな社会資源の創出等も実施した。

【現状及び取組経緯】

（地域福祉活動の展開、地域の課題）

- ・東海村では、地域住民やボランティア等による地域福祉活動が活発に展開されてきた。平成 19 年度には小学校区（6 地区）単位で地区社会福祉協議会が設立され、地区社協の活動に賛同しボランティアとして参加する「ふれあい協力員」も約 1,200 名を数える。このほか、約 120 のボランティア団体、3 つの有償サービス団体による活動、30 超のサロン活動等が展開されている。
- ・このように地域福祉活動は活発であるものの、主な担い手の高齢化が進みつつあり、より多様な人々が地域に関わり、支えあうまちづくりが求められている。また、制度の狭間の課題や、複合的な課題を抱える世帯が目立ってきており、早期の発見・対応が必要となっている。

（取組経緯）

- ・上記のような状況を踏まえ、村の第 3 次地域福祉計画（平成 28～32 年度）において、「支え合いコーディネーター」（生活支援コーディネーター兼 C S W）を配置し、住民主体の地域福祉活動を活性化させることが明記された。また、総合相談窓口を設けてワンストップで支援につなげる仕組みづくりを進めることも示された。
- ・また、社協の第 3 次地域福祉活動計画（平成 25～29 年度）の実施計画見直しの中では、ファミリーソーシャルワークの視点に立った支援等の方針が示された。
- ・これらの方針を踏まえて取組を進めるため、村から社会福祉協議会への委託により、多機関の協働による包括的支援体制構築事業が行われることとなった。

【取組内容（多機関事業）】

（平成 28 年度取組と成果）

- ・相談支援包括化推進員として、地区社協立ち上げ等に携わった社協職員 1 名を配置。地域福祉計画に基づき設置された「支え合いコーディネーター」や社協の地区担当コミュニティワーカーと連携しつつ取組を進める体制とした。

- ・相談支援包括化推進員は、地域への出前講座、ふれあい協力員向け研修、専門職向け研修会等を通じて、多様な生活課題に関する住民の気付きを促し、多機関の連携強化を進めた。また、行政・社協、民生委員・児童委員、ふれあい協力員、コミュニティワーカー等から挙がってくる複合的な課題を抱える世帯等のケースへの対応のため、多様な関係機関・関係者を招いたケース会議を開催。ケース対応にあたっては、対象者に関わりを持つ地域住民にも見守り等の協力を求める働きかけを行った。
- ・相談支援包括化推進会議は、「絆まるっとプロジェクト」と題し、生活支援体制整備事業における第1層協議体と兼ねておおむね隔月で開催。地域の課題（ごみ問題、居場所づくりなど）を取りあげ、不足する資源の開発や対応に向けた体制づくりの進め方、行政への提言等をグループワーク形式で検討した。
- ・財源確保等に向けては、生活困窮者支援に目的を絞って寄付を募る「とうかい明日への架け橋基金」を設立。また、食品の寄付を募る「フードドライブ」も開始した。

（平成28年度の取組の課題）

- ・平成28年11月、民生委員・児童委員へアンケート調査を実施。委員が把握している世帯のうち、地域での支援が困難と感じる方あるいは世帯について調査した。
- ・その結果、58件のケースを把握し、その多くが精神障害とひきこもり、生活困窮とごみ屋敷など、複合的な課題を抱えていることが明らかとなった。加えて、行政や社協に相談するのは敷居が高いと感じられている場合があり、より気軽に相談できる機会・場を用意する必要があることも明らかとなった。
- ・また、専門職と協議を行う中で、多職種の専門職同士が気軽につながり、相談しあえる場がほしいという要望が寄せられた。

（平成29年度の取組：前年度把握した課題への対応）

- ・平成28年度に把握した困難事例58件は、4月～5月にかけて全件訪問（アウトリーチ）。その後、支援につながるか、あるいは継続的な見守りを行う等の対応をとった。
- ・平成28年度アンケートで行政・社協へ相談する際の敷居の高さが問題として挙げられたことを踏まえ、地域内の主要商業施設に月2回専門職が常駐し、日常生活圏内で悩み事や心配事を引き出す窓口を設置した（暮らしサポート相談所 in イオン）。
- ・医師、看護師、ケアマネ、MSW、薬剤師、社会福祉士、歯科医、障害者相談支援専門員、保健師、ヘルパー等が集まり、互いの悩みの共有などを行う「むらカフェ」を隔月で開催。気軽に専門職がつながりネットワークを作る場となっている。

（平成29年度の取組：相談支援包括化推進会議）

- ・「絆まるっとプロジェクト」を引き続き開催。社会資源の可視化、創出に向けた具体

的アクションが生まれた。

- ・社会資源の可視化においては、サロン活動等についてまとめた資源マップを作成し、社協ウェブサイトで公開。資源開発においては、これまで地域での支援が難しかったごみ屋敷の問題や草木の茂る住宅の問題への対応に向けて、「住まいるリセットプロジェクト」を新たに実施。社協のコーディネートの下、地域の方々（及び可能であれば本人）とともに清掃を行う仕組みを整えた。

（平成 29 年度の取組：その他の取組・成果等）

- ・平成 28 年度からの事業成果の発信のため、1 月 17 日に「地域共生社会実現推進シンポジウムを開催」。
- ・平成 29 年度は 12 月末までの新規相談件数が 120 件、複合的な課題を抱えるケースが 41 件で、いずれも前年度を上回っている。関係機関とのネットワークの重層化、地域で支援に困難を抱えていたケースへのアウトリーチ等の効果とみられる。

【今後の展開】

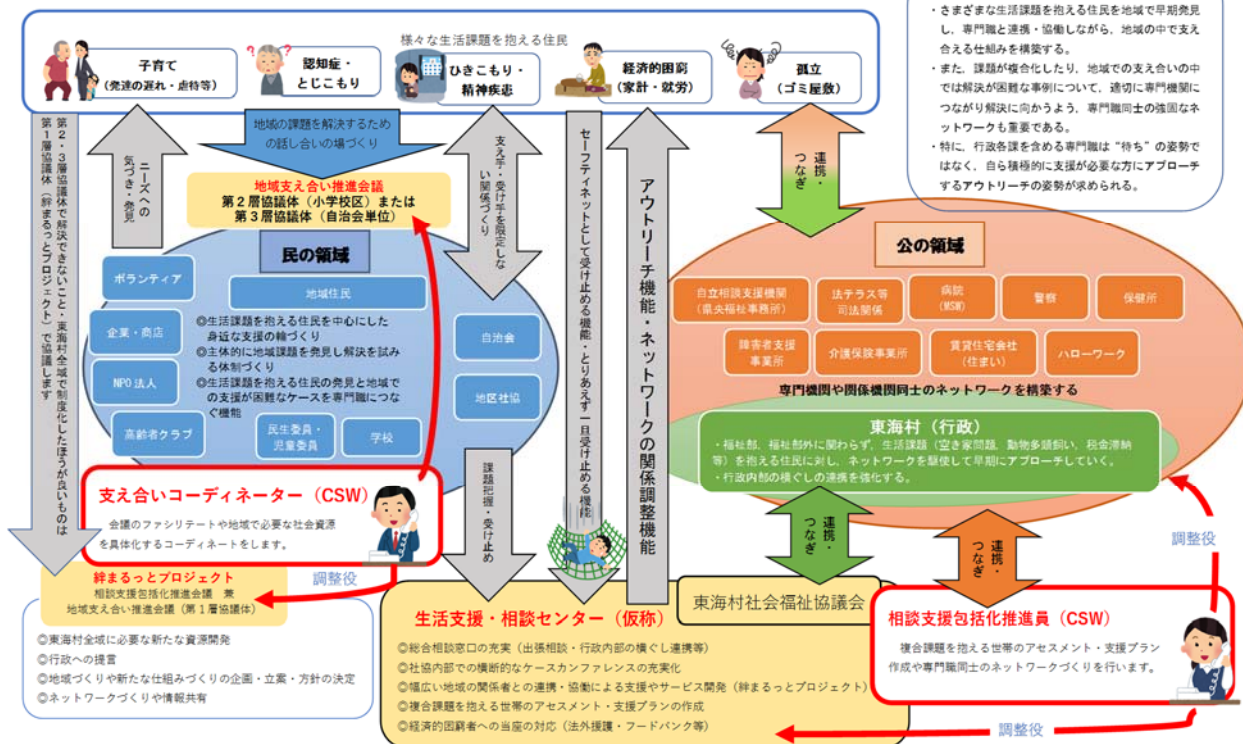
（多機関事業に関する取組）

- ・行政庁内、社協、関係機関で連携しつつ分野を限らず相談を受け付け、対応する体制はある程度構築できているが、第 3 次地域福祉計画に掲げられている総合相談窓口のフォーマルな形での設置はまだできていない。役場、社協のいずれに設置するのが望ましいか、また窓口へのつなぎやその後の対応の仕組みをどのように築いていくかについて、より具体的に検討していく必要がある。
- ・「絆まるっとプロジェクト」においては、居場所づくり等のテーマにおいて具体的な提言・アクションをとりまとめ・実践していく。
- ・「絆まるっとプロジェクト」は全村単位（第 1 層）の協議体であるが、第 2 層（小学校区単位）あるいは第 3 層（自治会単位）の協議体も整備し、身近な圏域や小地域単位での課題の受け止め・対応を進める方針である。
- ・複合的な課題を受け止め、対応する体制はある程度できているが、今後はより早期に課題を察知し、課題が深刻化・複合化する手前で食い止める予防的なアプローチを充実させていく必要があると認識している。

（地域力強化事業に関する取組）

- ・東海村の場合、地区社協の設立とその後の活動を通じ、地域力強化推進事業で意図する取組を既にある程度実践している。このため、次年度も地域力強化事業は実施せず、多機関事業に注力する予定。

東海村における総合的な生活支援体制イメージ (地域支え合い体制整備事業・多機関の協働による包括的支援体制構築事業)



出典：東海村資料

② 呉市（広島県）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
○	○	—

- 新庁舎に設置された福祉のワンストップ窓口に、相談支援包括化推進員を配置し、平成28年度から多機関事業を開始。生活困窮者自立支援を軸に関係機関との連携を進め、困難事例等に対応してきた。
- 平成29年度は、困難事例等の一つひとつ紐解き、多機関協働の実績を積み上げていくため、アウトリーチと重点テーマ（8050問題）への対応を重視して相談支援の包括化を推進。
- 次年度以降、地域力強化事業にも取り組む予定。

【現状及び取組経緯】

- ・平成27年4月に生活困窮者自立支援制度に基づき相談支援窓口を開設し、社会福祉協議会への委託により3名体制での相談支援を開始した。
- ・平成27年9月に多機関の協働による包括的支援体制構築事業のモデル事業としての実施予定を知り、これを活用して相談支援機能の強化を図る方針とした。
- ・平成28年2月に市の新庁舎が完成。これに合わせて、福祉関係の案内や相談にワンストップで対応する窓口（福祉の窓口）を開設。その後、平成28年度多機関事業を活用してこの窓口へ相談支援包括化推進員を配置し、生活困窮者自立支援を軸に関係機関との連携を図りつつ、多様な相談支援ニーズに対応していくこととなった。

【取組内容（多機関事業）】

（平成28年度の取組と成果）

- ・相談支援包括化推進員として、社会福祉士、介護支援専門員の資格を持つ社協職員1名を配置。「福祉の窓口」での相談対応にあたりつつ、地域包括支援センター・民生委員児童委員協議会・社協職員などと連携して複雑な課題を抱える世帯・困難事例等のケースの把握に努めた。複雑な課題を抱えるケース・困難事例への対応にあたっては、インテーク・アセスメント、支援のコーディネート等を担った。
- ・相談支援包括化推進会議は、生活困窮者自立支援制度における支援調整会議を拡張するかたちで開催した。生活困窮、障害、高齢、子育て等多分野の関係機関、直接支援に関わっている担当者等を招き、困難事例等のケースについて協議した。
- ・社会資源の創出の取組として、「一時生活支援モデル事業」を創設。定まった住居があり、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業の対象にはならない者で、一時的かつ緊急的な生活困窮状態にある方に対し、食糧・日用品の現物給付、水道

光熱費の支払いを行う。共同募金の地域特別配分枠を活用して創設した。

(平成28年度の取組における課題)

- ・「福祉の窓口」での相談対応の件数は多く、相談支援包括化推進員が一つひとつの事例を丁寧に紐解く時間的余裕を捻出するのが困難になるという問題が生じた。これに付随して、困難事例等へのアウトリーチの機会も十分に確保するのが難しいという問題も生じていた。

(平成29年度の取組：アウトリーチと「8050問題」への注力)

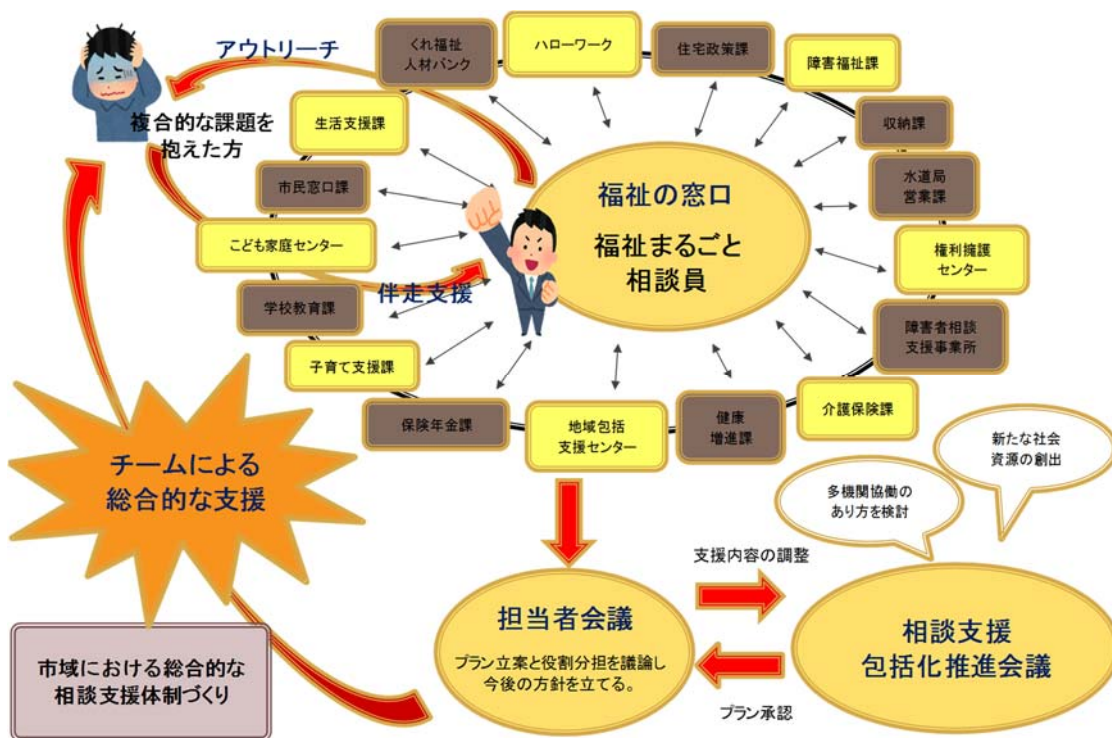
- ・平成28年度の結果を踏まえ、平成29年度はアウトリーチを重視して対象者支援を進めていくこととなった。また、多機関協働における事例・実績を積み上げ、効果的に社会資源の創出を進めるため、市内でも顕在化してきている「8050問題」に特に注力していく方針とした。
- ・8050問題への対応に向けては、10月に地域包括支援センター全8ヶ所を対象としたアンケートを実施し、まず実態把握を行った。アンケートで明らかとなったケースのうち、支援が必要と判断されたケースについては、相談支援包括化推進員によるアウトリーチや、地域包括支援センターを含め、家族と面談を行うなどして、支援を進めている。

(平成29年度の取組：困難事例等への継続的対応)

- ・窓口相談や関係機関からの情報提供により明らかとなった複合的な課題を抱える世帯、困難事例等への対応を継続的に行っている。
- ・庁内及び関係機関担当者からは、どこにつなげばよいのかわからないケースを一人で抱え込まなくてもよくなり、「良かった」「楽になった」という声があがっている。また、相談支援包括化の取組が徐々に庁内に浸透してきているものと思われる。

(平成29年度の取組：相談支援包括化推進会議)

- ・生活困窮者自立支援における支援調整会議を拡張した相談支援包括化推進会議の場でケース対応プランについて協議していた平成28年度の実施方式を見直し。今年度は、担当者会議を設けて個別のケース対応方針・プランを検討し、相談支援包括化推進会議はプラン承認の場とした。
- ・あわせて、相談支援包括化推進会議では、多機関協働のあり方、8050問題等における社会資源創出のあり方についても協議を行った。



出典：呉市資料

【今後の展開】

(多機関事業に関する取組)

- ・多機関の協働の下、困難事例等への対応、社会資源の創出等に引き続き取り組む。
- ・現在は市全体で相談支援包括化推進会議を開催しているが、将来的には日常生活圏域（8圏域）ごとに様々な相談・課題を受け止め、体制を構築することを検討している。日常生活圏域ごとに支援関係者の合議体をつくり、複合的な課題を抱えるケースを吸い上げて対応を協議・推進していくことを想定している。

(地域力強化事業に関する取組)

- ・地域力強化に向けては、生活支援体制整備事業において日常生活圏域8圏域に対し6名の生活支援コーディネーターを配置済み。また、地域課題の把握・解決に向けた協議体を三層構成で設置している。第一層では市全体の地域福祉のあり方の検討、第二層では地区自治会連合会（おおよそ中学校区）単位で支え合いの仕組みづくりに取り組み、第三層では単位自治会・サロン単位で支え合い活動を推進する。
- ・次年度以降、生活支援体制整備事業と連携しつつ、地域力強化事業にも取り組む予定。

③ 能美市（石川県）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
—	○	○

- 総合計画における全世代・全対象型の地域包括支援体制の整備の方針を踏まえ、多機関事業に着手。
- 地域包括支援センターを拠点として、複合的な課題を抱える困難事例等への対応を推進。また、相談支援包括化推進会議において、社会資源（新たな地域基金）創出に向けた検討を推進。
- 地域力強化事業では、町会・町内会単位に設置された「地域福祉委員会」の活動の見える化、「地域福祉委員会」と地域包括支援センターの連携強化等に取り組んでいる。

【現状及び取組経緯】

（総合計画における全世代・全対象型地域包括支援体制整備の提示）

- ・能美市では、これまで高齢者の総合相談支援は3ヶ所の地域包括支援センター、障害・生活困窮の相談支援は市福祉課で対応するというように、分野・対象者別の相談支援を行ってきたが、2017年度～2026年度の第二次総合計画の中で、全世代・全対象型の地域包括支援体制の整備が今後の取組として掲げられた。

（地域福祉委員会の設置・活動状況）

- ・能美市では、町会・町内会単位で全91地区に「地域福祉委員会」が設置されている。町会・町内会の会長・役員、民生委員・児童委員、福祉推進員、各種団体役員、地域住民が構成員となっており、各種の取組の推進役を担う地域福祉委員会活動推進員も配置。地域での見守り、児童生徒の安全確保、支援が必要な人への個別支援活動、災害時の要援護者支援等に向けた体制づくりや、具体的取組の推進を担う。平成20年度から設置が始まり、平成28年度に全町会・町内会単位への設置が完了。
- ・ただし、地域福祉委員会の活動状況にはばらつきがあり、移動支援・生活支援サービスの提供、見守りマップ作成等を行っている地区もあれば、委員会が立ち上がったばかりの地区もあった。また、活動実態を十分に把握できていない地区もあった。

（取組経緯）

- ・高齢・障害・生活困窮等あらゆる分野の相談対応を一体的に行い、複合的な課題を抱える世帯への相談支援を円滑化するため、多機関事業に取り組むこととなった。
- ・「地域福祉委員会」の活動状況を把握し、各地区の活動を推進するため、地域力強化事業に取り組むこととなった。

【取組内容（多機関事業）】

（相談支援包括化推進員の配置）

- ・相談支援包括化推進員を2名配置。1名は、3ヶ所の地域包括支援センターのうち、社協に委託している寺井地区「寺井あんしん相談センター」に配置。元々地域包括支援センター窓口で相談対応業務にあたっていた社協職員（社会福祉士）である。もう1名は、地域包括支援センターの支援や、障害等支援における基幹機能を担う市の福祉総合支援センターに配置。市福祉課所属で、これまでも相談支援において庁内外の機関のつなぎを行ってきた保健師である。
- ・地域包括支援センター側の相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える困難事例等が見つかった場合にケース会議を開催し、多機関をつなぎつつ支援の実施に向けたコーディネートを実施。支援のための体制構築、多機関への協力要請等にあたっては、市福祉総合支援センター側の相談支援包括化推進員とも連携。

（相談支援の実施）

- ・寺井あんしん相談センターでの包括的な相談支援については、町会・町内会長や、民生・児童委員へ直接説明するとともに、地区内配布のチラシで周知。10月～1月の間、新規生活困窮者相談3人、複合的な課題を抱える相談9家族の実績があった（相談支援実件数は24件、延べ件数は85件）。

（相談支援包括化推進会議）

- ・相談支援包括化推進会議として、地域包括支援体制協議体を設置。協議体委員は、町会連合会、婦人団体協議体、老人クラブ連合会など地域組織のほか、健康・医療・福祉関係団体、商工団体、大学、市で構成。協議体事務局は副市長をチーム長、関係部局（健康福祉・医療・企画・地域振興・スポーツ振興・商工振興関係課等）を構成員とするプロジェクトチームが担っており、庁内横断的な連携の下で協議体運営を進めている。今年度は11月、2月に協議体を開催。地域共生社会実現のビジョンと課題を共有し、地域づくり活動の展開を図った。
- ・協議体の下には、健康づくり、在宅医療・介護、地域の支え合いに関する専門部会や、政策検討部会を設置し、それぞれのテーマで課題や必要な社会資源について協議。その結果を踏まえ、協議体において社会資源創出に取り組むこととしている。
- ・これまで、特に新たな地域基金（後述）の創設について検討を進めてきた。

（地域基金の創設に向けた検討）

- ・多機関協働による地域包括支援体制の運営や、地域福祉活動を持続的に進めていくため、新たな地域基金創設の検討に着手。
- ・社会福祉法人の公益的事業に係る資金、社会福祉協議会会費、共同募金、ふるさと

納税、その他民間企業の出資等を活用して基金を立ち上げ、福祉活動を行う主体へ社会的インパクトに応じて資金を提供するソーシャル・インパクト・ボンド型の仕組みづくりを構想している。

【取組内容（地域力強化事業）】

（地域福祉委員会の活動支援員の配置）

- ・社会福祉協議会へ委託のうえ、地域福祉委員会の活動を可視化・サポートする支援員を1名配置。従前から委員会活動を支援してきた社協職員（CSW）が配置された。

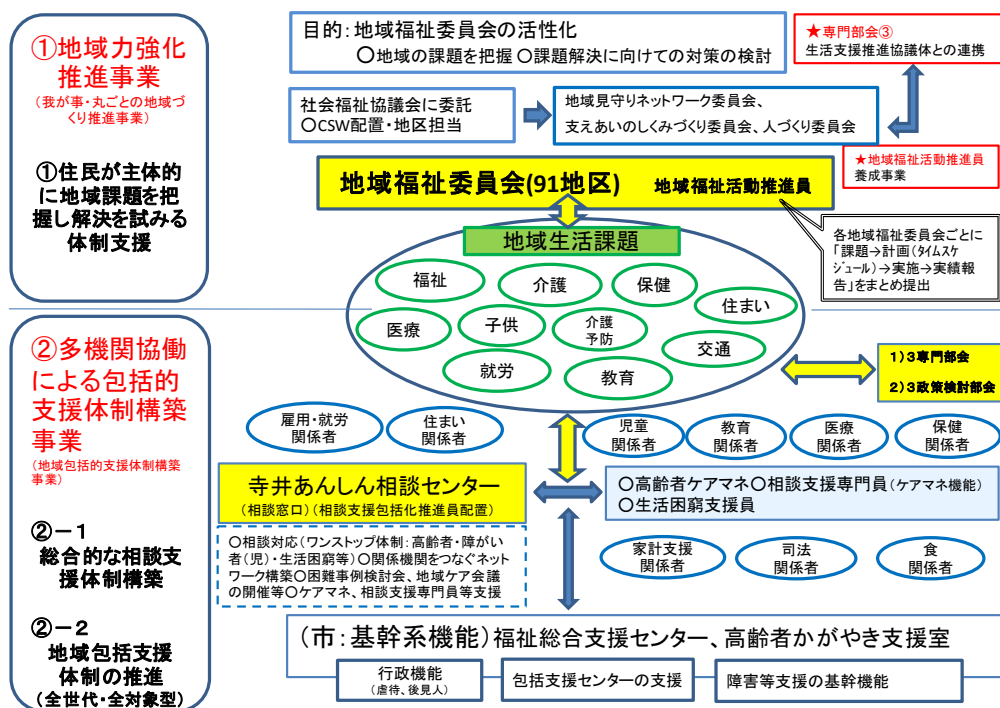
（地域福祉委員会の活動状況の見える化）

- ・支援員の役割として、各地域福祉委員会の取組状況を把握・整理することがある。今年度は、全委員会の活動状況、取組内容等を整理した報告書を作成。整理した情報を、次年度、市全体の課題の把握・解決策検討に役立てる方針。

（多機関事業との連携、地域課題解決に向けた取組）

- ・各地域福祉委員会と地域包括支援センターの連携、社会福祉協議会・地域福祉委員会が連携した地域課題解決に向けた取組も上記と並行して進めている。

我が事・丸ごとの地域づくり推進事業 【平成29年度】



【今後の展開】

(多機関事業に関する取組)

- ・地域包括支援センターを拠点とした包括的な相談支援、包括化の推進に向けた庁内外の連携の推進を引き続き進める。
- ・今年度検討に着手した新たな地域基金の創設に関しては、平成 31 年度基金創設を目標として、平成 30 年度から具体的に準備に取り組む予定。

(地域力強化事業に関する取組)

- ・今年度把握した地域福祉委員会の活動状況を踏まえ、次年度以降、活動強化に向けた取組を進める。
- ・地域福祉委員会と地域包括支援センターの連携、地域福祉委員会における地域課題解決に向けた取組を引き続き推進する。

④ 豊田市（愛知県）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
—	○	—

- 総合計画の策定をきっかけにした組織再編により「福祉総合相談課」を庁内に設置し、相談支援の包括化に取り組んでいる。
- 市内のモデル地区において「健康と福祉の相談窓口」を設置し、複合課題等への対応を強化するとともに、市民福祉大学の修了者を活用した地域づくりも検討している。

【現状及び取組経緯】

（総合計画策定をきっかけとした庁内体制整備）

- ・平成 29 年度策定の「第 8 次豊田市総合計画」において、「超高齢社会への適応」が重点施策として位置づけられた。さらに、組織改編によって「福祉総合相談課」を新たに設置し、庁内体制を整備した。

（地域密着型包括支援ネットワーク会議の開催）

- ・地域ケア会議の全市包括版である「高齢者支援ネットワーク会議」を平成 29 年度に再編し、高齢者以外にも対象を広げて実施している。こども、教育、農福連携、合併山間部の交通問題等の様々なテーマについても、関係機関が参加し課題を共有して、ネットワークを活用しながら連携して解決できないか議論する場となっている。
- ・中学校区単位のレベルで地域の課題を議論する場として、地域住民が委員である「地域会議」が設置されている。また、防犯などの自主活動の土壌ができています。

（「とよた市民福祉大学」の開講）

- ・平成 28 年度から、地域における福祉の担い手の育成等を目的に、「とよた市民福祉大学」を開講。課題別に受講生同士で学習し、最終的には各自が住んでいる地区で活動を展開することを目指している。第一期修了者には、地縁組織である「コミュニティ会議」の福祉部会メンバーになって係わる人、民生委員になる人、サロンを立ち上げる人等がいた。

（地域ふれあいサロンづくり）

- ・地域での活動、交流の拠点として地域ふれあいサロンづくりを進めてきた。市内に 300 以上あり、地域の主体が運営している。今後は対象者を広げることを検討している。

（取組経緯）

- ・豊田市は 10 年後には後期高齢者になる団塊世代が多く、元気うちに自助・共助ができる地域づくりや体制整備を行うことを目的に、多機関事業に取り組むこととした。

【取組内容（多機関事業）】

（「健康と福祉の相談窓口」の設置）

- ・ C S W（社協職員）と行政職員を配置する福祉全般の相談窓口を、旧豊田市内の支所単位ごとに設置する予定である。平成 29 年 7 月に高岡コミュニティセンターに「健康と福祉の相談窓口」を設置した。旧豊田市において最も本庁から遠く、相談に訪れにくい場所であったことからモデル的に設置することとした。
- ・ 元々、コミュニティセンターは支所も併設されていることから、地域の課題に関する情報が上がってきやすい場所であったが、「健康と福祉の相談窓口」を開設したことによってより多くの情報を受け止められるようになった。集まってくる情報としては、高齢者介護の問題が比較的多い。介護が必要な方がいれば地域包括支援センターに繋ぐ流れができています。
- ・ 要介護の高齢者と障がいを抱える子どもの複合課題があがってきた場合には、高齢者は地域包括支援センターに、障がいの子どもの場合は障がい福祉課や障がい者相談支援事業所にそれぞれ繋ぎ、役割分担を決めるなど支援をコーディネートする体制ができています。相談窓口はその後のアフターフォローまで担っている。複合課題を抱えている世帯について、これまで市が認識することが難しかったが、地域に拠点を設けたことによって情報が入りやすくなり、早期に訪問することができるようになった。
- ・ 窓口には生活困窮で来る方も多し。自ら足を運んでくる場合や、民生委員からの情報提供によって明らかになる場合がある。緊急度は高くないが気にかかる、といったレベルの課題を拾うことができるようになった。

（相談支援包括化推進員の配置）

- ・ 相談支援包括化推進員は、市福祉総合相談課 1 2 名と社協から相談支援の経験を有する職員 5 名を充てている。このうち社協職員 5 名を豊田市ではコミュニティソーシャルワーカー（C S W）としている。高岡の相談窓口配置された C S W は、地域に出ていくことによって、ネットワークの構築と課題把握を担っている。
- ・ 相談支援包括化推進会議は、共通するケースの共有、各機関が把握する地域課題・地域づくりに関する取組の共有、これらに関する共働の役割整理などを目的に、テーマや地区を絞って 3 回開催した。

【今後の展開】

- ・ 平成 30 年度は、地域力強化事業にも取組んでいく予定。高岡地区は自治区単位でインフォーマル支援の立上げのサポート等も実施しており、地域力強化の素地がある。
- ・ 「とよた市民福祉大学」の取組を、より地域に身近なものにしていくことも検討。例えば高岡地区にて市民福祉大学を開催し、修了後その地区で C S W と一緒に相談体制を構築するようなこともありうる。

【資料2】「『地域密着型』包括支援体制」の考え方

<全体の方向性>「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

- 「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多く、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行われる必要がある。

ポイント！「個別支援」と「支え合いの地域づくり」の連動性

「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される

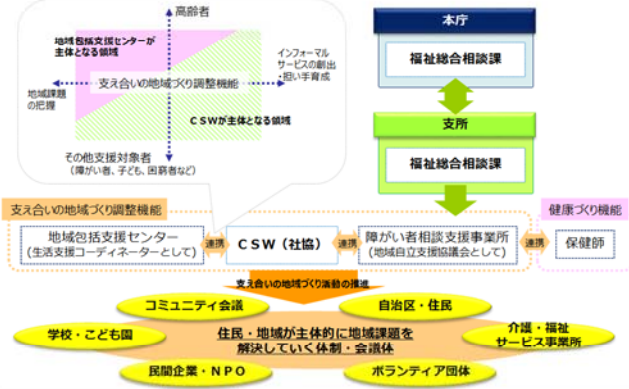
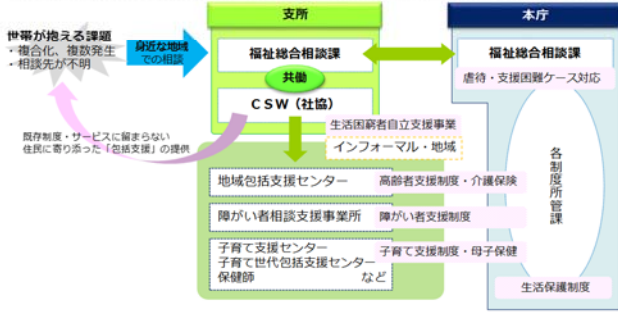
個別支援

連動した
実施

支え合いの地域づくり

支所配置の「福祉総合相談課」と「CSW(社協)」が共働して、相談受付からアセスメント、支援のコーディネートを実施するとともに、「CSW(社協)」が中心となり、既存制度・サービスに留まらない地域住民に寄り添った「包括支援」の提供を行う。

「CSW(社協)」と「地域包括支援センター」、「障がい者相談支援事業所」が連携し「支え合いの地域づくり調整機能」を担い、「福祉総合相談課」の後方支援を受けながら、住民活動を推進して「支え合いの地域づくり」を展開するとともに、必要に応じて施策立案・全市展開までつなげる。



	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○虐待・支援困難ケースへの対応 ○地域密着型包括支援体制の全体管理 ○全市的な施策展開の検討
	支所	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、既存制度へのつなぎ・紹介 ○CSWの後方支援（既存制度間の調整・コーディネートなど）
CSW(社協)	支所	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成 ○モニタリングを含む寄り添い型の定期的なケース管理（訪問） ○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター	各地域	○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース）
子育て世代包括支援センター 保健師	本庁 拠点支所	○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	支所	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
CSW(社協)	支所	○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援 ○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導
地域包括支援センター	中学校区	○協議体・地域ケア会議の開催調整・運営 ○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討
障がい者相談支援事業所	ブロック	○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整 ○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討

出典：豊田市資料

⑤ 東近江市（滋賀県）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
—	—	○

- 地域共生社会の流れを踏まえた第2次地域福祉計画の策定とあわせ、従来の地域における取組の強化を主要な目的とし、事業に取り組む。
- 地域住民を対象とした学習会や生活支援サポーター養成講座の開催のほか、社会福祉法人等が地域貢献に向けた取組について協議するためのラウンドテーブルを設置。

【現状及び取組経緯】

（14地区を単位とした地域福祉の推進）

- ・ 地域福祉に関しては、市域を14に分けた地区単位での取組が行われている。14地区は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社協の活動区域でもある。
- ・ まちづくり協議会は、地域での取組に積極的な市民等が参加しており、活動内容は地区によって異なる。市は、昨年度から地区ごとに地域担当職員（福祉関係だけでなく庁内の様々な部署から選ばれる）を配置しており、地域と行政との連携の強化に取り組んでいる。
- ・ そのほか、NPOや企業による中間的就労支援や住民による生活支援の取組が各地区で進められている。また、地区ボランティアセンターは高齢者、子育て世代、学生等が集える世代間交流の地域拠点となっている。

（地域福祉計画の策定及び庁内体制の整備）

- ・ 平成27年3月に「東近江市地域生活支援計画」を策定。相談機能強化、生活困窮に関する予防的支援、生活困窮者の社会参加促進を目標として、取組を進めてきた。
- ・ その後、国の地域共生社会に関する取組を踏まえ、平成29年3月に「第2次東近江市地域福祉計画」を策定。計画では「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、「わがごと」の地域づくり、「まるごと」のしかけづくり、「みんなの応援」の仕組みづくりを計画の推進に向けた3本の柱に掲げている。
- ・ 地域福祉計画推進委員会の作業委員会として設置している「地域福祉プロジェクト委員会」が庁内における地域福祉推進の中心的な役割を担っている。健康福祉政策課が事務局となり、福祉関係部署、まちづくり協働課、こども家庭課に加え、出口としての就労支援も重要となること等を踏まえ、商工労政課も参加している（計4部11課）。

（取組経緯）

- ・ 地域福祉計画を踏まえ、地域における取組の強化を主な目的とし、地域力強化推進事業に取り組んでいる。

【取組内容（地域力強化事業）】

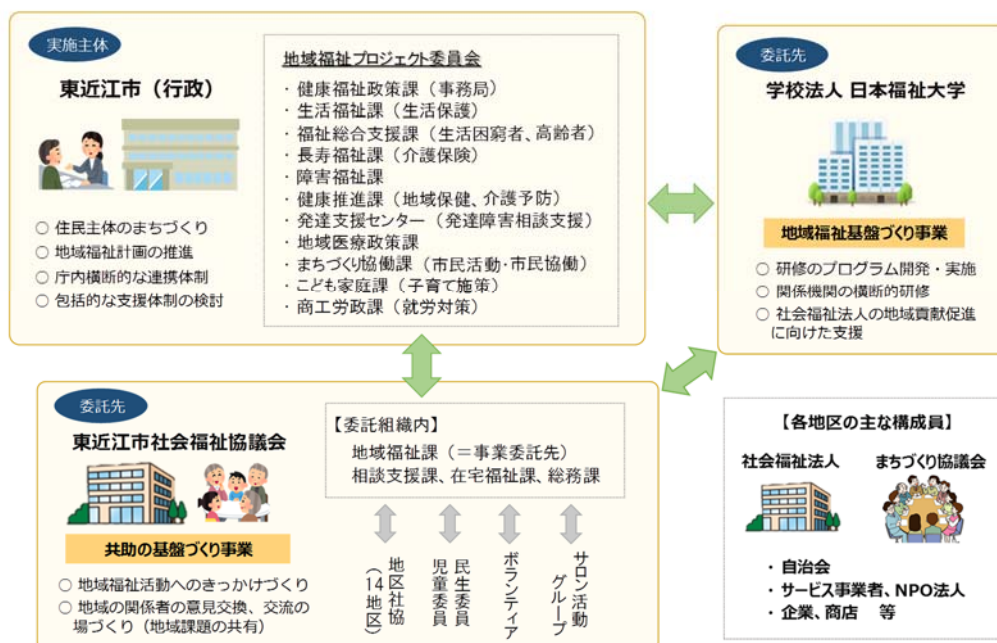
（共助の基盤づくり事業）

- ・東近江市社会福祉協議会と協力し、地域生活課題の把握や解決策の検討を行うため、住民や地域の関係機関の意見交換、交流の場として、学習会や生活支援サポーター養成講座を14地区において開催している。サポーター育成に関しては、平成21年度から取り組んでおり、地域力強化事業をきっかけに取組を拡充している。
- ・住民の地域福祉に関する意識の向上と、サポーターの育成を目的としており、一定の成果が見られる。また、社会福祉協議会のCSWが各地区に出向くことにより、住民の困りごとを発見し専門機関につなげる関係性の構築も進んでいる。

（地域福祉基盤づくり事業）

- ・日本福祉大学と協力し、社会福祉法人等を対象とした研修プログラムを実施。社会福祉法人等が参画するラウンドテーブルを設定し、具体的な地域貢献の実現に向けた検討を行っている。
- ・今年度は、市社会福祉協議会を含めた6法人がラウンドテーブルに参加し、日本福祉大学、外部コーディネーター、行政等が参画しながら、サービスの内容、法人内での合意形成等に関する検討を実施。10月から月1回程度開催している。
- ・社会福祉法人が施設利用者だけでなく、地域にも目を向けていくきっかけとなっており、地域住民を対象としたサロンの開催等の具体的な動きも見られる。

【事業実施体制】 地域力強化推進事業 ～ 滋賀県東近江市 ～



出典：東近江市資料

【今後の展開】

（包括的な相談支援体制の構築）

- ・東近江市では、健康福祉部福祉総合支援課が、地域包括支援センターの運営、障害者、生活困窮者の総合相談を担当しており、行政内での連携の枠組みは一定程度整っている。一方で、制度のはざま等に該当するケースについては、把握や対応が十分に出来ていないことを課題として認識している。制度による支援が届かないケースは、子どもや障害の分野に多い。
- ・本年度は、有識者委員会及び庁内プロジェクトチームにおいて、包括的な相談支援体制、多様な主体との協働について検討している。来年度以降、健康福祉部及び子ども未来部において、制度のはざま等に該当するケース、複合課題を有するケース等について、どのようなものがどの程度あるかについて実態を把握し、対応策について検討していく。

（地域力強化事業の継続実施）

- ・地域力強化に関する取組は今後も継続する。特に地域福祉基盤づくり事業に関しては、来年度以降サービスの具体化に取り組む。

⑥ 阪南市（大阪府）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
—	—	○

- 長年の取組で築かれた地域福祉に関する基盤のうえで地域の実情にあわせた柔軟な活動を行う「共生の地域づくり推進員」を配置し地域力強化を推進。
- 地域における福祉の担い手養成を目的とした「子ども福祉委員」の創設や多世代が交流する「共生型サロン」の拡充等にも取組む。

【現状及び取組経緯】

（地域福祉に関する取組の蓄積）

- ・平成10年度以降、12ある小学校区を単位とした小地域ネットワーク事業を開始するとともに、平成12年度には市と市社会福祉協議会の公民協働により「阪南市地域福祉推進計画」を策定した。それ以降、小学校区及びより小さな自治会単位での地域福祉に関する取組を積極的に推進してきた。
- ・CSWの配置や、ふれ愛配食サービス、くらしの安心ダイヤル事業等のサービスを展開するとともに、第2期地域福祉推進計画策定（平成23年度）以降は、まちなかサロン等、地域課題の発見、共有の場としての機能の創出にも取組んできた。

（取組推進における課題）

- ・地域福祉に関する取組を進める中では、市社会福祉協議会が中心的な役割をはたしてきたが、CSW等の配置に関しては人員的に余裕がなく、地域間での連携やアウトリーチ等に関して十分に実施できていない現状があった。

（取組経緯）

- ・小学校区を基盤とした地域福祉推進の蓄積を活かすとともに、新たに「共生の地域づくり推進員」の配置等により市社会福祉協議会の機能の拡充をはかり、住民の主体形成・地域福祉活動の発展を推進することを目的に、地域力事業に取組む。

【取組内容（地域力強化事業）】

（共生の地域づくり推進員の配置）

- ・市社会福祉協議会内に、共生の地域づくり本部長（1名）と、共生の地域づくり推進員（2名）を配置。推進員は生活支援コーディネーター（第2層）を兼務する。
- ・本部長は市社会福祉協議会の事務局長が担当しており、市域全体における地域づくりや関連団体間の連携を担当。推進員は、既存のCSWと連携し12の校区単位で

の地域づくりをすすめる。具体的には、アウトリーチ等の積極的な実施を通じた課題等の把握、地域における拠点・活動等の立上支援、関係機関との連携や福祉サービスへのつなぎなど、地域の実情に応じた多様な活動を実施している。

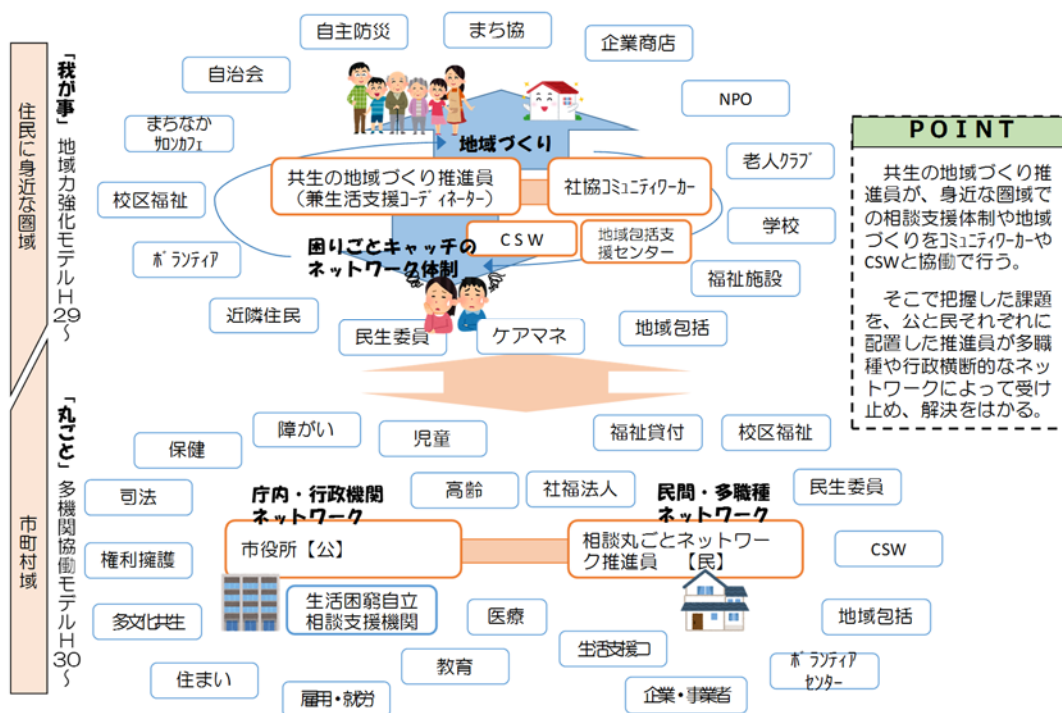
(子ども福祉委員の創設)

- ・地域における担い手づくりの一環として、桃の木台校区（中学校区）において「子ども福祉委員」を創設した。現在は、学校外の自主活動として、中学1、2年生12人が、福祉委員や民生委員と連携しながら、高齢者宅の訪問等の具体的な活動を実施。
- ・子どもが自ら課題を把握し対応を考えることが重要であるとの認識のもと、自主性を尊重した取組としている。次年度以降他の校区へ展開していく予定。

(地域活動等のための拠点の設置・拡充)

- ・平成22年度以降設置をすすめてきたまちなかサロン・カフェの取組を拡充する形で、福祉施設や病院を開放した共生型サロン、地域交流館を拡充した認知症カフェ＋サロンを設置。住民によるサロンの立上げも積極的に支援している。
- ・共生型のサロンには、高齢者～児童まで多世代の利用者があり、幅広い交流が実現されている。

阪南市における“我が事・丸ごと”共生の地域づくり事業 推進体制図(案)



出典：阪南市社会福祉協議会資料

【今後の展開】

- ・現在、地域力強化の取組の中で、地域と地域の間での情報交換等を積極的に実施しており、地域のつながりづくりに関わる諸団体のネットワーク化に努めている。
- ・市社会福祉協議会を中心とした取組により、地域内でのネットワークについてはある程度構築されている。一方行政内での連携、市域全体における多機関の連携には課題がある。
- ・地域で把握された複合課題等については、市社会福祉協議会が受託している地域包括支援センターを始め、生活困窮者自立支援等ネットワークによって受け止めつつ、平行して包括的支援体制構築を見据えたネットワーク化にも公民協働で取り組む。
- ・具体的には、平成 30 年度以降行政内での体制づくりを含めた包括化の推進に取組み、平成 31 年度に多機関との連携を進め包括的な相談支援体制を構築する予定。

⑦ 黒潮町（高知県）

H28 多機関	H29 多機関	H29 地域力
—	—	○

- 地域福祉計画を踏まえた取組を実践する中で課題となっていた「地域課題の解決に向けた仕組みづくり」を推進することを目的に事業を実施。
- 地域福祉に関する活動の拠点となっている「あったかふれあいセンター」を中心とし、住民座談会の開催や、課題を受け止める場の強化等に取組んでいる。

【現状及び取組経緯】

（地域福祉計画にもとづく地域課題への対応）

- ・第1期黒潮町地域福祉計画（計画期間平成24年度～28年度）を策定する際に13の地域課題を整理し、計画期間を通してこれらの課題に対応していくこととした。
- ・平成23年度以降、高知県が推進する「あったかふれあいセンター事業」を活用し、センターの設置を進めている。現在町内で4箇所、平成31年までに6箇所まで増やす計画である。センターは住民の活動の拠点でもあり、交流、情報共有、見守り、生活支援等多様な機能を有し、第1期計画で挙げた課題の多くにセンターの運営をとおして対応してきた。
- ・平成29年3月に策定した第2期地域福祉計画においては、13の地域課題を継承しながらも、そのうちの「地域での見守り体制」、「支え合いの仕組みづくり」、「ボランティアの育成」、「地域を元気に」を重点4項目とし、取組を推進することとしている。重点項目は、第1期計画の取組を踏まえ、センターの機能だけでは対応が難しい地域課題を中心に設定し、住民と一緒に取組むこととしている。
- ・センターが多機能で様々なニーズに対応するがゆえに、地域住民が主体となった取組が進まないケースもあった。第2期の計画策定においては、地域を如何に巻き込むかを重視し、策定委員にも地域住民や地域団体関係者を積極的に登用した。

（取組経緯）

- ・行政による地域力強化に関する取組は、地区防災をはじめ、高齢者を対象としたサロン事業、前述のセンター事業、障害者の相談支援事業等があり、同じ地域や個人を対象とした場合でも、事業間の連携が十分でないケース等があった。
- ・これまでの地域課題に関する取組を踏まえた「地域課題の解決に向けた仕組みづくり」をさらに進めることを目的に、地域力事業に取組むこととした。

【取組内容（地域力強化事業）】

（地区住民座談会の開催）

- ・地域課題等や集落の性格等を踏まえ町内を7箇所のエリアに区分したうえで、4箇

所のセンターを活用し、エリア単位での地区住民座談会を開催した。

- ・地区座談会は、地域におけるネットワークづくりや将来イメージの共有を目的に開催されており、目的や内容はエリア毎に大きく異なる。例えば、明神・浜町・会所エリアでは身近な場所を活用した住民活動の可能性等を、伊田浦エリアでは休校となった小学校の地域拠点としての活用をテーマとして座談会を開催した。
- ・座談会は課題の把握ではなく、地域住民が主体的に取り組んでいることを明確にし、継続するための方策を考え、更なる取組に繋げることを目指している。

(あったかふれあいセンターを中心とした地域力強化)

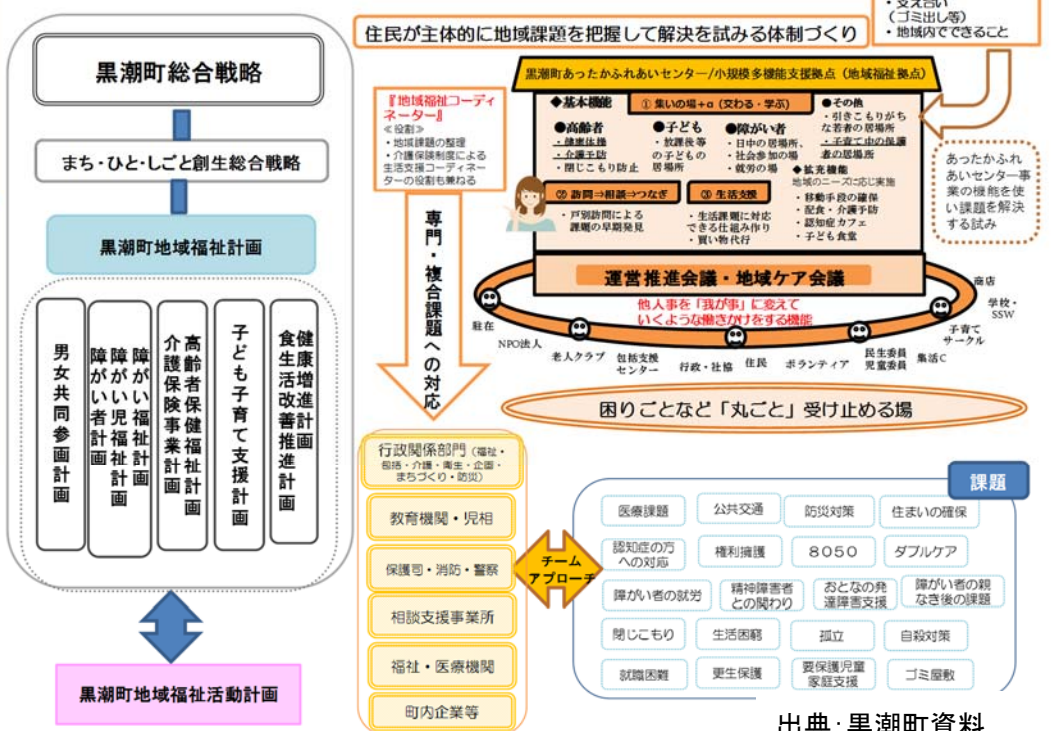
- ・センターには、地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）が常駐しており、地域における課題を丸ごと受け止める場所として機能している。社協のCSWは、この地域福祉コーディネーターと連携し、地域において把握した課題等を整理し、関係機関につなぐ役割を果たしている。
- ・センターで把握した課題を地域全体の課題として共有したうえでの対応を協議する検討会を開催している。

(その他地域力強化に資する取組)

- ・地域住民等（20人）と行政や関連機関の合同会議を6月と12月、2月に開催した。社協職員がコーディネーターとなり、地域における「ひとづくり」、「仕組みづくり」、「環境づくり」のあり方を協議する場とし、地域福祉を推進していくこととしている。

黒潮町版 地域包括ケアシステムの構築に向けて

～あったかふれあいセンターが取組む地域との連携・地域資源をつなぐ機能の強化～



【今後の展開】

- ・センターを中心としたこれまでの取組を踏まえた地域主体の参加促進を今後とも継続していく予定。NPO等の新たな主体との連携も模索している。